平成26事業年度 業務実績等報告書

自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

# 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定							
評定	B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況					
(S, A, B, C, D)		2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		A	В				
評定に至った理由	項目別評定は一部がAであるものの、多くの業務についてはBであり、また全体の評定を引き下り	げる事象もなかっ	たため「独立行政	・	- 関する指針」に基~	づきBとした。	

2. 法人全体に対する記	2. 法人全体に対する評価									
法人全体の評価	中退共の退職金未請求者への取組では未請求率が過去と比べて最も低い 1.40%まで縮減できたこと、効果的な加入促進対策により加入者数が機構全体で目標値を 107.0%と上回ったことなど一定の成果を出している。 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。									
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。									

## 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期日標管理法人 年度評価 項目別評。中期計画(中期目標)	AC NO 10 2X		F度評信	Hi .		項目別調	備考
	2 5	2 6	27	28	2 9	書No.	C. an
	年度	年度	年度	年度	年度	<b>110.</b>	
I. 国民に対して提供するサービスその(				,			
第2 国民に対して提供するサービスその	L-> /C-1/.	, , , , , , ,	,,11,	N / D 7			
他の業務の質の向上に関する目標を							
達成するためとるべき措置							
I 退職金共済事業							
1 確実な退職金支給のための取組							
(1) 一般の中小企業退職金共済事業	A	Α				1 – 1	P.3
における退職金未請求者に対す							
る取組							
(2) 特定業種退職金共済事業	В	В	•••••		•	1 - 2	P.8
2 サービスの向上							
(1) 業務処理の簡素化・迅速化	А	В	***************************************			1 – 3	P.18
(2) 情報提供の充実、加入者の照	В	В	***************************************			1 - 4	P.21
会・要望等への適切な対応等		İ					
(3) 積極的な情報の収集及び活用	В	В				1 - 5	P.24
3 加入促進対策の効果的実施	В	В				1 - 6	P.27
(1) 加入目標数							
(2) 加入促進対策の実施							
Ⅱ 財産形成促進事業	В	В				1 - 7	P.40
1 融資業務について							
2 周知について							
3 勤労者財産形成システムの再構築							
※重要度を「高」と設定している項目について	14夕部部	の性に「	0 1 tok	+-}-			

※重要度を「高」	と設定している項目については各評語の横に「○」を	と付す
----------	--------------------------	-----

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線

中期計画(中期目標)		年	F度評估	Б		項目別調	備考
	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	書No.	
	年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成							
するためとるべき措置							
1 効率的な業務実施体制の確立等	A	В				2-1	P.45
2 中期計画の定期的な進行管理							
3 内部統制の強化							
4 情報セキュリティ対策の推進							
5 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	В				2 - 2	P.50
(1) 一般管理費及び業務経費							
(2) 人件費							
(3) 契約の適正化の推進	A	В				2 - 3	P.53
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
第3財務内容改善に関する事項							
I 退職金共済事業							
1 累積欠損金の処理	Α	Α				3 – 1	P.56
2 健全な資産運用等	A	В				3 - 2	P.58
Ⅱ 財産形成促進事業	A	В				3 - 3	P.65
Ⅲ 雇用促進融資事業							
IV. その他の事項							
第4 その他業務運営に関する事項	A	В				4 - 1	P.68
第5 予算、収支計画及び資金計画							
第 6 短期借入金の限度額							
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供し							
ようとするときは、その計画							
第8 剰余金の使途							
第9職員の人事に関する計画							
第 10 積立金の処分に関する事項							

## 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-1	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業	業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組								
業務に関連する政策・施	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4・2)	当該事業実施に係る根拠 (個 中退法第70条第1項								
策		別法条文など)								
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業								
度		レビュー								

①主要なアウトプ	ット(アウ	トカム)情	報					②主要なインプット情	<b>青報(財務情報及</b>	び人員に関する	情報)		
指標	達成目標	25年度 (23年度)	26年度 (24年度)	27年度 (25年度)	28年度 (26年度)	29年度 (27年度)	※( )は 脱退年度	指標	2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
請求権が発生した	平成 29 年							予算額 (千円)	_	_			
年度における退職	度に 1%						\	決算額 (千円)	_	_		 	
者数に対する当該	程度							経常費用 (千円)	_	_		 	
年度から2年経過								経常利益 (千円)	_	_		 	
後の未請求者数の								行政サービス	_	_		 	
比率								実施コスト (千円)				I	
実績値		1. 59%	1.40%					従事人員数(人)	_	_		 	
(参考) 取組後 前中期目標期間実績		20年度 (18年度)	21年度 (19年度)	22年度 (20年度)	23年度 (21年度)	2 4 年度 (2 2 年度)							
実績値		2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%						 	
(参考) 取組前実績		17年度 (15年度)	18年度 (16年度)	19年度 (17年度)									
実績値		3.01%	2.82%	2.73%									

注)独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「一」表示とする。

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
<ul><li>第3 国民に対して</li><li>提供するサービス</li><li>その他の業務の賞の向上に関する事項</li></ul>	第2 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置	第2 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<定量的指標> ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度として	<評定と根拠> 評定: A 新たな未請求退職金の発生! については、2回目、3回目。 求手続要請や未請求者の在宅! に焦点を合わせたテレホンアーチを実施し、脱退後2年経!
I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	いるか。	の未請求率を1.40%まで縮減 ことができ、過去と比べて最
1 確実な退職金支 給のための取組 機構は、現在行って共 後業務につい被大店でいる契約以下「視点に立立大 方契約以下「視点に立上 いう。)の視点に立上 を行うこと。また、厳格 な評価及び、取組の見直 は変評価でい、取組 しを行うこと。	1 確実な退職金支 給のための取組	1 確実な退職金支 給のための取組	1 確実な退職金支給のための取組	<その他の指標> なし	い数値となった。 平成 25 年1月1日の省令により「被共済者退職届」に済者住所の記載を規定したこら、退職後の早い時期(退職か月経過後)に、当該住所を請求手続を要請している。 累積した未請求退職金につは、平成 24 年度までに一連のを完了しているが、住所情報供があってなお未請求でいる済者に対して再度請求手続をした。
(1) 一般の中小企業 退職金共済事業	退職金共済事業に おける退職金未請 求者に対する取組 厚生労働省の協力 を得つつ、以下の取組 を着実に実施するこ とにより、請求権が発	(1) 一般の中小企業 退職金共済事業に おける退職金未請 求者に対する取組	(1) 一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業における退職金未請求者に対する取組  退職金未請求者を縮減するため、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施するなどの効果的な対策の推進を図り、下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、脱退後2年経過後の未請求率を取組開始前の2.8%前後	<評価の視点> ・ 加入時及び毎年1回の被 共済者宛の通知を着実に実 施しているか。	これらを踏まえAと評価す  <評価の視点> ・ 加入時に事業主を通じて規及び追加加入の被共済者し、「加入通知書」を通知 ・ 既加入の被共済者に対し業主を通じて、「加入状況のらせ」を被共済者宛に通知
	生した年度における 退職者数に対する、当 該年度から2年経過 後の未請求者数の比 率を最終的に1%程 度とすることを目標 とし、中期目標期間の 最終年度(平成29年 度)に図え		に比して、平成 26 年度末 (平成 24 年度脱退) までに 1. 40%まで縮減することができ、過去と比べて最も低い数値となった (これまでで最も低い数値:平成 25 年度末 (平成 23 年度脱退) 1. 59%))。         取組節         取組節       取組後         脱退年度       16 年度       17 年度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度	・ 退職時の被共済者の住所 情報を把握するための取組 を着実に実施しているか。	<ul> <li>「被共済者退職届」によ職時における被共済者の自報を把握した。</li> <li>「被共済者退職届」の被者住所記入欄が未記入の共約者に対し、今後の提出にて住所記載の協力依頼の支送付した。</li> </ul>
① 今後の確実な支 給に向けた取組 未請求退職金の 発生防止の観点か ら、	成を図る。 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金 共済(以下「中退共」	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求 を促すため、平成26年度においては、以下の取組を実施した。	・ 未請求退職者に対する請 求手続要請の取組を着実に 実施しているか。	・ 退職後3か月経過しても 求となっている者に対する の取組を実施した。 ・「被共済者退職届」の報 者住所記入欄の住所 基に請求手続を要請。 ・「被共済者退職届」に信 報がない対象事業所

	していることの認識 を深めること及び未 請求者に請求を促す ため、以下の取組を行 う。	者に請求を促すため、 平成 26 年度において は、以下の取組を行 う。		
・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること	i) 加入時に事業主を 通じて、中退共事業 に加入したことを 被共済者宛に通知 する。	i)事業主を通じて、 新規及び追加加入 の被共済者に対し、 中退共事業に加入 したことを通知す るとともに、既加入 の被共済者に対し ては、加入状況をお 知らせする。	i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 加入通知書発送 共済契約者数 11,815所 被共済者数 338,185人	
	ii) 毎年1回事業主を 通じて、「加入状況 のお知らせ」を被共 済者宛に通知する。	ii) 毎年1回事業主を 通じて、「加入状況 のお知らせ」を被共 済者宛に通知する。	ii) 事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 360,458所 被共済者 3,249,398人	5 1
・「被共済者退職届」 により退職時にお ける被共済者の住 所把握を徹底する こと	iii)被共済者の退職時 に事業主が提出す る「被共済者退職 届」への被共済者の 住所記入を徹底し、 退職時の被共済者 の住所情報を把握 する。	iii)被共済者の退職時 に事業主が提出す る「被共済者退職 届」への被共済者の 住所記入を徹底し、 退職時の被共済者 の住所情報を把握 する。	iii)「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 (平成 26 年度に提出された「被共済者退職届」のうち住所記入があったものの割合 96.53%) 「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者 4,441 所に対し、今後 の提出について住所記載の協力依頼の文書を送付した。	• 2
・「に対している。」というでは、は、のでは、は、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	iv) 退職後3か月となる。 は、3か月となる。 は、3、か月となる。 は、4、は、4、は、4、は、4、は、4、は、4、は、4、は、4、は、4、は、4	iv) 退職後3か月と第3か月と第3か月と第3か月と第4年 では、10年 では、10	iv) 退職後3か月経過しても未請求でいる被共済者に対して、下記の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報を基に17,659人の被共済者に対して請求手続を要請した。 ○「被共済者退職届」に住所情報のない、1,427事業所に対して、2,119人の被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報を基に530人の被共済者に対して請求手続を要請した。 ○上記の他、下記の取組等により入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続きを要請した。 ・請求手続要請者301人 ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ(住所提供依頼数997所1,453人)(調査票再発行149所222人) ・「被共済者退職届」の提出が遅れた(対策後)事業所に対する情報提供依頼(住所提供依頼数219所225人)	A
	v) その後一定期間経 過しても未請求と なっている被共済 者に対して、再度請 求手続を要請する。	v) その後一定期間経 過しても未請求と なっている被共済 者に対して、再度請 求手続を要請する。	v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、請求勧奨文書の送付またはテレホンアプローチなどにより請求手続を再要請した。 ○脱退後2年経過直前の未請求者4,728人に対し、請求手続を要請した。 ○平成21年度脱退で脱退後5年経過直前の未請求者1,677人に対し、請求手続を要請した。	

・住所情報提供依頼しても回答のない対象事業所に対しては、テレホンアプローチによる住所情報提供依頼。

その後一定期間経過しても未 請求となっている者に対する以 下の取組を実施した。

- ・脱退後2年経過後の未請求 者に対して2回目の請求手 続を要請。
- ・脱退後5年経過前の未請求 者に対して3回目の請求手 続を要請。
- ・ 累積した未請求退職金に ついて、未請求者の現状を 踏まえた効率的な対策を実 施しているか。
- 未請求者縮減のための周

知が効果的に実施されてい

るか。

調査・分析を行い、それ を踏まえた対応策が実施さ れているか。

- ・ 脱退後5年以上経過した未請 求者で、住所情報の取得が出来 た者のうち、いまだ未請求でい る者(平成16年度、平成17年 度脱退者)に対して再度請求手 続を要請した。
- ・ ホームページへの年間を通しての掲載により周知を実施すると共に、「中退共だより13号」、「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキにて周知を行った。
- ・「退職金実態調査」において、 未請求縮減対策として「退職金 等未請求者縮減のために有効な こと」、「退職金の時効につい て」、「未請求者への今後の取組 ついて」の設問を設けて 4,210 社から回答を得ることができ た。

#### <課題と対応>

脱退後2年経過後の未請求率を 過去と比べて最も低い1.40%に縮 減することができたものの、平成 29年度に達成すべき水準である 1%程度に近づけるための新たな 取組として、本年5月7日に公布 された「独立行政法人に係る改革 を推進するための厚生労働省関係 法律の整備等に関する法律」の、中小企業退職金共済法の一部 が改正され、平成28年4月から未 請求対策に住基ネットの活用が可 能となる予定である。

このため、平成28年度以降は、 住基ネットを活用し、更なる未請 求率の縮減に努めることとする。

# 取組について、毎年 度、成果の検証を行 い、取組の見直しを 行う。

### ロ 累積した未請求 退職金を縮減する ための対策

既に退職後5年以 既に退職後5年以 上を経過した未請求 上を経過した未請求 の退職金については、 の退職金については、 未請求者の現状を踏 未請求者の現状を踏 まえた効率的な対策 まえた効率的な対策 を行うという観点か として、既に住所が把 ら、退職金請求の可能 | 握できており、かつ、 性が低い者について 請求が見込まれる者 は、長期にわたる事務を中心に請求手続を 管理コストの削減等 要請するなど、長期に の観点から、例えば時しわたる事務管理コス 効の援用など新たな トの削減等の観点か 長期未請求者の縮減 ら、例えば時効の援用 方策を厚生労働省と など新たな長期未請 連携しながら検討す 求者の縮減方策を厚 ること。 生労働省と連携しな がら検討する。

② 既に退職後5年を

超えた未請求者に

対する取組

# 取組について成果 の検証を行い、必要 に応じ対応を検討 する。

### ロ 累積した未請求 退職金を縮減する ための対策

既に退職後5年以 上を経過した未請求 の退職金については、 未請求者の現状を踏 まえた効率的な対策 として、既に住所が把 握できており、かつ、 請求が見込まれる者 を中心に請求手続を 要請するなど、長期に わたる事務管理コス トの削減等の観点か ら、例えば時効の援用 など新たな長期未請 求者の縮減方策を厚 生労働省と連携しな がら検討する。

- vi) 前記 i) ~ v) の | vi) 前記 i) ~ v) の | vi) 前記 i) ~ v) の取組について成果の検証を行い、下記の対策を追加実施した。
  - 〇脱退後2年経過前の未請求者でv)の請求勧奨文書を受け取らなかった者331人に対して 再度請求手続を要請した。
  - ○平成24年度脱退者でこれまでの調査票の回答がなく、テレホンアプローチでも応答がなか った89事業所(被共済者数 114人)に住所提供の調査票を再送付した。

#### ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策

- ○脱退後5年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求でいる被共済者に対 して、再度請求手続を要請した。
- 請求手続要請者 1,105人(平成16年度脱退者) 908 人 (平成 17 年度脱退者)
- ○その他の対策として、退職金額300万円以上500万円未満の累積した未請求者のうち、住 所情報のある被共済者(平成25年度及び平成26年度に対策した者は除外)に対して再度 請求手続を要請した(退職金額500万円以上は平成25年度に実施)。
  - ·請求手続要請者 28 人 (平成 20 年度以前脱退者)

【平成 26 年度計画の対策】			
請求勧奨の対象	依頼所数	依頼者数	手続 要請者数
「被共済者退職届」に住所情報あり(25年12月~26年11月)	_	-	17,659 人
「被共済者退職届」に住所情報なし(25年12月~26年11月) (※手続要請者は25年10月~26年9月脱退分)	1,427所	2,119人	(※) 530 人
住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請(25年10月~26年9月)	427 所	722 人	
住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチによ り得られた情報を基に手続要請 (脱退後2年経過直前)	570 所	731 人	301 人
(調査票の再発行)	149 所	222 人	
退職届の提出が遅れた(対策後)事業所への情報提供依頼に より得られた情報を基に手続要請(平成24年度脱退)	219 所	252 人	
平成 24 年度脱退の未請求者に 2 回目の手続要請	_	-	4,728 人
平成 21 年度脱退の未請求者に3回目の手続要請	_	-	1,677 人
平成 16 年度脱退及び平成 17 年度脱退の未請求者に対する 2 回目の手続要請			1, 105 人 908 人
小計 ①	2,792所	4,046 人	26,908 人

【平成 26 年度計画以外の取組】									
請求勧奨の対象	依頼所数	依頼者数	手続 要請者数						
平成 24 年度脱退の未請求者でこれまでの要請に応答がな かった者に再度手続要請	-	_	331 人						
平成 24 年度脱退で住所情報の回答がなく、テレホンアプローチの応答もない事業所へ最要請	89 所	114 人	-						
累積した未請求者のうち住所情報のある高額者(退職金 300 万円以上 500 万円未満)に再勧奨	-	-	28 人						
小計 ②	89 所	114人	359 人						
合計 ①+②	2,881 所	4,160 人	27, 267 人						

## ③ 加入者への周知 広報

引き続き、あらゆる

### ハ 周知の徹底等

退共事業加入の事

#### ハ 周知の徹底等

i)ホームページに中 i)新規契約申込書に 設けた「ホームペー

#### ハ 周知の徹底等

i)新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、11.556 件のうち、承諾を得られた 5,229 件追加掲載した。

機会を通じて未請求	業所名を検索でき	ジへの事業所名掲	平成 27 年 3 月末の掲載数 282, 326 件	
者縮減のための効果	るシステムを構築	載可否 欄の回答を	〒JX 21 〒 0 月 N V 7 19 秋	
的な周知広報を行う	し、被共済者等が自	集計し、順次追加掲		
こと。	ら加入事業所を調	載する。		
	べることを可能と	戦りる。		
	しており、引き続			
	き、新規加入事業所			
	名を追加掲載する。			
	右を坦加拘戦 9 る。			
	前) ホームページに来	ii)ホームページに来	   ii ) ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載した。	
	請求に関しての注	請求に関しての注	1) 3. 日、日に水明がに関していた恋を伝える、日間を通じて関係した。	
	意喚起文を、年間を			
	通して掲載する。	通して掲載する。		
	W 0 (14)4% / 0°	750 C1444 / 00		
	iii) その他あらゆる機	iii) その他あらゆる機	iii)「中退共だより 13 号」(平成 26 年 4 月発送) 及び「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガ	
	会を通じた注意喚	会を通じた注意喚	キ (平成 26 年 7 月発送) において注意喚起を行った。	
	起を引き続き行う。	起を引き続き行う。		
	二調査、分析	二調査、分析	二 調査、分析	
	加入事業所及び被	これまでに行った	10 月に実施した「退職金実態調査」において、未請求縮減対策として「退職金等未請求者	
	共済者に対する調査	未請求対策による効	縮減のために有効なこと」、「退職金の時効について」、「未請求者への今後の取組について」	
	の実施等により、未請	果の検証、加入事業所	の設問を設けて 4,210 社から回答を得ることができた。	
	求原因の分析を行い、	及び被共済者に対す		
	その結果をその後の	る調査結果等により		
	対応策に反映させる。	未請求原因の分析を		
		行い、その後の対応策		
		に反映させる。		

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-2	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 (2)特定業種退職	金共済事業							
業務に関連する政策・施	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ·施策大目標 4·2)	当該事業実施に係る根拠(個	中退法第 70 条第 1 項						
策		別法条文など)							
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業							
度		レビュー							

①主要なアウトス	プット (アウト	・カム)情報						②主要なインプッ	ト情報(財務情報及	び人員に関す	る情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度共 済手帳貼付未 確認額 (累計額)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共済証紙の販売	前中期目標期							予算額 (千円)	_	_			
額の累計と貼付	間の終了時												
確認額の累計の	(24年度) か												
差額	ら 100 億円程												
	度減少												
減少額			27 億円	15 億円				決算額 (千円)	_	-			
			増加	増加				経常費用 (千円)	_	-			
								経常利益 (千円)	_	_			
								行政サービス	_	_			
								実施コスト(千円)	1				
								従事人員数(人)	_	_			

注)独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「一」表示とする。

各事業年度の業務に	係る目標、計画、業績	客実績、年度評価に係る。	る自己評価		
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
(2)特定業種退職金 共済事業	(2)特定業種退職金 共済事業	(2)特定業種退職金 共済事業	(2)特定業種退職金共済事業	<定量的指標> ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差	<評定と根拠> 評定:B 長期未更新者調査などの各種
① 建設業退職金共 済事業における共 済手帳の長期未更 新者への取組	① 建設業退職金共 済事業に以上いる 法3日でいていい下にいる 済者者者といいでいいでいる である。 である。 である。 である。 である。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	① 建退共事業における過去3年に以上手帳の選先を受ける。 手帳を対するでは、 手帳をはいいはない。 「長期・のうち確か。」 中では、 中では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	① 建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者(以下「長期未更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等	C / A   1	取組により、手帳更新、退職会請求などの改善が見られた。 請求などの改善が見られた。 方、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を対 実に進めることができた。 共済証紙販売額の累計と貼確認額の累計と貼確認額の累計の差額につい は、適正な貼付に向けた取組行った結果、24年度と比較し
・加入時及び手帳更新	等 イ 確実な退職金支	イ 確実な退職金支	イ 確実な退職金支給のための取組		約15億円増加した。 これらを踏まえBと評価 る。
時における被共済者の住所把握を徹底すること。	給のための取組 i)新規加入時に被共 済者の住所の把握 を徹底し、建退共事 業に加入したこと を本人に通知する。	給のための取組 i)新規加入時に被共 済者の住所の把握 を徹底し、建退共事 業に加入したこと を本人に通知する。	i) 新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した(被共済者に対する通知 129,734 件)。また、被共済者に共済手帳の住所欄に住所を記載させる措置を講じた。	<評価の視点> ・ 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。	<評価の視点> ・ 新規加入及び更新時に被 済者の住所を把握し、デー ベース化を行った。
	また、共済手帳の住 所欄に被共済者の 住所を記載させる。 ii)共済手帳の更新時	また、共済手帳の住 所欄に被共済者の 住所を記載させる。 ii)共済手帳の更新時	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住	・ 被共済者管理システムの 改修及び統計プログラム の開発について着実に進 められているか。	・ 長期未更新者の状況等を 計できるよう統計プログラ の開発を行った。
	等においても被共 済者の住所の把握 を徹底し、新規加入 時住所情報ととも にデータベース化 する。	等においても被共 済者の住所の把握 を徹底し、新規加入 時住所情報ととも にデータベース化 する。	所欄情報をデータベース化した (584,728 件)。	・ 重複加入防止及び退職金 の支払漏れ防止のための 取組が実施されているか。	・ 被共済者の重複チェックステムを活用し、新規加入に重複加入の有無をチェッするとともに、退職金の支時にも名寄せを行い、退職の支払い漏れを防止した。
・上記により把握した 住所生活用し、 過去3年間手帳更 新がな記調果を確立を行い、 その現況調果を踏製力 が引退者へのの請求 が引退者へのの請求 を実施する こと。	iii)過去3年間共済手帳の更新のなる現況調査により、を知りまない。その住所の把握にデーターのは、共済手間をできる。 では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	iii)過去3年間共済手 帳の更新のない現 現著に対すり、そめ 発者により、その 住所の把握にデーと で「報をデーとと もに、共済引退者への よの情報をうる帳者への ま業界引退するの 手続をとるよう要 請する。	iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ○26 年度要請件数 27,465 人 うち、手帳更新した者 3,100 人 退職金請求した者 1,467 人 【長期未更新者調査】  21 年度 22 年度 23 年度 24 年度 25 年度 26 年度 調査件数 33,690 人 31,048 人 29,201 人 27,648 人 28,159 人 27,465 人	・ 共済契約者への要請及び 業界引退者に対する請求 手続要請の取組を着実に 実施しているか。	・ 共済契約者に対し、被共 者の退職時等に業界からし、 退の意思の有無を確認し、 思が指導するまうは、退職語し被力 表。まするまがのない。 者について、表別が者を退って、 者について、共済手の手続をとるよう要請 大海の手続をとるよう要請 た。
・上記の対策を実施 後、一定期間経過後 も手帳更新がない 被共済者に対する	iv) その後一定期間経 過後も共済手帳の 更新がなく、住所が 把握できている被			<ul><li>関係者に対する周知等が 効果的に実施されている か。</li></ul>	・ 関係業界団体への協力要 ホームページ及びパンフレト等の活用等により共済手 の更新、退職金の請求等の

請求勧奨等を実施 すること。 共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手 帳の更新、業界引退 者への退職金の請 求等の手続をとる よう要請する。				続を行うよう注意喚起を行った。 ・ 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には
・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者がに改修し、長期未更新者の退状を把握すること。  v) 前記iv) の手続要を実施とでも交換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換	日等が未登録者入った。 となの生業を表した。 生業を表した。 生業を表した。 大学のでは、 大学ので は、 大学の ため、 ため、 ため、 ため、 ため、 ため、 ため、 ため、 ため、 ため、	w) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の入力作業を引き 続き実施した。また、長期未更新者の状況等を集計出来るよう統計プログラムの開発を行っ た。 ・入力件数 305,959件 平成25年6月からの累計 537,973件	長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。      建退共事業において共済契約者におり、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	退職計算等では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大
況を明らかにし、検 証を行うものとする。  vi)被共済者重複チェックシステー加入時 で退職金の支払時に名寄せを行い、る をととい漏れを防止する。  vii)事業主団体の広報 誌、現場等により、被 共済者に退職金の 大名のが、対しました。	v)被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。 vi)事業主団体の広報 vi)事業主団体の広報 vi	v) 被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。		<課題と対応> 次年度以降の課題としては、 長期未更新者対策への引き続き の取組と、共済証紙販売額の累 計と貼付確認額の差額の縮減が 挙げられる。 うち前者については、本年5 月7日に公布された「独立行政 法人に係る改革を推進するため の厚生労働省関係法律の整備等 に関職金共済法の一部が改事、 業退職金共済法の一部が改立、 新者対策に住基ネットの活用が 可能となる予定である。 このため、平成28年度以降は、 住基ネットを活用し、長期未更

	請求に関する問い 合わせを呼びかけ る。 viii)ホームページ等を 活用し、共済手帳の 更新、退職金の請求 等の手続を行うよ う注意喚起を行う。	活用し、共済手帳の	vii)ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を 行った。	新者対策に努めることとする。 後者については、引き続き共 済証紙の適正な貼付に向けた取 組を行い、差額の縮減に努める こととする。
	ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。	時等に建設業から の引退の意思の有	vii)共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう文書で要請した。	
・長期未更充行の現的 ・長期まえを行う、性が対しているのでは、 ・長期を対策にいてもいるができる。 ・表でいるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	更新者を縮減する ための対策 以上イの取組の結 果を踏まえ退職金請 求の可能性が低い長 期未更新者について は、長期にわたる事務 管理コストの削減等	ロ 累積した長期未 更新者を縮減する ための対策 以上イの退職低のいの 退上イの退職低いいて は、と略可能者にわたる減 は、世末にから、 管理点にの例外 が開来を ののの が が が が が が が が が が が が が が が が が	□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 長期未更新者の縮減対策の準備を行った。 ・被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の入力作業を引き続き実施した。 ・長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。(再掲)	
② 建設業退職金共 済事業における共 済証紙の適正な貼 付に向けた取組	ハ 共済証紙の適正 な貼付に向けた取 組	ハ 共済証紙の適正 な貼付に向けた取 組	ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組	
・共済契約者への手帳 更新等の要請及び 受払簿の厳格な審 査等を通じた指導 等により就労日数 に応じた貼付のた めの取組を促進す ること。	i) 就労日数に応じた 共済証紙の適正な 貼付を図るため、過 去2年間共済手帳 の更新の手続をし ていない共済契約 者に対し共済手帳 の更新など適切な	共済証紙の適正な	i) 2年間手帳の更新手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請(要請文書の送付16,695 所)した。 ・平成24年度調査において、履行の意思があると回答した契約者(8,986所)のうち、さらに2年間履行がなされない契約者(5,608所)を対象に調査を実施し再度、適切な措置をとるよう要請をした。	

	措置をとるよう要 請する。	措置をとるよう要 請する。		
	ii)加入履行証明書発 行の際の共済手帳 及び共済証紙の受 払簿を厳格に審査 すること等を通じた 就労日数に応返 共済証紙の適ようし ようを者と対して 指導を徹底する。	ii)加入履行証明書発 行の際の共済手帳 及び共済証紙の受 払簿を厳格に審重 すること等に応 、就労日数に応 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ii)加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をした。 【加入・履行証明書発行枚数 (103,607枚)】	
・中期目標期間の最終 年度までに、共済証 紙の販売額の累計 と貼が確認額の累 計の差額を、前中期 目標期間の終了時 から100億円程度減 少させること。あわ せて、共済証紙の貼 付状況等に関して 把握し、取組の充実 を図ること。	iii)前記i)、ii)の 取組等により、中期 目標期間の最終年 度までに、共済証紙 の販売額の累計と 貼付確認額の累計 の差額を、前中期目 標期間の終了時か ら100億円程度減少 させる。	履行証明書発行等 の機会をとらえ、共	iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 【制度説明会 13会場 (出席者 2,499人)】 共済証紙販売額の累計と貼付累計額の差額については、平成24年度末と比較して約15億円増加した。	
<ul><li>③ 清酒製造業退職 金共済事業及び林 業退職金共済事業 における共済手帳 の長期未更新者へ の取組</li></ul>	② 清酒製造業退職 金共済事業におけ る長期未更新者の うち業界引退者へ の確実な退職金支 給のための取組	② 清酒製造業退職 金共済事業におけ る長期未更新者の うち業界引退者へ の確実な退職金支 給のための取組	② 清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組	
・加入時及び手帳更新 時における被共済 者の住所把握を徹	イ 確実な退職金支 給のための取組	イ 確実な退職金支 給のための取組	イ 確実な退職金支給のための取組	
底することにより、住所把握を進めること。	i)新規加入時に被共 済者の住所の把握 を徹底し、清酒製造 業退職登共」という。) 事業に加入したこ とを本人に通知す る。また、共済等 の住所欄に被共済 せる。	済者の住所の把握 を徹底し、清酒製造 業退職金共済(以下 「清退共」という。) 事業に加入したこ とを本人に通知す	i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清退共事業に加入したことを本人に通知した(137人)。	
	ii) 共済手帳の更新時 等においても被共 済者の住所の把握	ii) 共済手帳の更新時 等においても被共 済者の住所の把握	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した(1,502件)。	

	にデータベース化	にデータベース化		
	する。	する。		
・上記により把握した 住所情報を活用し、 過去3年間手帳更 新がない被共済者 の現況調査を行い、 その結果を始まる	帳の更新がなく、か つ、24 月以上の掛金 納付実績を有する 被共済者に対する 現況調査により、そ	帳の更新がなく、か つ、24月以上の掛金 納付実績を有する 被共済者に対する 現況調査により、そ	する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 (今年度新たに対象となった者3事業所3人に対し、実施。平成26年9月5日) 平成26年度 事帳更新 退職会請求	
手帳更新の勧奨及び引退者への請求	の住所の把握に努 め、その情報をデー	の住所の把握に努 め、その情報をデー	(含移動通算) 区域亚明尔	
新奨等を実施する 新型等を実施する	タベース化すると	タベース化すると	3人 0人 1人	
こと。	ともに、共済手帳の	ともに、共済手帳の		
	更新、退職金の請求 等の手続を取るよ			
	ラの子統を取るよう要請する。 う要請する。	等の手続を取るよ う要請する。		
	) X H11 / W0	) X III / U 0		
	iv) 前記ii) によって も当該被共済者の 住所等が把握でき なかった場合には、 加入時の住所を基 に、共済手帳の更 新、退職金の請求等 の手続を取るよう 要請する。	も当該被共済者の 住所等が把握でき なかった場合には、 加入時の住所を基 に、共済手帳の更	iv) 前記ii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 ※該当者なし	
・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求都奨等を実施すること。	更新がなく、住所が 把握できている被 共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手 帳の更新、退職金の 請求等の手続をと るよう要請する。	v)長期未更新者の状 況等を集計できる よう統計プログラ ムの開新冊数、未層の 期間、全計を 退職金計を 退職金計を いて平成26年度末 以降に集計できる ようにする。	v)長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。	
	も平成 26 年度末以 降の状況を集計で			

を踏まえた効率的 な対策を行うとい う観点から、退職金 請求の可能性が低 い者については、長 期にわたる事務管 理コストの削減等	の表示を確認する。 は、るのは 場合には指する 場合にを指する 場合にを指する を配を記述表示。 長減 を関する を表示で、表示で、表示で、表示で、表示で、表示で、表示で、表示で、表示で、表示で、	の有無を確認する。 の有の合な指する。 の合うではずる。 の表示ではでする。 の表示ではでする。 の表示ではできます。 の表示では、表示のようでは、というでは、というでは、というでは、しいいのでは、は、いいのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。(再掲)	
の動物の影響を 動物の影響を がいるない。 がいるない。 がいるない。 がいるでは、 がいるでは、 がいるでは、 がいるでは、 がいるでは、 がいるでは、 がいるでは、 がいるでは、 の	の観点から、例えば時 効の援用など新たな 長期未更新者の縮減 方策を厚生労働省と 連携しながら検討す る。			
の確実な退職金支 給のための効果的 な周知広報を行う	③ 林業退職金共済 事業における長期 未更新者のうち業 界引退者への確実 な退職金支給のた	③ 林業退職金共済 事業における長期 未更新者のうち業 界引退者への確実 な退職金支給のた	③ 林業退職金共済(以下「林退共」という。)事業における長期未更新者のうち業界引退者へ の確実な退職金支給のための取組	

	イ確実な退職金支	イ 確実な退職金支給のための取組	
給のための取組	給のための取組		
i)新規加入時に被共 済者の住所の把握 を徹底し、林業退職 金共済(以下「林退 共」という。)事業 に加入したことを 本人に通知する。ま た、共済手帳の住所 欄に被共済者の住 所を記載させる。	i)新規加入時に被共 済者の住所の把握 を徹底し、林業退職 金共済(以下「林退 共」という。)事業 に加入したことを 本人に通知する。ま た、共済手帳の住所 欄に被共済者の住 所を記載させる。	i)新規加入時に被共済者の住所を把握し、林退共事業に加入したことを本人に通知した(1,820人)。	
ii)共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した。(15,512件)	
iii)過去3年間共済手 帳の更新がなく、か つ、24月以上の掛金 納付実績を有する 被共済者に対する 現況調査により、そ の住所の把握に努 め、その情報をデー タベース化すると ともに、共済手帳の 更新、退職金の請求 等の手続を取るよ う要請する。	iii)過去3年間共済手 帳の更新がなく、か つ、24月以上の持 納付実績を有する 被共済者に対する 現況調査の住所の情報を め、その情報を が、ともに、 ともに、 退職を取るよ う要請する。	iii)過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 (今年度新たに対象となった者41事業所189人に対し、実施。平成26年8月5日) 平成26年度    調査対象者   手帳更新等 (含移動通算)	
iv) 前記iii) によって も当該被共済者の 住所等が把握でき なかった場合には、 加入時の住所を基 に、共済手帳の更 新、退職金の請求等 の手続を取るよう 要請する。	iv) 前記iii) によって も当該被共済者の 住所等が把握でき なかった場合には、 加入時の住所を基 に、共済手帳の更 新、退職金の請求等 の手続を取るよう 要請する。	iv) 前記ii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	
v)その後一定期間経 過後も共済手帳の 更新がなく、住所が 把握できている被 共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手 帳の更新、退職金の 請求等の手続をと			

るよう要	青する。		
7.1) 前記 7.1	の手続栗、V)長期未再新老の坐	v) 長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。	
請を効率的		マケスが水気が高い水がよりと来聞くともなりがよけったケケスが水気が高い水がよりと	
できるよ			
も平成 27			
に被共済			
ステムをi			
	明未更新者 退職金試算額につ		
の状況等			
きるよう	P成 26 年 以降に集計できる		
度までに新	充計プロ ようにする。		
グラムの	<b>昇発を行</b>		
い、手帳」	更新冊数、		
未更新期間	引、年齢階		
層及び退	<b>搬金試算</b>		
額について			
も平成 26			
降の状況			
きるようし	, - 0		
	皮共済者管		
理システ	,		
及び統計で			
は、毎年月			
検証を行	*		
する。	7 8 9 2		
7 30			
vii)ホーム/	ページ等を vi) ホームページ等を	vi)ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手	
活用し、非	共済手帳の 活用し、共済手帳の	続を行うよう注意喚起を行い、併せて振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、	
更新、退耶	機金の請求 更新、退職金の請求	退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報紙に掲載依頼した(平成26年10	
等の手続き	を行うよ 等の手続を行うよ	月27日)(掲載市町村77件)。	
う注意喚起	記を行う。 う注意喚起を行う。	林野庁メールマガジン(9月20日号)にも同内容の呼びかけを掲載。	
) 11.75 ±n/	( +x) - +1	") 人生这都处老屋是这里的一样,她也这老不得醉时放逐往来走之不过是不幸用不去你	
viii)共済契約		vii)全共済契約者に対し半期に一度、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の音用を有する場合には退離への誘致を指導するとう無謀した。	
時等に林	著者の退職 し、被共済者の退職 業からの 時等に林業からの	認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 (平成26年7月7日 3,273所 平成27年1月9日 3,269所)	
引退の意見		(T/10,20 T 1 / ) 1 H 3,21 U/)   T/10,21 T 1 A B H 3,20 U//  )	
	引退の意とを確認し、引退の意		
思を有する	****		
は退職金の			
指導する。	よう要請 指導するよう要請		
する。	する。		
ロー累積した		ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策	
更新者を		長期未更新者の状況等を集計できるよう統計プログラムの開発を行った。(再掲)	
ための対象	1 - 1 - 1		
以上イのI			
果を踏まえず水の可能性			
期未更新者			
	oたる事務 は、長期にわたる事務		
管理コストの			
H-T- 271	1111/11   H   T   1   1   1   1   1   1   1   1   1		

効の援用など新たな 長期未更新者の縮減 方策を厚生労働省と	の観点から、例えば時 効の援用など新たな 長期未更新者の縮減 方策を厚生労働省と 連携しながら検討す る。	

4.	その	也参考	情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1-3	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (1)業務処理の簡素化・迅速化									
業務に関連する政策・施	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ·施策大目標 4·2)	当該事業実施に係る根拠(個	中退法第70条第1項							
策		別法条文など)								
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業								
度		レビュー								

#### 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標 達成目標 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 指標 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 予算額(千円) 目標の処理期 間内における 決算額 (千円) 退職金等支給 経常費用(千円) 実施 経常利益 (千円) 中退共事業 受付から 25 日以内 に退職金等の支給を 行う 100% 100% 行政サービス 達成度 建退共事業 受付から 30 日以内 実施コスト (千円) 清退共事業 に退職金の支給を行 従事人員数(人) 林退共事業 達成度 100% 100%

注)独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「一」表示とする。

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
2 サービスの向上	2 サービスの向上	2 サービスの向上	2 サービスの向上	<定量的指標>	<評定と根拠>
				<ul><li>中退共事業においては、</li></ul>	評定: B
1)業務処理の効率	(1)業務処理の簡素	(1)業務処理の簡素	(1) 業務処理の簡素化・迅速化	受付から25日以内。	退職金等支給に係る処理期
化	化・迅速化	化・迅速化		· 建退共事業、清退共事業	ついて、各事業とも年度計画
				及び林退共事業において	標を達成した。 また、諸手続・事務処理の
加入者の利便及び	① 加入者が行う諸手	① 加入者が行う諸	① 諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成26年度の改善実績のとりまとめ及び平成27	は、受付から30日以内。	横を行い、加入者等が行なえ
機構内の事務処理の	続や提出書類の合理	手続や提出書類の	年度以降の「事務処理改善計画」の作成のとりまとめを行った。		手続きについてホームペーシ
簡素化・迅速化を図る	化を図るとともに、	合理化を図るとと	【平成 26 年度事務処理改善実績(計画に基づくもの)】	<その他の指標>	の周知に努める等の措置を
観点から、諸手続及び	機構内の事務処理の	もに、機構内の事務	機構内事務処理に関すること 5件	なし	た。
事務処理等の再点検	簡素化・迅速化を図	処理の簡素化・迅速	加入者が行う手続に関すること 3件		これらを踏まえBと評価す
を行い、必要に応じて	る観点から、諸手続	化を図る観点から、			
見直しを行うこと。	及び事務処理等の再	諸手続及び事務処	【主な改善実績】	<評価の視点>	<評価の視点>
また、契約及び退職	点検を行い、必要に	理等の再点検を行	・中退共事業においては、ホームページより加入者等が行える諸手続きとしての加入証明	・ 加入者が行う諸手続や提	・ 事務処理の簡素化・迅速
金給付に当たり、引き	応じ改善計画を策定	い、必要に応じ改善	書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者へのシステム稼動周知	出書類の合理化を図るとと	図る観点から、諸手続・事
売き、厳正な審査を実	するとともに、適宜	計画を策定すると	に努めた結果、電子申請利用率が69.9%となり、電子申請開始1年間で7割まで拡大し	もに、機構内の事務処理の	理等の再点検を行い、平成 度の実績のとりまとめ及び
をしつつ、中退共事業	その見直しを行う。	ともに、適宜その見	た。	簡素化・迅速化を図る観点	27年度以降の「事務処理改
こおいては25日以内、	特に、加入者等が行	直しを行う。	<ul><li>・中退共事業においては、中退共制度Q&amp;A (コーナー用)を見直し、マニュアルのペー</li></ul>	から、諸手続及び事務処理	画」の作成、見直しを行っ
寺退共事業において	う諸手続について、	特に、加入者等が	パーレス化を進めた。	等の再点検を行い、必要な	<ul><li>中退共事業において、</li></ul>
は30日以内に退職金	ホームページから簡	行う諸手続につい	・中退共事業においては、新しい中退共制度の紹介動画を YouTube (退職金チャンネル) サ	措置を講じているか。	ページより加入者等が行
等の支給を行うこと。	易・迅速に行うこと	て、ホームページか	イトへ掲載した。	特に、ホームページから	諸手続きとしての加入証明
	を検討・実施する。	ら簡易・迅速に行う	・清退共事業においては、金融機関に配布している代理店事務取扱要領について、代理店	諸手続が行えるよう検討し	子申請・自動交付システ.
		ことを検討・実施す	から問い合わせの多い内容を追加した。	ているか。	いて、郵送による交付依頼
		る。			のシステム稼動周知に努め
	(a) +114/ H < (b) H 18/ A 44	♠ +π.4/, ¬¬¬» □ ¬¬»			果、電子申請利用率が 69.
	② 契約及び退職金給	② 契約及び退職金	② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理		なり、電子申請開始1年間
	付に当たり、厳正な	給付に当たり、引き	期間内に退職金等支給を行った。		割まで拡大した。
	審査を引き続き実施	続き厳正な審査を 実施するとともに、			
	しつつ、以下の処理 期間内に退職金等支	夫旭りつとともに、 以下の処理期間内			
	期间内に返極金寺又 給を行う。	以下の処理期间内に退職金等支給を			<課題と対応>
	和を11 2。	に返収金寺又和を 行う。			平成26年度においても着
		11 7 。			務処理の改善を行ってきた
	i)中退共事業におい	; ) 由退业事業におい	i) 中退共事業においては、受付から25日以内(退職月の掛金の納付が確認されるまでの		であるが、改正中小企業退
	ては、受付から25	ては、受付から25	期間は支払処理期間から除く。)を維持した。		済法が施行されることも踏
	日以内(退職月の掛	日以内(退職月の掛	別同は又は及性労用がり除く。/ と権行した。		より一層事務処理の改善を
	金の納付が確認され	金の納付が確認さ			業務効率化に結びつけるこ
	るまでの期間は支払	れるまでの期間は			要である。
	処理期間から除く。)	支払処理期間から			
	CTMIN OW (8)	除く。)			
		P-41 4 0 7			
	ii) 建退共事業におい	ii)建退共事業、清退	ii)建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に退職金支給		
	ては、受付から30	共事業及び林退共	を行った。		
	日以内	事業においては、受			
		付から 30 日以内			
	iii) 清退共事業及び林				
	退共事業において				
	は、受付から30日以				
	内				

4.	その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-4	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (2)情報提供の充実、加入者の照	会・要望等への適切な対応等								
業務に関連する政策・施	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ·施策大目標 4·2)	当該事業実施に係る根拠(個 中退法第70条第1項								
策		別法条文など)								
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業								
度		レビュー								

2	. 主要な経年テ	ータ												
	①主要なアウ	トプット(アウト)	カム)情報						②主要なインプット情報	報(財務情報及	び人員に関する	5情報)		
	指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	2 5 年度	26年度	27年度	28年度	2 9 年度
									予算額 (千円)	_	_			
									決算額 (千円)	_	_			
									経常費用 (千円)	_	_			
									経常利益 (千円)	_	_			
									行政サービス	_	_			
									実施コスト (千円)					
									従事人員数(人)	_	_			
		·				·								

注)独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「一」表示とする。

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
(2)情報提供の充実、	(2)情報提供の充実、	(2) 情報提供の充実。	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	<定量的指標>	<評定と根拠>
加入者の照会・要望	加入者の照会・要望	加入者の照会・要望		なし	評定: B
等への適切な対応	等への適切な対応等	等への適切な対応			ホームページの活用による
等		等		<その他の指標>	報提供の充実に努めた結果、オ
**		*		なし	ムページアクセス件数が 256
相談者の満足度を調	① 共済契約者等から	① 共済契約者等から	<ul><li>① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ&amp;A等に</li></ul>		件から300万件に増加した。
香し、その結果を相談	の諸手続の方法に関	の諸手続の方法に関	反映するなど回答の標準化等を図るため、Q&Aに対する意見等の集計を行った。また、		また、情報を閲覧しやすくす
業務に反映させること	する照会・要望等を	する照会・要望等を	ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報の掲載		ためサイト内の古い記事を整
等により、相談業務の	ホームページ上のQ	ホームページ上のQ	及び更新を行った。		した。
質を向上させること。	&Aに反映するなど	& A に 反映するなど	次 J 大利 と 口 ン た。		- した。 - 更に災害発生時に掛金納付
引き続き、共済契約	回答の標準化等を図	回答の標準化等を図	○Q&Aに対する意見等件数		限の延長手続きなどホームへ
者等の利便性を高める	り、また、ホームペ	る。また、ホームペ	合計 参考になった どちらでもない ならなかった コメント		ジを通じて情報提供の迅速化
観点からホームページ	ージを活用し、被共	ージを活用し、被共	1,695件 1,457件 69件 169件 175件		充実に努めた。
の充実をはかるほか、	済者が直接情報を入	済者が直接情報を入	1,095   1,457   09   109   175		これらを踏まえBと評価す
ュールセンターを充実	手できるような仕組	手できるような仕組			これのを囲またりと計画す
、共済契約者等のニ	を検討するととも	を検討する。個別の			
- ズに即した相談対	に、個別の相談業務	相談業務について			
た、情報提供を行い、	に、個別の作談系統については、引き続	は、引き続き電話に		<評価の視点>	<評価の視点>
ナービスの一層の向上	き電話により行うな	より行うなどサービ		<ul><li>・ ホームページの活用によ</li></ul>	<ul><li>・ 災害による被災者に対</li></ul>
と図ること。	どサービス向上を図	ス向上を図る。		る情報提供の充実に向けた	罹災見舞いや、災害救助法
「凶ること。		<b>人門上を図る。</b>		取組が実施されているか。	地域の最新の情報を迅速
	る。			取組が夫他されているか。	
	○ 知歌樂数にへいて	◎ 担談要数について			供した。
	② 相談業務について	② 相談業務について	② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談		<ul><li>サイト内に掲載していた。</li></ul>
	は、相談者の満足度	は、相談者の満足度	業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業		共の制度説明の動画、CM
	を調査し、その結果	を調査し、その結果	務に反映するべく職員等情報提供した。		建退共の制度説明の動画の
	を相談業務に反映さ	を相談業務に反映さ			新版を You Tube に掲載する
	せることにより、相	せることにより、相	〇ホームページからの「ご意見ご質問」受付件数は、1,444件であった。		うにした。
	談業務の質を向上さ	談業務の質を向上さ	内、苦情は28件であった。苦情については、すべて即日又は翌日に回答をした。		<ul><li>建退共モバイルサイトへ</li></ul>
	せる。また、応対の	せる。また、応対の			プページから QR コードに。
	基本、実際の対応例	基本、実際の対応例	○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数		アクセスできるようにして
	等を定めた応答マニ	等を定めた応答マニ	合 計     非常に役     役にたっ     どちらとも     役にたた     全く役にた     お礼意見     苦情意見     その他       意見		便性への向上を図った。
	ュアルを見直し、懇	ュアルを見直し、懇	173 件		・ 建退共、清退共及び林退
	切丁寧な対応を徹底	切丁寧な対応を徹底			業においては、反社会的勢力
	する。さらに、コー	する。さらに、コー	(注) 未記入の場合があるため回答数と合計は一致しない		の一切の関係を排除する。
	ルセンターの充実等	ルセンターにおいて			を目的に一部改正された「
	により、顧客のニー	顧客のニーズに即し	○加入者のサービス向上のため、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹		約款」について、ホームペ
	ズに即した相談対	た相談対応、情報提	底し、回答の標準化に努めた。		に掲載し加入者等へ周知
	応、情報提供を行い、	供を行い、サービス	・相談業務について懇切丁寧な対応を引き続き行うとともに、相談業務対応の基本、実際		とともに、全共済契約者に
	サービスを一層向上	を一層向上させる。	の応対例等を定めた応答マニュアルを見直した。また、お客様サービスの更なる向上の		改正後の「共済約款」を交
	させる。		観点から、コールセンターで対応する相談内容を充実するために関係部署とヒアリング		た。
			を継続して実施し、更に、コールセンターの業務内容の理解と取次ぎ時のスムーズな連		
			携を図るため、職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した。(中退	<ul><li>コールセンターの充実等</li></ul>	<ul><li>コールセンターの充実等</li></ul>
			共事業)	サービス向上のための取組	ビス向上のためマニュア
			・相談・問合せ業務の対応の正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応	が実施されているか。	見直し及び関係部署とヒア
			例等を集約した応答マニュアルを使用し、本部及び支部への問い合わせに対する統一的		ングを行った。
			な対応をしている。(建退共事業)		
			・相談員連絡会(6月)を開催し、相談員の1年間の活動状況について報告を受け、相談	・ 相談業務における質の向	<ul><li>共済契約者からの退職金</li></ul>
			者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇	上に向けた取組が実施され	依頼回答の際の送付方法
			切丁寧な対応を職員等に徹底した。(清退共事業)	ているか。	修することで、情報提供につ
				= 9	ての安全性の向上を図った

③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報 提供の充実を図る。	よる共済契約者及び	<ul> <li>ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図った。</li> <li>・中退共事業において、中退共制度を取り上げたメディアの紹介動画を You Tube に掲載した。</li> <li>・中退共事業において、ホームページ新着情報で、共済契約者に平成 26 年度の「掛金納付状况票及び退職金試算票」を送付したことのお知らせを掲載した。</li> <li>・中退共事業において、加入証明書電子申請・自動交付システムの運用開始を周知するため、ホームページに2回手続き周知のための文章を掲載し、従来の郵送による依頼の共済契約者には、送付の際に周知文を同封して、ホームページからの電子申請の利用促進を図った。</li> <li>・建退共、清退共及び林退共事業においては、反社会的勢力との一切の関係を排除することを目的に一部改正された「共済約款」について、ホームページに掲載し加入者等へ周知するとともに、全共済契約者に対し改正後の「共済約款」を交付した。</li> </ul>	<課題と対応> 平成 26 年度においても着実に 情報提供の充実を図ってきたと ころであるが、共済契約者や被共 済者の利便の増大を図る観点か らも、今後も引き続き充実のため の対策に取り組む必要がある。
	④ ホームページを活用した機構の組織、業務、質要運用用級で財務に関するともに、関覧者の使いの観点から、情報をの観点から、情報を迅速に分かりやすく提供する。	<ul> <li>④ 各部署の要望等を基にホームページを適時更新するとともに、災害救助法適用地域への対応等、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。</li> <li>【主な更新情報】</li> <li>・日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて(運用部)・平成26年4月からの退職金共済契約申込書の改訂について(中退共)・厚生年金基金からの移換手続きを行う場合の手続き資料の掲載(中退共)・中小企業勤労者貸付金利引き下げについて(財形部)</li> </ul>	

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-5	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (3)積極的な情報の収集及び活用									
業務に関連する政策・施	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ·施策大目標 4·2)	当該事業実施に係る根拠(個	中退法第70条第1項							
策		別法条文など)								
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業								
度		レビュー								

2. 主要な経年ラ	ニータ											
①主要なアウト	プット (アウトカム)	情報					②主要なインプット情	報(財務情報及	び人員に関する	5情報)		
指標	達成目標	(参考)	25年度 26年月	27年度	28年度	29年度	指標	25年度	26年度	2 7 年度	28年度	2 9 年度
							予算額(千円)	_	_			
							決算額 (千円)	_	_			
							経常費用 (千円)	_	_			
							経常利益 (千円)	_	_			
							行政サービス	_	-			
							実施コスト (千円)					
							従事人員数 (人)	_	_			

注)独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「一」表示とする。

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
(3)積極的な情報の 収集及び活用	(3)積極的な情報の収 集及び活用	(3)積極的な情報の 収集及び活用	(3)積極的な情報の収集及び活用	<定量的指標> なし	<評定と根拠> 評定:B
加入者や関係団体 等の意見・要望、統計 等の各種情報を整理 するとともに、実態調 査等により積極的に 情報を収集し、当該情 報を退職金共済事業	① 中小企業事業主団 体・関係業界団体及 び関係労働団体の有 識者から、機構の業 務運営に対する意 見・要望等を聴取す る場を設けて、聴取	① 中小企業事業主 団体・関係業界団体 及び関係労働団体 の有識者で構成す る「参与会」を2回 以上開催し、機構の 業務運営に対する	① 中退共参与会(11月11日)、特退共参与会(11月27日)、中特合同参与会(3月23日)をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の25年度の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果について報告を行った。また、未請求・未更新に対する取組、特退共制度の財政検証、独立行政法人改革に関する中退共制度の見直し、及び中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令についての報告を行い、参与からの意見を聴取した。		参与会を3回開催して外部有者の意見を聴取した。 また、「退職金実態調査」におて、広報活動の参考となる設問設け、調査結果をホームページ公表することとした。 これらを踏まえBと評価する
報を返職金共併事業 の運営に反映させる ことにより、当該事業 の改善を図ること。	した意見を踏まえて ニーズに即した業務 運営を行う。	意見・要望等を聴取 する。聴取した意見 等を踏まえてニー ズに即した業務運 営を行う。	【主な意見】 ・退職金共済制度の加入を促進するために、各事業本部において、それぞれの事業に合った方策を検討し、より一層の PR に心がけていただきたい。 ・累積した退職金未請求者については費用対効果を考えながら取組を行い、新たな未請求者を出さない取組については引き続き強化していただきたい。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・「事業概況、事業月報」(中退共事業・建退共事業) ・「事業季報」(清退共事業・林退共事業)	機構の業務運営に対する意	<評価の視点> ・ 外部の有職者で構成する中央部の有職者で構成する中共参与会、特退共参与会をそぞれ開催し、事業運営状況、構の業務実績に対する独法計委員会の評価結果、退職金未求者等に対する取組、特政法人革に関する中退共制度の見し、及び中小企業退職金共済施行規則の一部を改正する省についての報告を行い、参与ら意見を聴取した。
	の思報を制度の任う方、機構が運営する。退職を共済事業に等を財職を共済事業に等を随時調査し、これの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	③ 中退共事業に業に おいては と間金 の現状 民間金 の現状 民間金 の現状 のありする 対域 を制度 運事 業に 変え 変え 変え 変え 変え できる	③ 中退共制度に加入している企業を対象に、退職金制度の現状について把握することを目的とした「退職金実態調査」を 10 月に実施した (6,500 社、有効回答数 4,210 社、回答率 64.8%)。今回の調査は、広報活動の参考として、イメージキャラクターについての設問を設けた。 平成 26 年 2 月までに調査結果の報告書を作成し、調査結果はホームページで公表した。	・ 各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業 運営に反映させているか。	・毎月の加入状況、退職金支 状況に関する統計資料をホーページに掲載した。 ・平成26年度の「退職金実態 査」は、中退共制度加入企業 おける退職金制度及び退職金 給の実態について把握すると もに、事務手続き等に対する 望等を調査し、サービスのり力 検討する基礎資料とすること 目的のため、調査結果を公表 た。
					<課題と対応> 平成26年度においても着実に報収集及び活用を図ってきたとろであるが、事業改善は不断の力が重要であり、引き続き情報集及び活用に努めることが重要ある。

4.	その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-6	Ⅰ 退職金共済事業 3 加入促進対策の効果的実施 (1)加入目標	数	
	(2) 加入促進	対策の実施	
業務に関連する政策・施	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目	標 4-2) 当該事業実施に係る根拠(個	中退法第70条第1項
策		別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	
度		レビュー	

# 2. 主要な経年データ

2. 工安は柱中/														
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情	報						②主要なインプット情報	報(財務情報及	び人員に関す	る情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間達成率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		指標	2 5 年度	26年度	2 7 年度	28年度	29年度
加入目標数									予算額 (千円)	_	_			
機構	2, 176, 150 人	2, 595, 250 人	443, 240 人	439, 235 人	435, 230 人	431, 225 人	427, 220 人		決算額 (千円)	_	_			
中退共事業	1,620,000 人	1,943,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人		経常費用 (千円)	_	_			
建退共事業	545,000 人	640,000 人	117,000 人	113,000 人	109,000 人	105,000 人	101,000 人		経常利益 (千円)	_	_			
清退共事業	650 人	750 人	140 人	135 人	130 人	125 人	120 人		行政サービス	_	_			
林退共事業	10,500 人	11,500 人	2,100 人	2,100 人	2,100人	2,100人	2,100人		実施コスト (千円)					
加入者数									従事人員数(人)	_	_			
【達成率】														
機構		2,671,992人	443, 121 人	469,876 人										
		[103.0%]	【100.0%】	【107.0%】										
中退共事業		2,019,494 人	315,653 人	338, 185 人										
		[103.9%]	[ 97.4%]	【104. 4%】										
建退共事業		639,850 人	125, 590 人	129,734 人										
		[100.0%]	【107.3%】	【114.8%】										
清退共事業		767 人	142 人	137 人										
		[102.3%]	【101.4%】	【101.5%】										
林退共事業		11,881 人	1,736 人	1,820人										
		[103.3%]	[ 82.7%]	[ 86.7%]										
										-				
								3/4	· ) Xh 士公元水   (人司.甘 )#	E A 74 12 18 2 18 2	<b>ナ *                                   </b>	L1 フレルボフ	, , I++n_4;	# A G 17 7 2

注)独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「一」表示とする。

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
3 加入促進対策の	3 加入促進対策の	3 加入促進対策の	3 加入促進対策の効果的実施	<定量的指標>	<評定と根拠>
効果的実施	効果的実施	効果的実施		<ul><li>新たに加入する被共済者</li></ul>	評定: B
				目標数 (29年度までの合計)	加入目標の達成に向け、中退
中小企業退職金共	(1)加入目標数	(1)加入目標数	(1)加入目標数	<ul><li>中退共事業においては</li></ul>	事業が存続厚生年金基金からの
済事業における加入				1,620,000 人	行及びマスメディアを積極的に
伏況、財務内容等及び	中退共、建退共、清	平成 26 年度におけ	平成26年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。	建退共事業においては	用する等、各事業において様々
各事業に対応する産	退共、林退共の各事業			545,000 人	積極的取組を行った結果、中退
業・雇用状況を勘案し	の最近における加入	済事業に加入する被	26 年度 機構 中退共事業 建退共事業 清退共事業 林退共事業	清退共事業においては	事業、建退共事業及び清退共事
	状況、財務内容及び各		加入目標(人) 439,235 324,000 113,000 135 2,100	650 人	については目標を達成した。
	事業に対応する産	のように定める。	加入実績(人) 469,876 338,185 129,734 137 1,820	林退共事業においては	これらを踏まえBと評価する
者となったものの数	業・雇用状況を勘案し		達成率(%) 107.0 104.4 114.8 101.5 86.7	10,500 人	
	て、中期目標期間中に			合計 2, 176, 150 人	
めること。	新たに各事業に加入		・中退共事業においては、景気回復による中小企業への影響は未だ限定的な中、存続厚生		
	する被共済者数の目		年金基金からの移行及びマスメディアを積極的に活用するなどの取り組みを充実させる		
• •	標を次のように定め		こと等により、加入目標の達成率は104.4%であった。	<その他の指標>	
中小企業が集積する	る。		・建退共事業においては、公共工事発注機関に対し受注者からの掛金収納書及び建退共加	なし	
大都市等での対策強 とや金融機関との連	① 中児井事業にお	① 中退共事業にお	入履行証明書の徴収、現場標識の掲示の指導等の要請を継続的に行うなど加入目標の達	<評価の視点>	<評価の視点>
とや金融機関との連	<ol> <li>中退共事業においては</li> </ol>	① 中返共争業にわ いては	成に向けて効果的な加入促進の取組を実施した結果、加入目標の達成率は114.8%であっ	<ul><li>・ 広報資料等を活用し、効</li></ul>	<ul><li>・ 関係官公庁、関係団体等を</li></ul>
パでは関係官公庁及	1,620,000 人	324,000 人	た。	果的な周知広報活動を行っ	じて、あらゆる機会をとらえ
び関係事業主団体等	2 建退共事業にお	② 建退共事業にお	<ul><li>・清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議など への参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活</li></ul>	ているか。	報資料により退職金制度の周
との連携強化等を行	いては	いては	動をした結果、加入目標の達成率は101.5%であった。	CV VONTO	広報を行い、10月を加入促進
うなど、引き続き、効	545,000 人	113,000 人	動をした結末、加入日保の達成率は 101.3% であった。     ・林退共事業においては、森林管理局を直接訪問し、加入促進の協力依頼を行うなどの取		化月間としてポスター、パン
	③ 清退共事業にお	③ 清退共事業にお	・		レット等を活用した集中的な 動を行った。
を実施し、加入者数の	いては	いては	加入目標の達成率は86.7%であった。		動を11つた。
増加を図ること。	650 人	135 人	が10人口(ボッン)(上)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)	・ 個別事業主に対し、着実	<ul><li>未加入事業主に対して個別</li></ul>
A	④ 林退共事業にお	④ 林退共事業にお		に加入勧奨等を行っている	問やダイレクトメールにより
	いては	いては		か。	入勧奨を行うとともに、既加
	10,500 人	2,100 人			事業主に対し追加加入勧奨を
	合計 2,176,150人	合計 439,235 人			い、また、事業主からの相談 対して、懇切丁寧な対応をした
					対して、恋切丁寧な対応をした
				<ul><li>関係官公庁及び関係事業</li></ul>	<ul><li>関係官公庁及び関係事業主</li></ul>
	(2)加入促進対策の	(2)加入促進対策の	(2)加入促進対策の実施	主団体等と連携し、効果的	体等が開催する各種会議等で
	実施	実施		な取組を実施しているか。	報資料の配布及び制度説明を
					うとともに、これら機関が発
	上記の目標を達成	中期計画における	中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の		する広報誌等へ記事掲載を依
	するため、関係官公庁		下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施した。		した。
	及び関係事業主団体	ため、関係官公庁及び		・ 他制度と連携した加入促	<ul><li>中退共事業においては、独</li></ul>
	等との連携の下に、以	関係事業主団体等と		進対策を効果的に実施して	に掛金の助成・補助制度を実
	下の加入促進対策を	の連携の下に、以下の		いるか。	する地方公共団体等の拡大・
	効果的に実施する。	加入促進対策を効果			実を働きかけた。
	A STANK A D ST	的に実施する。			・ 建退共事業においては、公
	なお、各退職金共済		なお、特退共事業の従来の放送(映)依頼に加えて、平成26年度より中退共事業と連携し、		工事発注機関に対し、受注事
	事業への加入促進対	事業への加入促進対	NHK各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った結果、テレビ5回・ラジオ 20 回放送された。		者から掛金収納書及び加入履
	策の実施に当たって	策の実施に当たって			証明書の徴収を要請した。
	は、相互に連携して行	は、相互に連携して行			<ul><li>林退共事業においては、国</li></ul>
	うこととする。	うこととする。			林野事業受託事業体など優良 業体を重点とした加入勧奨を
		また、必要に応じて 理事長をはじめとす	また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係機関等を訪問し、退職金共済		素件を里点とした加入側突を った。
		理事長をはしめとう   る役職員等が、関係官	制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。		7/0
		マ区県只ずか、国所日			1

① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・したポートを掲載・紹介の表現・紹介の表現・紹介の表別のでは、アルールのでは、アルルのでは	る周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、コーナー	① 広報資料等による周知広報活動  イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ボスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県支部(建造共事業、清退共事業、林退共事業名を47か所)、相談コーナー (中退共事業2か所、建退共事業2か所) に備え付けて配布することにより、退職金 共済制度の周知広報を実施した。    中退共事業2か所、建退共事業	<課題と対応> 平成 26 年度は目標を達成したものの、引き続き加入促進対策に取り組むことが重要である。
ロ 関係官公庁及び 関係事業主団体等 に対して、広報資料 の窓口備付け、ポス ター等の掲示及び これらの機関等が 発行する広報誌等 への退職金共済制 度に関する記事の 掲載を依頼する。	関係事業主団体等 に対して、広報資料	<ul> <li>○清退共事業・林退共事業においては、         <ul> <li>・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を、機構(本部、支部)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を行った。(本部備付けパンフレット各 20、支部備付けパンフレット各 470)</li> </ul> </li> <li>□ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。         <ul> <li>【広報資料の窓口備付】</li> <li>□ 中退共事業 建退共事業 清退共事業 林退共事業 依頼した団体等の数 6,885 件 2,865 件 274 件 447 件 資料配布部数 354,490 部 45,950 部 3,013 部 5,182 部</li> </ul> </li> <li>【記事掲載依頼】</li> <li>□ 中退共事業 建退共事業 清退共事業 林退共事業 依頼した団体等の数 6,423 件 1,789 件 271 件 434 件 144件 144件 144件 11,168 件 228 件 3 件 2 件</li> </ul>	

配布する。	<ul> <li>○中退共事業においては、</li> <li>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。(窓口備付け依頼 6,885 件 354,490 部) (記事掲載依頼 637 件)</li> <li>・6月のサブ月間に広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体(2,829 件)及び業務委託・復託団体(3,594 件)に行うとともに、職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載依頼を行った。(訪問による依頼 職員: 135 件 普及推進員等:1,706 件) (掲載確認 1,168 件)・広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた25年度団体一覧をホームページに掲載した(掲載団体数 674 件)。</li> </ul>	
	<ul> <li>○建退共事業においては、</li> <li>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</li> <li>広報資料の窓口備付け依頼 2,865 箇所(内 窓口備付け 290 箇所)広報記事の掲載依頼 1,789 箇所(内 記事掲載 228 箇所)</li> <li>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画 DVD を配布した(176 枚)。</li> </ul>	
	<ul> <li>○清退共事業においては、</li> <li>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</li> <li>広報資料配布 274所 3,013部</li> <li>記事掲載依頼 271所 うち、記事掲載 3件</li> </ul>	
	<ul><li>○林退共事業においては、</li><li>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料配布 447 所 5,182 部 記事掲載依頼 434 所 うち、記事掲載 2件</li></ul>	
ハ 10 月の加入促進 強化月間を中心に、 マスメディアを活 用した広報を実施 する。	ハ 10月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した。 ・特退共事業の従来の放送(映)依頼に加えて、平成26年度より中退共事業と連携し、N HK各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った結果、テレビ5回・ラジオ20回放送された。 (再掲)	
	<ul> <li>○中退共事業においては、</li> <li>・月間を含む期間、首都圏、東海地域及び近畿地域をはじめとする地域において、テレビ用 CM を放送。</li> <li>・月間を含む期間、首都圏、東海地域及び近畿地域において、車両広告(JR・地下鉄)を実施。</li> <li>・全国紙朝刊に2度にわたり広告を掲載</li> <li>・月間を含む期間、CM 放送を行ったテレビ局において、パブリシティ(番組内で中退共制度の紹介)を放送。</li> <li>・3 放送局のラジオで制度について PR</li> <li>・経済誌等 4 誌に広告を掲載</li> <li>・1月の3週間、首都圏、東海地域及び近畿地域において、駅貼りポスターを掲示。</li> </ul>	
	<ul><li>○建退共事業においては、</li><li>・業界新聞(4社)への広告掲載 8回</li><li>記事掲載 4回</li><li>・本部 業界団体専門誌広告掲載 67回</li></ul>	

		記事掲載 14回	
		<ul><li>・支部 テレビ放送 25 回</li></ul>	
		ラジオ放送 126 回	
ハ 工事発注者の協	ニ 建退共事業にお	ニ 建退共事業においては、公共工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場	
力を得て、受注事業	いては、工事発注者	標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。	
者による「建退共現	の協力を得て、受注	・要請依頼	
場標識」掲示の徹底	事業者による「建退	6月30日1,745団体	
を図り、事業主及び	共現場標識」掲示の	・説明会(本部実施分)	
建設労働者への制	徹底を図り、事業主	8月25日 茨城県土木部 主催 参加人数:100人	
度普及を行う。	及び建設労働者へ	・説明会(支部実施分)	
	の制度普及を行う。	開催回数 154 回 参加人数 14,459 人	
② 個別事業主に対	② 個別事業主に対	② 個別事業主に対する加入勧奨等	
する加入勧奨等	する加入勧奨等		
イ 機構が委嘱した	イ 機構が委嘱した	イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事	
相談員、普及推進員	相談員、普及推進員	業主に対する加入勧奨を行った。	
等により、各種相談	等と連携を図り、各		
等に対応するとと	種相談等に対応す	○中退共事業においては、	
もに、個別事業主に	るとともに、個別事	・普及推進員等による個別事業主に対する加入勧奨を実施した。	
対する加入勧奨を	業主に対する加入	(未加入企業訪問数は 11,040 件、うち加入 1,273 件)	
行う。特に中退共事	勧奨を行う。	・無料相談対象地域(550 所)及び対象地域以外(97 所)において未加入事業所訪問活	
業においては、普及	特に中退共事業	動を実施した。	
推進員等の業務に	においては、職員及	(首都圏 359 所、東海地域 68 所、近畿地域 123 所、その他 97 所)	
おいて新規加入促	び普及推進員等が、	・未加入事業所を対象に一般説明会・個別相談会を開催した。	
進への重点化を図	無料相談の対象地	制度説明会 14 回 409 所 495 人(うち個別相談会 85 所)	
る。	域において訪問活	・説明会参加事業所に対するフォローアップを行った(304 所)。	
	動を実施し、併せて	・拠点地域における未加入事業所を対象にダイレクトメールによる加入勧奨を行った。	
	未加入事業所を対	一般の無料訪問相談を行った事業所 234 件	
	象として機構主催	中退共本部に資料請求のあった事業所 1,758 件	
	の制度説明会を開		
	催する。また、制度	○建退共事業においては、相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加	
	説明会参加事業所	入勧奨を行った。	
	や既加入事業主に	・相談対応件数: 6,045 件	
	対するフォローア		
	ップを行う。	○清退共事業においては、相談員連絡会(6月)を開催し、個別事業主に対する加入勧奨	
		の要請を行った。	
ロ 中退共事業にお	ロ 中退共事業にお	ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、	
	いては、機構から加	個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行った。	
入促進業務を受託	入促進業務を受託		
した事業主団体等	した事業主団体等		
による個別事業主	と連携を図り、個別		
に対する加入促進	事業主に対する加		
を行う。特に企業の	入促進を行うほか、		
雇用管理に密接な	以下の取組を行う。		
関係を有する社会	. ) A 3116	1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
保険労務士会等の	i)企業の雇用管理に	i)業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、ホームページにおいて業務委託契約に	
団体との連携を強	密接な関係を有す	係る公募を行った。	
化する。	る社会保険労務士	(新規委託契約2件、復託契約48件)	
	会等の業務委託団		
	体を訪問し連携を		
	強化するとともに、		
		01	

	更なる復託先の拡大を依頼するなど		
既加入事業主に 対し、文書等により 追加加入促進を定 期的に行う。	の働きかけを行う。 ii) 既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして 追加加入促進を実施する。	ii) 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加加入勧奨を実施(30,585件)するとともに、 既加入事業所リストを基に引き続き普及推進員等により追加加入勧奨を実施した。	
関係機関等との 連携の下、全国的な 加入促進を図ると ともに、大都市2か 所に加入促進関係 の活動拠点を置き、 大都市(首都圏、 変 知県及び大阪府) の加入促進を強化 する。	携の下、全国的な加 入促進を図るとと	<ul> <li>iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市(首都圏、愛知県及び大阪府)での加入促進を強化した。</li> <li>・活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例会議を実施した。首都圏11回、東海地域11回、近畿地域11回</li> <li>・事業協同組合等の既加入事業主団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った(90件)。</li> <li>・フランチャイズ加盟店に対する加入勧奨を図るため、フランチャイズ本部企業を訪問し加入促進協力依頼を行った(25件)。</li> </ul>	
地域に密着した 金融機関を定期的 に訪問し、金融機関 に対し加入勧奨の 要請を行う。	iv) 地域に密着した金融機関を定期的に 訪問し、金融機関に 対し加入勧奨の要 請を行う。	iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行った。 【主な例】 ・地域に密着した信用金庫等を訪問してパンフレット等の配布、備え付け及び金融機関に よる加入勧奨を依頼した(37 件)。 ・月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度広報の掲載(平成 26 年 10 月 1 日発行)	
厚生労働省と連 携し、今後とも高い 成長が見込まれる 分野、雇用者数に比 し加入が野の業界団体の ない分野業界団体へ の働きかけやダイ レクトメールを等業 界団体の協力を得 つつ、普及推進員、 委託団体等も活用 し、加入勧奨を図 る。	v)厚生労働省と連携 し、対象を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	v) 厚生労働省と連携し、高い成長が見込まれる分野等の業種に対し加入勧奨を行った。 ・厚生労働省と連携し、日本歯科医師会を訪問して加入促進の協力依頼を行い、歯科医師会会員を対象とする中退共制度のアンケート実施に向けての検討を行った。 ・厚生労働省から紹介された業界団体を昨年度に引き続き訪問し、加入促進協力依頼を行った。 ・商店街にある事業所に対する加入勧奨を図るため、都道府県商店街振興組合連合会及び地域の商店街組合を訪問し加入促進協力依頼を行った(訪問件数 134件)。 ・農業従事者に対する加入勧奨を図るため、都道府県の農業政策担当及び農業関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った(訪問件数 50件)。 ・不動産業に対する加入勧奨を図るため、都道府県不動産業関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った(訪問件数 15件)。 ・工業団地に対する加入勧奨を図るため、都道府県の政策担当を訪問し、加入促進協力依頼を行った(訪問件数 10件)。	
ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。	ハ 建退共事業にお いては、未加入事業 主に対し、関事発注 者、元精事、加大を 連団体、事業者の 協力をダイレクトメ ールによるとして がいた行う事業主に対 し、追加加入勧奨を 行う。	ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨やダイレクトメールによる加入勧奨を行った。また、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。 ・要請件数 220 社 パンフレット配布 23 社 9,043 部配布 PDF 配布 13 社 4,146 部配布・個別訪問 20 社 パンフレット配布 2 社 1,170 部配布	

間雇用者数が減少 傾向で推移してい ること等から、既加 入事業主に対し、新 規雇用労働者の事	いては、 i) 既加入事業主に対 し、新規雇用労働者 の事業加入を確実 に行うよう、文書等	ニ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、2度にわたり新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った(平成26年9月26日 2,021所、平成27年2月23日 2,023所)。	
業加入を確実に行 うよう、毎年度、文 書等による加入勧 奨を行う。	ii) 国税局が公表する 酒類製造業免許の 新規取得者のうち、 未加入事業主に対 し、加入勧奨を行 う。	ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。	
		iii)「全国酒類製造名鑑 2014」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を行った(平成 26 年 11 月 19 日 112 事業所)。	
	いては、 i) 既加入事業主に対	ホ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、2度にわたり新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨(平成26年7月7日 3,273所、平成27年1月9日 3,269所)。	
	ii)関係事業主団体の 名簿により、未加入 事業主に対し、加入 勧奨を行う。	ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った (平成 26 年 9 月 10 日)。 未加入事業所 44 所 加入事業所 471 所 計 515 所         また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った(平成 26 年 9 月 26 日)。	
③ 各種会議、研修会 等における加入勧 奨等関係官公庁及 び関係事業主団体	③ 各種会議、研修会 等における加入勧 奨等	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等	
等が開催する各種	機関が開催する各 種会議等で、制度内	〈中退共事業〉 i)都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った(実施回数7回)。	
	ii) 都道府県及び市区 町村が開催する各	ii)都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った(実施回数 53 回)。	

種会議等で、制度P		
容や加入手続等の		
説明を行うなど、制		
度の普及及び加え		
制奨を行う。		
	iii)中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行っ	
体、関係業界団体等		
が開催する各種会		
議等で、制度の周知		
広報を要請する。	・社会保険労務士会 7回	
	・商工会議所 3回	
	・商工会 9回	
	・労働基準協会 4回	
	・青色申告会 3回 スのMARIA	
	・その他の団体 51 回	
. \ I A MA = 77 - 200	· )从上心可以上上1人类中的基件块块用用用。5.上人类60人口。1.使用性40以上口,17.6%	
	iv)独立行政法人中小企業基盤整備機構開催の「中小企業総合展」、「新価値創造展」及び東	
立行政法人中小企		
業基盤整備機構等		
が開催する、ベンラー   が開催する、ベンラー   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
企業等を対象とし		
たイベント等へ資料の記号な体質。		
広報を行う。		
A 報を11 7。		
〈建退共事業〉	〈建退共事業〉	
i)地方公共団体が開		
催する建設業に		
る公共事業の発		
担当者会議におい		
て、制度内容や加え		
手続等の説明を行		
うなど、制度の普及		
及び加入勧奨の引		
請を行う。		
HB C 11 70		
ii)厚牛労働省及び減	ii ) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (6	
道府県労働局が関		
催する各種会議等		
で制度の周知広草		
を要請する。		
iii)都道府県及び市区	☑ iii)都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (148回)。	
町村が開催する名		
種会議等で制度の		
周知広報を要請す	-	
る。		
iv)中小企業事業主団	iv)中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請し	
体、関係業界団体等	た (170回)。	
が開催する各種名		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	34	

T		
議等で制度の周知 広報を要請する。		
〈清退共事業〉 i)厚生労働省、都道 府県労働局等が開 催する各種会議等 で制度の周知広報 を要請する。	〈清退共事業〉 i)厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(平成26年4月3日)。	
ii)関係業界団体等が 開催する各種会議 等での制度の周知 広報を要請する。	ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勧奨 12 所 (山形県酒造組合他) ・資料配布による勧奨 3 所 490 部 (能登杜氏組合等)	
(林退共事業) i) 厚生労働省、都道 府県労働局等が開 催する各種会議等 で制度の周知広報 を要請する。	〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(平成26年4月3日)。	
ii)関係業界団体等が 開催する各種会議 等での制度の周知 広報を要請する。	・参加による勧奨 15 所 (九州森林管理局他) うち、25 年度より実施 (3ヵ年計画) 2 森林管理局 (関東、九州) 5 県 (群馬県庁、新潟県庁、熊本県庁、宮崎県庁、鹿児島県庁) うち、26 年度より実施 ・林業就業支援事業運営会議 ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業全国担当者会議	
	イ 10月の加入促進強化月間に次のような活動を実施した。	
i) ポスター、パンフ レット等の広報資 料の作成、配布	i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 中退共事業 建退共事業 清退共事業 林退共事業 ポスター 21,000 部 12,180 部 163 部 326 部 パンフレット等 878,000 部 74,457 部 2,414 部 2,015 部	
ii) 退職金共済制度の 普及推進等に貢献 のあった者に対す る理事長表彰の実	ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。 ・91 事業所	
	広 清) 府催でを ) 開等広 (i) 開等広 (i) 開等広 (i) 開等広 (i) 開等広 (i) 開等広 (i) 開等広 (ii) 開等広 (iii) 開等広 (iii) 開等広 (iii) 開等者 (iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	広報を要請する。 (清速共事業)  1)厚生労働名、福道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(平

施							
iii) 全国的な周知 活動等の集中		iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力 依頼等を行った。					
開		中退共	事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	
	実施要綱	の配布 8,	446 枚	11,151 枚	1,234枚	1,961 枚	
	・国土交通 ・関係機関 ・役員によ ・加入促進 報が掲載 ・職業訓練 月1日)。	された。 校、工業高等学校	更用許可加 についい に実施 を実省 は、農業	頼 (平成 26 年) ての協力依頼文 した (25 所)。 ームページ及ひ ・農林高等学校・	7月16日)。 書を送付(平成 3人事労務マガジ への制度の周知	ンに中退共制度の を依頼(平成 26 年	
iv) 中退共事業に ては、月間をと 果的な6月をとり 間と位置づけ、 機関に対して 等による加入び 誌等への記事 依頼を行う。	り か か が が の が の の の の の の の の の の の の の	間に以下の活動を 本部長によるトッ の無料記事掲載依	:行った。 ・プセー 頼を地 及び普及	ルスを実施した 方自治体 (2,829 推進員等が事業	(12 所)。 件) 及び業務委 主団体等を直接	かなものとするため 託・復託団体(3, 訪問し掲載依頼を	
ロ 各退職金共業の具体的なとしては、次のり。		済事業の具体的な	活動と	しては、次のと	おり。		
〈中退共事業〉 i )未加入事業所 する個別訪問 る加入促進及 加入事業所の 加入促進の実施	によ が既 を実施した。 追加 (首都圏 3:	59 所、東海地域 6	8 所、近	· 最地域 123 所、	その他 97 所)	加入事業所訪問活	
ii)未加入事業所 象とした制度 会の開催	説明 制度説明	ii)未加入事業所を対象に一般説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 14回 409所 495人 うち個別相談会 85所					
iii)月間を含む期 首都圏をはじ する地域にお テレビ CM 放送 施する。	めと 圏、東海地域 ハて ~12 月及び 1	及び近畿地域をは				□心とする期間、ⅰ M を放送した(10	
〈建退共事業〉 i )厚生労働省及 土交通省の協	- 一 1 / / 上/ /   1 / /	及び国土交通省の 平成 26 年 10 月 2			退職金共済制度力	加入促進等連絡会詞	

得て、「建設業退職 金共済制度加入促 進等連絡会議」の開 催	
ii)未加入事業所を把握し、個別的かつ効果的な加入勧奨を実施した。  握し、個別的かつ効果的な加入勧奨の実施  は)未加入事業所を把握し、個別的かつ効果的な加入勧奨を実施した。 ・建設事者に対する制度説明会 1会場 (出席者 88人)	
iii)元請事業主に対し 下請事業主の加入 指導及び事務受託 の推進の依頼。併せ て、専門工事業団体 の協力を得て、未加 入事業所に対する 加入勧奨の実施  iii)元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事 業団体の協力を得て、未加 の協力を得て、未加 入事業所に対する 加入勧奨の実施  iii)元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事 業団体の協力を得て、未加 専門工事業団体 ・10 団体	
iv) 工事現場等で建退 共事業への認識を 高めるための労働 者用リーフレット の備付・配布	
v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 ィアを活用した広 報の実施 新聞、テレビ、ラジオを活用した広報を実施、NHKへの放映依頼については、今年 度より中退共と連携して行うこととした。 本部 業界専門紙広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 18回 記事掲載 7回 支部 テレビ放送 25回 ラジオ放送 126回	
(清退共事業) i)酒造組合及び杜氏 組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹 底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した(平成 26 年 9 月 1 日)。  底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した(平成 26 年 9 月 1 日)。  「農大事業) は) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底	
ii)日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促会等関係団体のホームページまたは、その発行する広報 誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 2件 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	
〈林退共事業〉  〈林退共事業〉	

	林業関係団体と の連携強化を図り、 林退共事業の周知 徹底により、加入促 進と履行の確保の 実施	・全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。         ・平成 26 年 9 月 1 日、平成 27 年 2 月 4 日 NHK (54 支局) への放送依頼         ・平成 26 年 8 月 19 日、 9 月 20 日 業界新聞等に情報掲載依頼 2 件
⑤ 他制度と連携した加入促進対策の 実施	⑤ 他制度と連携し た加入促進対策の 実施	⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施
イ 中退共事業にお いては、独自に掛金 の助成・補助制度を 実施する地方公共 団体等の拡大・充実 を働きかける。	イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。	イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・ 充実を働きかけた(46 件)。
ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。	ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。	ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関(都道府県、市区町村)(1,745 所)に対し入札資格申請時の建退共加入履行証明書または経営事項審査結果通知書による 建退共加入の確認、また、工事発注の都度、受注業者から掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収を要請した。未実施の市区町村についても掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収を要請した。
ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。	ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。	ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のような活動を行った。 (添付資料① 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業) ・国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った (平成 26 年 9 月 10 日) 未加入事業所 44 所 加入事業所 471 所 計 515 所 また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った(平成 26 年 9 月 26 日)。(再掲)
	⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進原生労働省に、存続厚生年の時代での事務に関する。 原生労働省のの移行に対して、存続に関するののでは、できるを基金ののが、がある。 ののでは、対して、のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	<ul> <li>● 存続厚生年金基金からの移行促進</li> <li>・特別相談員、普及推進員全国会議を東京にて開催し、改正内容と移行促進等の周知を行った(平成 26 年 5 月 22 日・23 日)。</li> <li>・基金事務局への訪問又は資料発送を行った。         訪問 107 基金         資料発送 85 基金         資料発送 85 基金     </li> <li>・生命保険会社及び信託銀行に対して、移行促進等を依頼した。         生命保険会社 4 件         信託銀行 5 件     </li> <li>・基金事務局等が開催した説明会で制度の周知広報を行った。         基金事務局 21 回         その他 6 回     </li> <li>・商工会等の委託団体を訪問し、移行について事業所に対し周知広報等を依頼した。</li> </ul>

4.	その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-7	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について									
	2 周知について									
	3 勤労者財産形成システムの再構築									
業務に関連する政策・施	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個	中退法第70条第2項							
策		別法条文など)								
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業								
度		レビュー								

## 2. 主要な経年データ

 2. 主要な経中プータ								
①主要なアウトプッ	ト(アウトカム	)情報						I
指標	達成目標	2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
借入申込書を受理し	16 日以内に融						1	
た日から融資の貸付	資の貸付決定							
決定までの日数								
達成度		100%	100%					
新規貸付を実行した	8割以上							Ī
転貸勤労者に対して								
のアンケートについ								
て、満足した旨の評価								
割合								
		100%	100%					***
財産形成促進事業に	毎年 20 万件以							Ī
関するホームページ	上							
のアクセス件数								
実績値		231,030 件	267, 321 件					
達成度		【115.5%】	[133.7%]					
行政機関等のメール	12 万件以上							Ī
マガジンを活用して、							\	
登録者に財形制度の								
周知を図った件数								
実績値		120, 500 件	307,000 件					
達成度	-	[100.4%]	[255. 8%]					
財形制度の周知広報	5 誌以上							
のための企業向け情								
報誌掲載数								l
実績値		6 誌	7誌					Ĭ
達成度		120%	140%					

②主要なインプット情	: 井口	ロイド 1 日 1ヶ田子	- ス/転却)		
	1		1	0.055	0.055
指標	2 5 年度	26年度	2 7 年度	28年度	29年度
予算額 (千円)	_	_			
決算額(千円)	_	_			
経常費用 (千円)	_	_			
経常利益 (千円)	_	_			
行政サービス	_	_			
実施コスト (千円)					
従事人員数 (人)	_	_			

		注)	独立行政法人会計基準	の改定等を踏る	まえ、事業単位	たとそれに係るイ	インプット情報を	整合させるた
			め、現在検討中である	ことから、「一	-」表示とする。	0		

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
財産形成促進事	Ⅱ 財産形成促進事	Ⅱ 財産形成促進事	Ⅱ 財産形成促進(以下「財形」という。)事業	<定量的指標>	<評定と根拠>
業	業	業		<ul><li>財形取扱店において借入</li></ul>	評定: B
				申込書を受理した日から	融資業務のサービス向上を
1 融資業務につい	1 融資業務につい	1 融資業務につい	1 融資業務について	16 日以内に融資の貸付決	ため、平成 26 年度中に資金2
て	て	て		定を行ったか。	た転貸勤労者に対してのアン
				<ul><li>新規貸付を実行した転貸</li></ul>	
融資業務の運営に	融資業務の運営に	融資業務の運営に	融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上を図るため、平成 26 年度よ	勤労者に対してのアンケ	ら満足した旨の評価を得た。
当たっては、担当者の	当たっては、担当者の	当たっては、担当者の		ートについて、回答者の8	貸付決定に当たっては、平成
融資審査能力の向上	融資審査能力の向上	融資審査能力の向上	貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の	割以上の者から満足した	度中に借入申込みのあった。
や、国及び関係機関と	に努めるとともに、国	に努めるとともに、厚	入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、独立行政法人住宅金融支援機構及び	旨の評価が得られたか。	について、財形取扱店において
車携を図ることによ			厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行った。また、東日本大	<ul><li>財産形成促進事業に関す</li></ul>	申込書を受理した日から 16
り、適正な貸付金利の			震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係	るホームページのアクセ	に貸付決定した。
	利の設定等、勤労者の	な貸付金利の設定を		ス件数について、毎年度20	
の安定等に資する融			業の事業主に雇用される勤労者に対し、貸付金利を引き下げる特例措置を講じた。	万件以上であったか。	るホームページのアクセス体
資を実現すること。	る融資を実現する。	安定等に資する融資		<ul><li>行政機関等のメールマガ</li></ul>	びに中小企業に対する制度の
	また、融資業務のサ		を図った。	ジンを活用して、12万以上	及び運営に係る各種情報提供
	ービス向上を図るた		また、新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の83.3%	の登録者に財形制度の周	ついて、いずれも数値目標を
	め、持家融資資金の新		の者から満足した旨の評価を得た。	知を図ったか。	た。
		め、持家融資資金の新		・ 地方公共団体(5団体以	これらを踏まえBと評価す
	貸勤労者に対してア			上)を通じて事業所にリー	
		貸勤労者に対してア		フレット等を送付したか。	
		ンケートを実施し、回		・ 企業向け情報誌(5以上	
		答者の8割以上の者		の情報誌)において、財形	
		から満足した旨の評		制度の周知広報を図った	
	する。	価が得られるように		か。	
	さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱	· -		・ 外部安託の店用や関係機 関との連携による制度の	
	吉につくは、財形取扱 店において借入申込	当たっては、財形取扱	   さらに貸付決定に当たっては、平成26年度中に貸付決定したすべて(751件)について、	周知、利用の促進につい	
	書を受理した日から	店において借入申込	財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。	「	
	16 日以内に貸付決定	書を受理した日から	別が秋夜店において旧八甲込音を文座した日がり10日以内に負担伏足した。	6,000ヶ所以上に送付した	
	する。	16 日以内に貸付決定		か。	
	9 30	する。		//-°	
		y 20°		<その他の指標>	
2 周知について	2 周知について	2 周知について	2 周知について	なし	
- AJANC DU C	2 /4/2410 50 0	L /M/XIIC DV C	T MANIC SO. C		
			財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、以下の措置を講じた。	<評価の視点>	<評価の視点>
<ol> <li>ホームページ及</li> </ol>	① ホームページ、パ	① ホームページ、パ	① 利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及	<ul><li>融資業務の運営に当たっ</li></ul>	<ul><li>融資業務の運営に当たっ</li></ul>
びパンフレットに、	ンフレット、申込み	ンフレット、申込み	び申込みに係る手引き等の作成に取り組んだ。	ては、勤労者の生活の安	独立行政法人住宅金融支持
制度の意義、内容、	に係る手引等を作	に係る手引等を作	平成26年度は第4・四半期に、具体的な利用事例の紹介として、転貸融資利用者のイ	定・事業主の雇用管理の改	等と必要な情報交換を行
導入及び運営方法、	成することとし、そ	成することとし、そ	ンタビュー記事(利用者の声)をホームページに掲載し、パンフレットを作成した。	善等に資するよう、担当者	もに、通信講座の受講、図
利用条件、相談・受	の作成に当たって	の作成に当たって	また、申込みに係る手引等の作成については、制度改正等の整理を行い、平成27年3	の融資審査能力の向上に	活用により、担当者の融資
付窓口等の各種情	は、制度の意義、内	は、制度の意義、内	月に完成し、金融機関等の関係機関への配布を行った。	努めるとともに、国及び関	力の向上に努めた。貸付金
報を分かりやすく	容、導入及び運営方	容、導入及び運営方		係機関と連携を図り、適正	定等に関しては、基準金融
掲載し、申請者であ	法等について関係	法等について関係		な貸付金利の設定等を行	短期プライムレート及び
る事業主及び制度	分野の専門家や利	分野の専門家や利		ったか。	付国債の入札結果をもとり
の恩恵を受けるこ	用者の声を紹介し、	用者の声を紹介し、		<ul><li>ホームページ等で制度の</li></ul>	した貸付金利を確定するた
ととなる勤労者の	情報を充実させて	情報を充実させて		意義、内容、導入及び運営	宅金融支援機構及び厚生等
利便を図ること。	いくとともに、利用	いくとともに、利用		方法等について関係分野	との調整を毎月行うことで、
	条件、相談受付窓口	条件、相談受付窓口		の専門家や利用者の声を	な貸付金利の設定を行い、

に立ち分かりやす く掲載する。また、 インターネットを 通じた質問を受け 付け、よくある質問 については回答を ホームページに公 開するなど積極的 に利用者の利便の 向上と情報提供に 努める。		インターネットや電話を通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をQ&&としてホームページに公開した。	か、また、利用条件、相談 窓口等を利用者の視点に 立ち分かりやすく掲載し ているか。	の改善等に資する融資を行った。 また、東日本大震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施するとともに本年度より中小企業勤労者の利用促進を図るため、中小企業の事業主に雇用される勤労者に対し、貸付金利を引き下げる特例措置を講じた。 なお、住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。
また、財産形成促 進事業に関するホ ームページのアク セス件数について、 毎年度20万件以上 を目指すこと。 また、財産形成促 進事業に関するホ ームページのアク セス件数について、 毎年度 20 万件以上 を目指すこと。	<ul><li>③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上を目指す。</li></ul>	財形事業に関するホームページのアクセス件数について、267,321 件であった。		・ 財形制度の意義、内容等について、転貸融資利用者の観点から、その利便性に対するインタビュー記事をホームページ及びパンフレットに掲載し、内容の充実を図った。 ・ 貸付金利等の利用条件について
② 中小企業の勤労 者の生活の安定等 に資する融資の利 用促進を図るため、 中小企業に対する 制度の導入及び運 営に係る情報提供 の充実を図ること。	0 , . — /	中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組行った。		は、確定後速やかに掲載を行った。特に、平成26年度より実施の中小企業勤労者貸付金利特例措置の実施期間延長については、特設ページにて情報掲載を行い、普及促進に努めた。
・行政機関等のメール マガジンを活用し て、12 万以上の登録 者に財形制度の周 知を図る。	いての周知を行う。 ・行政機関等のメール ・	行政機関等 17 機関のメールマガジンを活用し、307,000 件の登録者に財形制度の周知を図った。		融資業務及び周知について、目標 どおりの実績を挙げることができ たと考えているが、引き続きの努力 が必要と考えている。 また、貸付決定日数の短縮や周知 の充実など融資制度に関するもの
・地方公共団体等 (5 団体以上)を通じて 事業所にリーフレ ット等を送付する。 ・事業主団体と連携を	団体以上)を通じて 事業所にリーフレ ット等を送付する。 ・事業主団体と連携を ・貝	地方公共団体 14 団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 財形制度の普及促進については、7事業主団体と連携をとり、財形制度の普及促進に取		だけでなく、財形制度全般の周知を 図ることが財形融資の積極的な活 用につながるものであることから、 財形制度全般の周知に取り組むこ とが重要と考えている。
とり、個別事業所に 直接アプローチす るなどにより財形 制度の普及促進事 業を行う。	とり、個別事業所を 集めた各種説明会 や周知相談の実施 等により財形制度 の普及促進に取り 組む	り組んだ。		
・企業向け情報誌 (5 以上の情報誌) にお いて、財形制度の周 知広報を図る。	・企業向け情報誌 (5 以上の情報誌) にお いて、財形制度の周 知広報を図る。	企業向け情報誌7誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 中小企業貸付金利引下げ特例措置については、インターネットによる広告を実施し、周		
③ 外部委託の活用 ③ 外部委託の活用		知に努めた。 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、効率的な制度の周知、利用の		

や関係機関との連	や関係機関との連	や関係機関との連	促進を図った。	
携を図りながら、各	携を図ることによ	携を図ることによ	また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを 7, 194 箇所に送付した。	
種広報媒体を活用	り、より効果的な制	り、より効果的な制		
するなど、あらゆる	度の周知、利用の促	度の周知、利用の促		
機会を捉えて、より	進を図る。	進を図る。		
効果的な制度の周	また、関係機関に	また、関係機関に		
知、利用の促進を図	よる周知を実施す	よる周知を実施す		
ること。	るため、リーフレッ			
9 2 2 0	トを毎年度 6,000 か			
	所以上に送付する	に送付することを		
	ことを目指す。	目指す。		
		H 3H 7 8		
	3 勤労者財産形成	3 勤労者財産形成	3 勤労者財産形成システムの再構築	
	3 勤労者財産形成 システムの再構築		3 勤労者財産形成システムの再構築	
	3 勤労者財産形成 システムの再構築	3 勤労者財産形成 システムの再構築	3 勤労者財産形成システムの再構築	
	システムの再構築			
	<b>システムの再構築</b> レガシーシステム	<b>システムの再構築</b> レガシーシステム		
	<b>システムの再構築</b> レガシーシステム により運用している	<b>システムの再構築</b> レガシーシステム	レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成	
	<b>システムの再構築</b> レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス	<b>システムの再構築</b> レガシーシステム により運用している	レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成	
	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行い、オ	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス	レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成	
	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行い、オ ープンソースソフト	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行うた	レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成	
	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行い、オ ープンソースソフト ウェアの活用による	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行うた め、平成 26 年度につ いては、基本設計作業	レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成	
	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行い、オ ープンソースソフト ウェアの活用による 効率的な運用を行う	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行うた め、平成 26 年度につ いては、基本設計作業 に着手する。	レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成	
	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行い、オ ープンソースソフト ウェアの活用による	システムの再構築 レガシーシステム により運用している 勤労者財産形成シス テムの刷新を行うた め、平成 26 年度につ いては、基本設計作業 に着手する。	レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成	

## 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
2-1	1 効率的な業務実施体制の確立等		
	2 中期計画の定期的な管理		
	3 内部統制の強化		
	4 情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	
度		レビュー	

各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務	済実績、年度評価に係る	る自己評価		
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
第2 業務運営の効率 化に関する事項	第1 業務運営の効 率化に関する目標 を達成するためと るべき措置	第1 業務運営の効 率化に関する目標 を達成するためと るべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<定量的指標>         なし         <その他の指標>         なし	<評定と根拠> 評定:B 効率的な業務実施体制の確等のため、建退共本部における。 織の見直しを行ったほか、電
1 効率的な業務実施 体制の確立等	1 効率的な業務実 施体制の確立等	1 効率的な業務実 施体制の確立等	1 効率的な業務実施体制の確立等	74 C	他、外部委託に関する取組みを めることができた。 また、中期計画の定期的な進
「機構」という。)の 業務運営については、 各種業務の電子化、機 械処理の推進により業 務を効率化すること。 また、機構の事務については、外部委託を拡 大する等により、事務 処理の効率化や経費の	として、以下の取組を 行うことにより、業務	下「機構」という。) として、以下の取組を	機構として、以下の取組を行った。  ・建退共本部において、長期未更新者調査をより一層効率的に推進するため、「業務調査役」を設置した(平成26年4月1日)。		管理に取り組み、「業務推進委会」等を定期的に開催し、業務遂行状況の把握・検証を行うともに、その結果を職員一人一人周知し、更なる意識の向上を区た。 更に、コンプライアンス推進員会等の開催により内部統制強化に努めた。特に、理事長と理職員との個別面談の際に、コプライアンスに係る事項につ
縮減を図ること。	① 退職金共済事業 において、各種業務 の電子化、機械処理 の推進により、業務 を効率化する。	の電子化、機械処理	① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、効率化を行った。 ○中退共事業においては、 ・中退共事業と同様にCMT(磁気テープ)により掛金預金口座振替を実施している他団体等へ、金融機関とのデータ授受方法について、現在の状況及び今後の対応について情報収集を行ない、媒体変更を検討する際の参考にした。 ・ホームページより加入者等が行なえる加入証明書電子申請・自動交付システムを本格稼動し、郵送による交付依頼者へのシステム稼動周知に努めた結果、電子申請利用率が69.9%となり、電子申請開始1年間で7割まで拡大した。	・ 業務実施体制の効率化及 び人員・経費の縮減が図ら	
	② 業務処理方法の 見直しや外部委託 の拡大について検 討する。	② 業務処理方法の 見直しや外部委託 の拡大について検 討する。	② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について、以下の取組を行った。     ・中退共事業において、厚生年金基金からの資産移換先となることを受け、退職金共済契約の申込書(新規)に存続厚生年金基金加入の有無欄を設けた。     ・中退共事業において、不正加入、不正受給の再発を防止するための省令改正に伴い、退職金共済契約申込時及び退職届提出時における添付書類の見直しを行うとともに、書類審査確認を強化し、関連する中退共事業約款を掲載した。     ・中退共事業において、共済契約者から随時受け入れる退職金試算業務について、回答送付用封筒を窓開きに変更し、誤送付防止等サービスの向上を図った。     ・建退共、清退共及び林退共事業において、退職金共済契約の申込書に反社会的勢力に関する確認項目を新設し改正約款を掲載した。     ・財形事業において、7事業主団体に委託し、財形制度の普及促進に取り組んだ。		・ 中退共事業において、全国 行協会で DVD 媒体をデータ 換媒体として追加したこと より、CMT 媒体の使用を中」 る金融機関に対し、掛金預金 座振替時に使用する媒体 DVD 媒体へ変更するための 続を実施事業において、ホー ページより加入者等がもし、 る加入証明書子申請し、 はよる交付依頼者へのシッ
	2 中期計画の定期 的な進行管理	2 中期計画の定期 的な進行管理	2 中期計画の定期的な進行管理		による父何依頼者へのシ ム稼動周知に努めた結果、 申請利用率が 69.9%とな 電子申請開始1年間で75
	業務の遂行状況を 管理するための内部 の会議を少なくとも	① 平成 25 事業年度 計画の実績報告及 び中期計画の内容	価委員会(以下「評価委」という。)により取りまとめられ通知された「平成25事業年度業		で拡大した。

四半期に1回開催し、 業務の進捗状況の把 握を行うとともに、機 構として一体的な業 務運営を行い、必要な 措置を講ずる。 の周知を図るとと 東京 26 事事 東京 27 表記 東京 26 事事 東京 27 表記 東京 28 表記 東京 2

- ② 四半期ごとに「業 務推進委員会」を開 催し、平成 25 事業 年度計画の実績報 告の検証及び年度 計画の進捗状況等 の検証を行う。

3 内部統制の強化

#### 2 内部統制の強化

各退職金共済事業、 財産形成促進事業及び 雇用促進融資事業を適 切に運営し、退職金を 確実に支給するための 取組、財形持家融資の 適切な貸付及び回収並 びに雇用促進融資の適 切な回収のための取組 を促進するため、「独 立行政法人における内 部統制と評価につい て」(平成22年3月独 制と評価について」 立行政法人における内 部統制と評価に関する 研究会報告書)及び総 務省政策評価 • 独立行 政法人評価委員会から の業務の実績に関する 評価の結果等の意見を

踏まえ、職員の意識改

#### 3 内部統制の強化

各退職金共済事業、 各退職金共済事業、 財産形成促進事業及 財産形成促進事業及 び雇用促進融資事業 び雇用促進融資事業 を適切に運営し、退職 を適切に運営し、退職 金を確実に支給する 金を確実に支給する ための取組、財形持家ための取組、財形持家 融資の適切な貸付及 融資の適切な貸付及 び回収並びに雇用促 び回収並びに雇用促 進融資の適切な回収 進融資の適切な回収 のための取組を促進 のための取組を促進 するため、「独立行政 するため、「独立行政 法人における内部統 法人における内部統 制と評価について」 (平成22年3月独立 (平成22年3月独立 行政法人における内 行政法人における内 部統制と評価に関す 部統制と評価に関す る研究会報告書)及び る研究会報告書)及び 総務省政策評価·独立 総務省政策評価·独立 行政法人評価委員会 行政法人評価委員会 からの業務の実績に からの業務の実績に 関する評価の結果等 関する評価の結果等

進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知するため、各事業本部等において会議等を 開催し、職員の更なる意識改革を図った。

- ② 「業務推進委員会」を5回開催し、各事業本部等の平成25事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「平成25事業年度実績報告書(案)」の審議を行い、評価委に報告書を提出した(6月30日)。
- ③ 一般の中小企業 退職金共済(以下 加入促進対策の遂行状況を組織的に管理した。

#### 3 内部統制の強化

各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の各課長による期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。各事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、年度計画の周知や実施に当たり、各課(室)で役割分担をした上で、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行った。これを踏まえ、理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握する

	理事会 (機構)	幹部会 (中退共本部)	部内会議 (建退共本部)	部内連絡会議 (清退共本部·林 退共本部)	部内会議 (財形本部)
開催	12 回	12 回	21 回	12 回	12 回
回数	(毎月)	(毎月)	(隔週)	(毎月)	(毎月)

(注1) 開催回数欄の下段() 内は、原則の開催時期

とともに、業務運営方針などを審議・決定した。

- (注2) 理事会のほか、役員・監事からなる役員連絡会を平成23年度から原則毎月1回 開催し、機構全体の組織、業務運営の適正化を図った
- (注3)複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議 を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施

ついては、積極的に外部委託に取り組んでいるか。

- ・ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する 必要性の乏しい事務・事業 がないか等の検証を行い、 その結果に基づき、見直し を図っているか。
- ・ 業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。
- ・ 業務の遂行状況を管理するための会議における進捗 状況の把握により、一体的 な業務運営を行い、必要な 措置を護じているか。
- ・ 「業務推進委員会」は5回、 中退共事業及び建退共事業に おける「加入促進対策委員会」 は各4回開催し、業務の遂行状 況等の把握を行った。

団体に委託し、個別事業所を集

めた各種説明会や周知相談の

実施等により、財形制度の普及

促進に取り組んだ。

「業務推進委員会」において、 業務の遂行と進捗状況の把 握・検証を行うとともに、適宜、 業務運営の方針を指示した。

また「加入促進対策委員会」 において、加入促進対策の遂行 状況の審議を行い、中退共事業 及び建退共事業ともに、進捗状 沢等を踏まえ積極的な加入勧 奨を実施した。

なお、建退共事業においては、都道府県別職業訓練校・工業高等学校、農業・農林高等学校に対する制度周知を行った。

- ・ 職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。
- ・ 内部統制を強化するため の取組が着実に実施されて いるか。(政・独委評価の視 点事項と同様)
- ・ 年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。
- ・ 各退職金共済事業、財形事業 及び雇用促進融資事業を適切 に運営し、退職金を確実に支給 するための取組、財産形成持家 融資の適切な貸付及び回収並 びに雇用促進融資の適切な回 収のための取組を促進するた め、理事会、幹部会、業務推進 委員会及び契約監視委員会等 を定期的に開催した。
- ・ 監事は理事長が決裁する中期 計画・年度計画など業務運営の 基本方針策定に関するものや、

革を図り、法令遵守態 についての意見を参 勢を徹底するととも に、内部統制について、 会計監査人等の助言を 得つつ、更に充実・強 化を図るものとし、講 じた措置について積極 な進行管理 4の 的に公表すること。

考にしつつ、職員の意 考にしつつ、職員の意 識改革を図るととも に、内部統制につい て、例えば、第1の2 て、例えば、第1の2 の「中期計画の定期的」の「中期計画の定期的

化の推進」、第2の I の1の「確実な退職金」の1の「確実な退職金 支給のための取組」を 支給のための取組」を 着実に実施する等、会着実に実施する等、会 計監査人等の助言を 得つつ、向上を図るも、得つつ、向上を図るも のとし、講じた措置にしのとし、講じた措置に ついて積極的に公表 する。

ンス推進委員会を開 ンプライアンスの推 進に努めるとともに、進に努めるとともに、 講じた措置について 公表する。

### 3 情報セキュリティ 対策の推進

政府の方針を踏ま え、適切な情報セキュ リティ対策を推進する こと。

4 情報セキュリテ ィ対策の推進

政府の方針を踏ま え、適切な情報セキュ え、適切な情報セキュ リティ対策を推進す

についての意見を参 識改革を図るととも に、内部統制につい な進行管理」、4の

(3)の「契約の適正 (3)の「契約の適正 化の推進」第2のI 計監査人等の助言を ついて積極的に公表 する。

また、コンプライアまた、コンプライア ンス推進委員会を開 催し、機構におけるコー催し、機構におけるコ ンプライアンスの推 講じた措置について 公表する。

### 4 情報セキュリテ ィ対策の推進

政府の方針を踏ま リティ対策を推進す る。

- ・「中期計画の定期的な進行管理」として、業務推進委員会を定期的に開催した。
- ・「契約の適正化の推進」のため、昨年に引き続き契約監視委員会を3回開催し、審議概要 等をホームページに掲載した。
- ・監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「平成26事業年度監事 監査実施計画 | に基づき、会計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課 の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規程遵守について事 情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各事業の適切な運営と適正な 事務処理の徹底を指示した。また、監事は業務監査の実施前と実施後に理事長とのディ スカッションを行った。
- ・監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するもの や、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの 実施状況の把握を行った。
- ・改正独法通則法施行(平成27年4月1日)に向けて総務省通達に基づき、改正・整備す べき規定について、改正等を行った。
- ・コンプライアンス推進委員会を平成27年3月27日に開催し、日本生命保険相互会社(以 下「日生」という。)職員が関与した中退共制度の不正受給事案について、概要、日生に 対する措置及び再発防止策等の報告を行った。また、改正独法通則法施行(平成27年4 月1日)に伴う機構における財務の健全性、業務の安定性・継続性及び法令違反等その 他のリスクに対しての強化案を審議した。

### 4 情報セキュリティ対策の推進

政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施した。

- 最新のセキュリティパッチとウィルスパターンファイルの適用。
- フィルタリングによるアクセス制御。
- アクセスログの検証。
- 関係職員への注意喚起。
- ・暗号化通信の脆弱性に対応するため通信プロトコルを SSL から TLS へ移行した。
- ・サイバーセキュリティ基本法の公布に基づくサイバーセキュリティ月間のバナーを掲載 し、セキュリティに対する周知を行った。
- ・「新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会」を実施(平成26年6 月 13 日)。

運用管理者:8名、役職員:28名、新入職員6名

- サイバー攻撃対策セミナーを職員が受講した(平成26年6月11日)。
- ・インターネットに係る導入ソフトウェアのバージョンアップを実施した(平成26年9月. 平成27年3月)。

• 平成22年3月独立行政法 人における内部統制と評価 に関する研究会報告書及び 政・独委からの評価結果等 が反映されているか。

- 大臣認可申請など重要な文書 等について回付を受け、理事長 によるマネジメントの実施状 況の把握を行った。
- 平成 22 年 3 月独立行政法人 における内部統制と評価に関 する研究会報告書を踏まえ、理 事会においては、各事業本部か ら退職金共済制度への加入・脱 退状況、退職金を確実に支給す るための取組状況などの報告 を行い、機構業務全般の状況を 把握するとともに、業務運営方 針などを審議・決定した。
- 理事会や理事長と管理職員と の個別面談等の機会において、 コンプライアンスに係る事項 や職場環境についても確認し
- コンプライアンス推准委 員会を適切に開催し、コン プライアンスの推進に努め ているか。
- コンプライアンス推准委員会 を3月27日に開催し、日生職 員が関与した中退共制度の不 正事案について、概要、日生に 対する措置及び再発防止策等 の報告を行った。また、改正独 法通則法施行(平成27年4月 1日)に伴う機構における財務 の健全性、業務の安定性・継続 性及び法令違反等その他のリ スクに対しての強化案を審議 した。
- 講じた措置についての公 表が適切に行われている
- い、外部の有識者からなる契約 監視委員会を開催し審議概要 等をホームページで公表した。

契約状況の点検・見直しを行

- 「随意契約等見直し計画」の フォローアップの結果をホー ムページで公表した。
- 政府の方針等を踏まえ、 適切な情報セキュリティ対 策を推進しているか。
- 政府の方針を踏まえ、内閣官 房情報セキュリティセンター (NISC)からのセキュリテ ィ情報を管理者等へ注意喚起 を行うとともに、「新入職員及 び情報システム管理担当者等 のセキュリティ研修会」を実施 している。

また、日々のセキュリティ対 策の運用においても、毎週業務 終了後セキュリティプログラ ムの更新を行い、最新のセキュ

			リティレベルを維持している。
			<課題と対応> 平成26年度においては着実に 効率的な業務実施体制を構築してきたところであるが、改正中小企業退職金共済法が施行されることも踏まえ、より一層効率化を図ることが重要である。 また、中期計画の定期的な進行管理や内部統制の強化にも取り組んだところであるが、独立行政
			法人通則法の改正により内部統 制に関する取組を強化する必要
			があることから、今後とも不断の
			見直しを行う必要がある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-2	5 業務運営の効率化に伴う経費削減	(1) 一般管理費及び業務経費						
		(2) 人件費						
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業						
度		レビュー						

評価対象となる指標	達成目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)
一般管理費 (計画値) (千円)	中期目標期間最終年度 251, 421	286, 093	277, 415	268, 744	260, 080	251, 421	
一般管理費(実績値)(千円)		200, 559	192, 125				
上記削減率(%)	最終年度までに平成 24 年度予算額 (295,788 千円) に比べて 15%以上 の削減	32. 2%	35.0%				
業務経費 (計画値) (千円)	中期目標期間最終年度 4,699,564	4, 990, 687	4, 934, 185	4, 877, 606	4, 819, 307	4, 699, 564	
業務経費 (実績値) (千円)		4, 015, 874	3, 971, 061				
上記削減率(%)	最終年度までに平成 24 年度予算額 (5,081,381 千円) に比べて 5%以 上の削減	21.0%	21. 9%				

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。

削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた 金額である。

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
4 業務運営の効率 化に伴う経費節減	5 業務運営の効率 化に伴う経費節減	5 業務運営の効率 化に伴う経費節減	5 業務運営の効率化に伴う経費節減	<定量的指標> ・ 業務運営の効率化に努め、	<評定と根拠> 評定: B
1)一般管理費及び 業務経費	(1)一般管理費及び 業務経費	(1) 一般管理費及び 業務経費	(1) 一般管理費及び業務経費	中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済 事業における被共済者管理	平成24年度予算額に対し管理費(人件費を除く。)には35.0%、業務経費(新規
(。) については、平	の最終年度までに、特 定業種退職金共済事 業における被共済者 管理システムの改修 や勤労者財産形成シ ステムの再構築等の 新規業務追加分を除 き、一般管理費(人件 費を除く。)について	一般管理費(人件費を除く。)及び業事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、債置金及び支払利息を、さいていていてが、できないでは、といるとともに下う。	平成 24 年度予算額に対し、一般管理費 (人件費を除く。) については 35.0%、業務経費 (新規事業、財形事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。) については 21.9%の削減を行った。  -般管理費  24 年度予算額 26 年度決算額 削減額 (率) 295,788 千円 192,125 千円 103,663 千円 (△35.0%) 業務費  24 年度予算額 26 年度決算額 削減額 (率)	システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費(人件費を除く。)については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費(財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行	財形事業及び雇用促進融資係る貸付金、償還金及び星用促進融資係る貸付金、償還金及び支を除く。)については 21.5 減を行った。また、人件費についてもを国に準拠して支給してい特別都市手当を国家公務員い水準に留めており、必要も行っている。このため、昨年度とほぼ結果であることを踏まえBする。
費(財産形成促進事業 及び雇用促進融資事 業に係る貸付金、償還 金及び支払利息を除 く。)については、平 成24年度予算額に比 べて5%以上の削減を 行うこと。	金、償還金及び支払利 息を除く。) について は、平成24年度予算 額に比べて5%以上の 削減を行う。		5,081,381 千円 3,971,061 千円 1,110,320 千円 (△21.9%) また、行政支出の無駄削減の取組状況の公表を行った(平成 26 年 5 月 13 日、8 月 12 日、11 月 14 日、平成 27 年 2 月 16 日)。	われているか。 < その他の指標 > なし < 評価の視点 > ・ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	<評価の視点> ・ 諸手当については、国して支給しており、機構手当等は設けておらず、準も国を超えるものは存い。
等を踏まえた給与改 定部分を除く。) につ	(2) 人件費 総人件費(退職金及 び福利厚生費(法定福 利費及び法定外福利 費)並びに人事院勧告 等を踏まえた給与改 定部分を除く。) につ いては、政府における	(2) 人件費 総人件費(退職金及 び福利厚生費(法定福 利費及び法定外福利 費)並びに人事院勧告 等を踏まえた給与改 定部分を除く。) につ いては、政府における	(2) 人件費 機構の平成26年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。	・ 総人件費について、政府 における総人件費削減の取 組を踏まえ厳しく見直して いるか。 ・ 給与水準が適正に設定さ	・ 東京都特別区に勤務す に支給する特別都市手当 公務員の地域手当に相当 いて、引き続き国家公 18%よりも低い水準に留 る。 ・ 年齢のみで比較した対
総人件費削減の取組 と踏まえ、厳しく見直 けものとすること。 また、機構の給与水 性については、国家公 務員の給与水準も十	総人件費削減の取組 を踏まえ、厳しく見直 すものとする。	総人件費削減の取組 を踏まえ、厳しく見直 すものとする。 また、機構の給与水 準について、以下のよ うな観点からの検証 を行い、その検証結果 や取組状況について 公表するものとする。		れているか(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。)	務員 114.9 となっぱに 114.9 となっぱに 114.9 とかっぱに 114.9 と地域地に 114.9 と 地域地に 114.9 と 地域地に 114.9 を

その検証結果や取組 状況を公表すること。	① 職員の在職地域 や学歴構成等の要 因を考慮してもな お国家公務員の給 与水準を上回って いないか。	① 職員の在職地域 や学歴構成等の要 因を考慮してもな お国家公務員の給 与水準を上回って いないか。	①・② 年齢のみで比較した対国家公務員指数は114.9となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.4、地域・学歴勘案では102.5と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。	・ 国の財政支出割合の大き い法人及び累積欠損金のあ る法人について、国の財政 支出規模や累積欠損の状況 を踏まえた給与水準の適切 性に関する法人の検証状況 をチェックしているか。 (政・独委評価の視点)	・ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と 極めて小さい。
	② 事務所の所在地 における地域手当 が高いなど、給与水 準が高い原因につ いて、是正の余地は ないか。	② 事務所の所在地 における地域手当 が高いなど、給与水 準が高い原因につ いて、是正の余地は ないか。		・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)	・ 法定外福利費の支出について は、平成20年度早々に見直しを 行い、現在支出しているものは、 安衛法に基づく健康診断費、人 間ドック補助、健康相談に係る 費用等職員の健康管理に必要な 費用のみである。
	③ 国からの財政支 出の大きさ、累積欠 損の存在、類似の業 務を行っている民 間事業者の給与水 準等に照らし、現状 の給与水準が適切 かどうか十分な説 明ができるか。	損の存在、類似の業 務を行っている民 間事業者の給与水	③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい。(国からの財政支出額 8,898 百万円、支出予算の総額751,034 百万円:平成26 年度予算) さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含む)との比較でも、99.2 と低い水準に抑えられている。(平成26 年度賃金構造基本統計調査との比較) (注)上記については、平成27年6月末に機構ホームページにおいて公表		<課題と対応> 改正中小企業退職金共済法が施 行されることも踏まえ、引き続き 経費削減に努める必要がある。 また、人件費についても引き続 き検証を行うことが重要である。
	<ul><li>④ その他、給与水準 についての説明が 十分に国民の理解 を得られるものと なっているか。</li></ul>	<ul><li>④ その他、給与水準 についての説明が 十分に国民の理解 を得られるものと なっているか。</li></ul>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2 - 3	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (3)契約の適正化の推進						
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業					
度		レビュー					

. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
3) 契約の適正化の	(3)契約の適正化の	(3)契約の適正化の	(3)契約の適正化の推進	<定量的指標>	<評定と根拠>
推進	推進	推進		なし	評定: B
.,,,,,	,,,,,,	1,5.45		3	平成26年度随意契約及び-
契約については、原	契約については、原	契約については、原	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。	<その他の指標>	札・応募に係る契約につい
として一般競争入	則として一般競争入	則として一般競争入	XIIII II CIBO MARIE O C MARIE I VIII I CO D O C DO C DO C DO C DO C DO C	なし	及び会計監査人による監査
等によるものとし、	札等によるものとし、	札等によるものとし、		,,	るとともに自ら点検・見直
	以下の取組により、契	以下の取組により、契			った。さらに、外部有識者
の適正化を推進す	約の適正化を推進す	約の適正化を推進す			契約監視委員会の審査を受
うこと。	る。	る。			約内容は概ね適正であると
,	<i>'</i> o√ o	<i>'</i> ₀			を得た。
) 「随意契約等見直	<ol> <li>「随意契約等見直</li> </ol>	① 締結された契約	   ① 「随意契約等見直し計画」に基づき平成 25 年度における契約状況をフォローアップし、		概ね計画通りでありBと
し計画」に基づく見	し計画」に基づく見	についての改善状	ホームページで公表(平成26年9月2日)を行った。		る。
直し後においても、	直し後においても、	況をフォローアッ	(フォローアップ結果は、平成20年度における競争性のない随意契約は59件であったが、		a.
締結された契約に	締結された契約に	プし、公表する。	平成25年度においては14件であった。)	<評価の視点>	<評価の視点>
かれての改善状況	神福 C4 いた美術に ついての改善状況	ノレ、ムメリる。	(添付資料②) 随意契約等見直し計画)	<ul><li>・ 「随意契約見直し計画」に</li></ul>	
をフォローアップ	をフォローアップ		/1か口見行の 限心大小寸ル臣(川西)	基づく見直し後において	基づき平成25年度におけ
し、毎年公表するこ	し、毎年公表する。			も、締結された契約につい	
と。	し、再十五久りる。			ての改善状況をフォロー	ムページで公表 (平成 26
<u> </u>				アップし、公表されている	2日)を行った。
)一般競争入札等	② 一般競争入札等	② 一般競争入札等	  ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が	か。	2 H / G II J /Co
により契約を行う	であっても一者応	であっても一者応	確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図	<i>1</i> ,7~°	
場合であっても、特	札・応募となった契	札・応募となった契	った。また、平成26年4月から全省庁統一資格を導入し入札参加機会の拡大に努めた。	<ul><li>一者応札・応募となった</li></ul>	<ul><li>一者応札・応募となっ</li></ul>
に、企画競争や公募	約については、実質	約については、実質	うた。また、下版20千年月かり主日月加 貝竹を寺八し八七参加版式が拡入に方めた。	契約について、実質的な競	
を行う場合には、競	的な競争性が確保	的な競争性が確保		争性が確保されるよう見直	保されるよう見直しを行
争性、透明性が十分	されるよう、入札方	されるよう、入札方		しを行い、コスト削減や透	スト削減や透明性の確保
確保される方法に	法や仕様書等の見	法や仕様書等の見		明性の確保が図られている	た。また、平成26年4月
より実施すること。	直しを行い、コスト	直しを行い、コスト		か。	省庁統一資格を導入し入
より天心りること。	の削減や透明性の	の削減や透明性の		<i>X</i> .0	機会の拡大に努めた
	確保を図る。	確保を図る。			なお、「一者応札・一者」
	展区の図る。	権以で囚る。			係る改善方策についてホ
)監事及び会計監	③ 監事及び会計監	③ 監事及び会計監	  ③   入札及び契約について適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・		ージで公表している。
査人による監査に	査人による監査に	査量するのが監査に	応募による契約内容を提出し、監事による業務監査(平成 26 年 5 月 28 日、7 月 28 日、		
おいて、入札・契約	おいて、入札・契約	おいて、入札・契約	10月29日、平成27年2月20) や会計監査人による監査を受けた。	<ul><li>監事及び会計監査人によ</li></ul>	<ul> <li>監事及び会計監査人に</li> </ul>
の適正な実施につ	の適正な実施につ	の適正な実施につ	また、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契	る監査において、入札・契	
いて徹底的なチェ	いて徹底的なチェ	いて徹底的なチェ	約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した(平成26年6月23日、平成27	約の適正な実施について徹	
ックを受けるとと	ックを受けるとと	ックができるよう	年1月8日、3月25日)。	底的なチェックを受けてい	クを受けた。
もに、監事及び外部	もに、監事及び外部	必要な情報提供を	7 - 7 - 1 - 7 1 - 1 - 7 - 1	るか。	2 2 2 2 7 7 2 8
有識者から構成す	有識者から構成す	行う。また、監事及			
る「契約監視委員	る契約監視委員会	び外部有識者から		・ 契約監視委員会での見直	<ul><li>契約監視委員会を3回</li></ul>
会」において、契約	において、契約の点	構成する契約監視		し・点検は適切に行われた	平成26年度随意契約及び
の点検・見直しを行	検・見直しを行う。	委員会において、契		カ・。	札・応募に係る契約につ
うこと。		約の点検・見直しを			議を行った結果、契約内
		行う。			ね適正であるとの意見を
					<課題と対応>
					マ成 26 年度は概ね計画通
					半成20年度は概ね計画通 績を残すことができたが、
					積を残りことができたが、   者応札・応募に関する見直
					り組むことが重要である。

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3-1	I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理								
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業							
度		レビュー							

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)
		前中期目標期						
		間最終年度値						
累損解消計画の年度ご	毎年度 92 百万円		92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	
との解消目安額								
累積欠損金額		1,095 百万円	1,002 百万円	795 百万円				
解消額			93 百万円	207 百万円				
達成度	計画の解消目安額に対する実績達成率		101%	225%				

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
第4 財務内容の改善 に関する事項	第3 財務内容の改善 に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	<定量的指標> ・ 累損解消計画の年度ごとの解消目安額林退 92 百万	<評定と根拠> 評定:A 累積欠損金が生じている林
I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	円を達成しているか。	事業において、効率的な資産や経費削減により、年度計画
1 累積欠損金の処 理	1 累積欠損金の処 理	1 累積欠損金の処 理	1 累積欠損金の処理	<その他の指標> なし	百万円を大幅に上回る 207 百 (達成率 225%) 削減を達成 ことからAと評価する。
累積欠損金が生じ 関連事業に関連事業に関連事業に関連事業に対し、 対が、は、付かででは、 対ができるでは、 対ができるでは、 対ができるでは、 対ができるでは、 対ができるでは、 はできるでは、 はできるではできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるでは、 はできるではできるでは、 はできるではなななななななななななななななななななななななななななななななななな	策定した「累積欠損金	累積欠損金が生じているでは、 でいるなは、事業労働においてはる予定についるででである。 ではおける変更についての検討が可にの検討が可にでいます。 機構が可にでいますができます。 機構ができますができます。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	累積欠損金が生じている林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積 欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努め、平成26年度においては207百万円解消した。 (添付資料③ 累積欠損金解消計画)	<評価の視点> ・ 健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。 ・ 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。	<評価の視点> ・ 「資産運用の基本方針」 めている、最適な資産配分 る基本ボートフォリオととも 資産運用を実施するととも 目標に沿った累積的な加入 対策の実施効果により掛金を確保により、収益の改組により、収益の改善 で取組により、で業務とで、で、で、26年度決算において、 ・ 平成26年度決算において、業務経理繰入予算比:△8%
					<課題と対応> 平成 26 年度は年度ごとの 目安額を大幅に上回る額の累 損金の解消を図ること額のき ころであるが、目標達成のた はより一層の取り組みが必必要 ることから、平成 27 年度以降 き続き健全な資産運用及び積 な加入促進等の実施に努める とする。

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
3-2	I 退職金共済事業 2 健全な資産運用等					
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業				
度		レビュー				

2. 主要な経年データ				
評価対象となる指標	達成目標			
ベンチマーク	概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスの達成			

#### < 25年度>

中退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値(個別資産効果の合計)である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0. 67%	0. 58%	0. 09%
国内株式	18. 64%	18. 56%	0. 08%
外国債券	14. 73%	15. 28%	△0. 55%
外国株式	34. 28%	32. 43%	1.85%
合計	13. 91%	_	0. 28%

※委託金額合計 1,794,052 百万円

建退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業(特別給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.24%)となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.69%	0.58%	0.11%
国内株式	20.67%	18.56%	2.11%
外国債券	15. 43%	15. 28%	0.15%
外国株式	32.79%	32. 43%	0.36%
短期資産	△0.03%	0.04%	△0.07%
合計	8. 23%	7.75%	0. 49%

※委託金額合計 278,987 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	20.05%	18.56%	1.48%
外国債券	14.80%	15. 28%	△0.48%
外国株式	33. 49%	32. 43%	1.06%
短期資産	0.02%	0.04%	△0.02%
合計	7. 18%	6. 93%	0.24%

※委託金額合計 13,754百万円

清退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式がベンチマークを上回った。国内債券、外国債券、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は国内債券では国債のみの運営を継続する中、堅調に推移した事業債のアンダーウェイトがマイナス寄与、外国債券及び外国株式ではカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.52%)となった。前年度は全ての個別資産がマイナスであったが、今年度はマイナス幅の減少及び国内株式が大きくプラスとなったため、全体ではマイナスからプラスへ転じた。なお、基本ポートフォリオを平成26年2月28日に変更し、3月中に4資産が2資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.42%	0.58%	△0.16%
国内株式	22. 38%	18.56%	3.82%
外国債券	13. 22%	13.93%	△0.71%
外国株式	30.79%	30.83%	△0.03%
合計	5.75%	5. 23%	0.52%

※委託金額合計 719 百万円

林退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった 影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.07%)となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%
外国債券	14.67%	15. 28%	△0.61%
合計	2.85%	2.78%	0.07%

※委託金額合計 4,756 百万円

#### < 26年度>

中退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。 なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値(個別資産効果の合計)である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.14%	2.97%	0.17%
国内株式	29.10%	30.69%	△1.59%
外国債券	11.87%	12.28%	△0.41%
外国株式	23. 38%	23.54%	△0.15%
合計	14.68%	_	△0.32%

※委託金額合計 1,860,103 百万円

建退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は共に銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.33%)となった。

建退共事業(特別給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.64%)となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.31%	2.97%	0.34%
国内株式	29. 52%	30.69%	△1.17%
外国債券	12. 33%	12.28%	0.05%
外国株式	23.48%	23. 54%	△0.06%
短期資産	0.34%	0.03%	0.30%
合計	9.99%	9.66%	0.33%

※委託金額合計 306,170 百万円

C. & 7/Co			
建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3. 26%	2. 97%	0.29%
国内株式	34. 49%	30.69%	3.81%
外国債券	12. 29%	12. 28%	0.01%
外国株式	22.09%	23. 54%	△1.45%
短期資産	0.35%	0.03%	0.31%
合計	9.39%	8.75%	0.64%

※委託金額合計 15,011 百万円

清退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.12%	2.97%	0.15%
国内株式	31.90%	30.69%	1.21%
合計	14. 55%	13. 47%	1.09%

※委託金額合計 821 百万円

林退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.28%)となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.01%	2.97%	0.04%
国内株式	34.69%	30.69%	4.00%
外国債券	12. 15%	12. 28%	△0.13%
合計	5.75%	5. 47%	0. 28%

※委託金額合計 5,015百万円

中期目標	中期計画	年度計画			法人の業	務実績				評価指標	法人の自己評価
2 健全な資産運用 等	2 健全な資産運用 等	2 健全な資産運用 等	2 健全な資産	<b>産運用等</b>						<定量的指標> ・ 各事業本部の委託運用に	<評定と根拠> 評定:B
各退職金共済事業の 資産運用について は、外部の専門家か らの助言を受け、資 産運用の目標、基本 ポートフォリオ等 を定めた「資産運用	① 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資	① 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資	た「資産運用 (添付資料の	用の基本方針」に ④ 平成 26 事業 ⑤ 平成 26 事業	理用については、資基づき、安全かつ 年度資産運用に係っ 年度資産運用に係っ 第年度に係る資産運	効率を基本とし 3パフォーマン I用結果に対する	ンて実施し ス状況) 5運用目標	た。 等の部分 (単位: 音	に関する評	ついて概ねベンチマーク と同等以上のパフォーマ ンスが達成されたか。 <その他の指標> なし	資産運用は、第三者資産運用は、第三者資産運用は、第三者資産で、当年でで、当年でで、当年で、当年で、第一年で、第一年で、第一年で、第一年で、第一年で、第一年で、第一年で、第一
の基本方針」に基づき、安全かつ効率を	産運用の基本方針」 に基づき、安全かつ	産運用の基本方針」に基づき、安全かつ		中退共	建退	<b>奘</b>	清边		林退共		盆を帷休りることができ   た、委託運用については、
基本として実施すること。	効率を基本として 実施する。	効率を基本として 実施するとともに、		給付経理	給付経理	特別 給付経理	給付経 理	特別 給付経 理	給付経 理		用機関に対する適切な過 理・評価に努めた結果、 業については、国内債券
		基本ポートフォリ	資産残高	4, 583, 774	929, 035	33, 979	4,607	310	13, 963		マークを上回り、国内株式
		オの検証を行い、必 要があればその見	運用収入	283, 274	34, 987	1, 478	139	2	364		債券、外国株式はベンチー 下回ったが、建退共・清
		直しを行う。	運用費用 決算運用利	442	62	6	_	_	_		退共事業については、全体
			回り	6. 61%	3.89%	4. 43%	3. 09%	0.53%	2.69%		ンチマークを上回った。 これらを踏まえBとし
			当期純利益	165, 623	21, 894	829	59	△0	207	<評価の視点> ・ 資金の運用であって、時	<評価の視点> i 資産運用は、第三者
			した外国とは した外面自身では ・数に下ののでは、 ・数に下ののでは、 ・変にででででででででででででででででででででででででいる。 ・変にできないでする。 ・変にできないできない。 ・変にできないできないできない。 ・変にできないできないできない。 ・変にできないできないできない。 ・変にできないできないできない。 ・変にできないできないできないできない。 ・変にできないできないできないできない。 ・変にできないできないできないできない。 ・変にできないできないできないできないできない。 ・変にできないできないできないできないできないできないできないできない。 ・変にできないできないできないできないできないできないできない。 ・変にできないできないできないできないできないできないできないできないできないできない	度の資産運用は、 株式市況の上昇、 等を好感いたしたした。 の内債券がベンナ資子を ができる。 の内債券がベンナ資子を の対したでは、 の内債券がでいた。 の内債券がでいた。 の内債券ができる。 のりののののののののののののののののののののののののののののののののののの	米国を中心とした 更に企業業績の担保 定した収益を確した。 定しの委託運用り、 とめのを上回り、 き高及び経済予測、 で産運用委員会に が退共事業において を選出のする事	大に加え日銀により、委託運用した。 より、委託運用した。 銭信託)の資産 内株式、外国信 市場の状況等に を確認した。 い、現行の基本 は、 ボートフォリス	こよる追加 用で大きな を を を と 外国 こ 基 数 、 、 さ と か も る き も 、 た 、 、 の り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	緩和や公計 収益を計 フォ式はベート オリオは た「資産	的年金の運ま とした。 シスにマーケンフォリオ るこ 本 を続する こ 本	(具体的な投資行動の 意思決定主体、運用に 係る主務大臣、法人、 運用委託先間の責任分 担の考え方等)、資産 構成、運用実績を評価	部評価を反映しつつ、うでのでは、 の目標、基本ででき安全かつ。 を定に基づき安全かつ。 本として実施した。系 をできま施した。系 大気景ととない。 大気景とと外業調とのといた業 は、といる。 は、といる。 では、までは、までは、までは、までは、は、ない。 といる。 には、までは、は、ない。 には、までは、は、ない。 には、までは、は、ない。 には、までは、は、ない。 といる。 には、までは、ない。 には、までは、は、ない。 といる。 には、までは、ない。 には、までは、までは、までは、まで、 をできて、また、は、まで、といる。 をできて、また、は、まで、といる。 は、また、は、まで、といる。 は、また、は、まで、また。 は、また、は、また。 は、また、は、また。 は、また、は、また。 は、また。 は、また、は、また。 また。 は、また。
			証を行い、 の結果につい ・自家運用に ・建退共事等 は、国内代 を下回る	効率的であるこついては、長期 こついては、長期 業(給付経理)に 責券、外国債券は 活果となったが、	が別学を基本として 別学を基本として 記を員会及び ALM 委 記・安定的な債券投 おいては、委託達 ベンチマークを上 主な要因は共に鋭 ・チマークを上回る	本ポートフォリ 員へ報告して存 資を継続した。 田(金銭信託) 回った。国内杉 柄選択効果がっ	リオを継続 まを得た。 の資産ご 株式、外国 マイナス寄	すること とのパフ 株式はべ 与となっ	とした。そ オーマンス ンチマーク たためであ	するための基準(以下 「運用方針等」とい う。)(政・独委評価の 視点)	フォリオ等を定めた「資の基本方針」に基づき9 の基本方針」に基づき9 効率を基本として実施 た、基本ポートフォリュ を行い、十分効率的です を確認した。これらに は、資産運用委員会等に た。

る。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.64%)となった。

- ・清退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。
- ・林退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、 国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、 主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体で はベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.28%)となった。

う。

② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、 業の資産運用計画 等が経済・金利情勢 に対応しているか 検討するため、役員

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
開催	12 回	7 回	5 回	5 回
回数	(毎月)	(四半期)	(四半期)	(四半期)

- ○中退共事業においては、資産運用委員会を毎月開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。
- 運用計画、運用資産残高及び評価損益状況
- ・資産間リバランスについて
- ・委託運用に係る平成25年度総合評価およびシェア変更について
- ・平成25年度金銭信託及び有価証券信託の運用結果
- ・有価証券信託に係る信託銘柄の入替えについて
- ・新企業年金保険(一般勘定)委託生命保険会社の平成25年度決算について
- ・新企業年金保険(一般勘定)に係る生命保険会社の平成25年度実績に基づく総合評価及び シェア変更について
- ・主要資産の相場見通しについて
- ・自家運用保有債券の売却について
- ・「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて
- 基本ポートフォリオの検証結果について
- ・平成26年度金銭信託及び有価証券信託の四半期運用結果
- ・月次運営基準による資産間リバランスの実施について
- ・新企業年金保険(一般勘定)委託生命保険会社の平成26年度上半期決算について
- 委託運用会社に対する実地調査結果報告について
- ・自家運用における平成27年度償還資金の運用計画について
- ・外国債券1ファンドの減額について
- ・指定証券会社の平成26年度評価
- ・平成27年度資産運用に係るコンサルティング会社選定結果報告
- ○建退共事業においては、資産運用委員会を年7回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。

(7回開催) 平成 26 年 6 月 27 日、8 月 25 日、9 月 29 日、12 月 24 日、12 月 26 日、平成 27 年 3 月 2 日、3 月 27 日

- ・次期四半期の運用計画について
- ・前四半期および直近の運用状況について
- 基本ポートフォリオの検証結果について
- ・日本版スチュワードシップ・コードの受入について
- ・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセット・アロケーション変更(案) について
- ○清退共事業においては、資産運用委員会を年5回開催した。その主な審議・報告内容は次の

るかを中心に評価を受けた。

- ・ 資金の性格、運用方針等 の設定主体及び規定内容 を踏まえて、法人の責任に ついて十分に分析してい るか。(政・独委評価の視 点)
- ・ 「資産運用の基本方針」 に基づいた安全かつ効率 的な資産運用が実施され ているか。
- 外部の専門家からの運用 実績の評価結果を事後の 資産運用に反映させているか。

- ・ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。
- ・ 利益剰余金が計上されて いる場合、国民生活及び社 会経済の安定等の公共上 の見地から実施されるこ

- ・ 退職金を将来にわたり確実に 支給するため、制度の安定的運 営に必要な収益を長期的に確 保することを目標として安全 かつ効率を基本に資産運用を 実施している。
- ・ 各退職金共済事業の資産運用 については、資産運用の目標、 基本ポートフォリオ等を定め た「資産運用の基本方針」に基 づき安全かつ効率を基本とし て実施した。
- ・ 資産運用評価委員会を開催 し、平成 25 年度の運用結果に ついて報告を行い運用の基本 方針に沿った資産運用が行わ れているかを中心に評価を受 けた。

「平成 25 年度資産運用結果 に対する評価報告書」に基づく 具体的な評価結果を踏まえ、安 全かつ効率を基本とした運用 に努めた。

- ・ 原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用委員会資料(運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等)や月別ベンチマーク収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。
- ・ 当期総利益の発生要因は、米 国を中心とした緩やかな景気 回復と堅調な企業業績を背景 とした外国株式市況の上昇、早 に企業業績の拡大に加え年金 による追加緩和や公的年金 運用見直し等を好感した国内 株式市況の上昇により、委託運 用で大きな収益を計上した。ま た、収益を確保した。
- ・ 中退共の利益剰余金のあり方 に関しては、労働政策審議会勤 労者生活分科会中小企業退職金 共済部会において、制度の安定

・資産運用について、 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	② 業績健実ののたれにを事反映されてを事反映されています。	③ 構評成果行基資で評別を対している。	とおりである。 (6 回開船) 平成 26 年 6 月 27 日、8月 25 日、9月 29 日、12 月 24 日、平成 27 年 3 月 27 日・次期四半期の運用計画について・前四半期および直近の運用状況について・基本ボートフォリオの検証結果について・日本版スチュワードシップ・コードの受入について・日本版スチュワードシップ・コードの受入について・日本版スチュワードシップ・コードの受入について・おりである。 (5 回開催) 平成 26 年 6 月 27 日、8 月 25 日、9 月 29 日、12 月 24 日、平成 27 年 3 月 27 日・次期四半期の運用計画について・前四半期および直近の運用状況について・基本ボートフォリオの検証結果について・ 自本版スチュワードシップ・コードの受入について・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入について・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入について・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入について・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入について・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入について の機構は、平成 26 年 8 月 29 日に、責任ある機関投資家の諸原則く日本版スチュワードシップ・コードンの受入れを表明した。・ 同コードは、機関投資家が対話を通じて中長期的な投資リターンの拡大を図ることは、事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保するという目的に適うものである。・ 機構は、国内株式を保有する「資産保有者としての機関投資家」として、委託する運用機関を通しその活動状況について報告と説明を求め評価に反映させるなど、同コードに定める各原則に対応した。 (3 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」を3 回開催し、各事業本部の平成 25 年度の資産運用結果について報告を行い、「資産運用部集について報告を行い、「資産運用結果について報告を行いるかを中心に評価を受けた、「第1回 平成 26 年 6 月 18 日 平成 25 年度の資産運用結果について報告第2回 平成 26 年 7 月 11 日 部分評価書(案)の審議 第1回 平成 26 年 9 月 18 日 平成 25 年度の資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価をびけ食料の 平成 26 年 9 月 18 日 平成 25 年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価をびまとのでは、第26 年 9 月 18 日 平成 25 年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価を受けた。 「主な留意」と事後の運用への反映】・ 関を大規会については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される(林退共事業)
また、経済情勢の 変動に迅速に対応 できるよう、資産運 用の結果その他の 財務状況について、 常時最新の情報を	③ 各退職金共済事業の資産運用結果 その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、 経済・金利情勢に対	④ 各退職金共済事業の資産運用結果 その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、 経済・金利情勢に対	④ 理事会(毎月開催)及び資産運用委員会(中退共は毎月、それ以外は四半期毎)の資料を会議終了後速やかに厚生労働省に提供した。また、中退共は月別ベンチマーク収益率等を毎月厚生労働省に提供した。・理事会資料(事業概況、資産運用残高表、運用資産構成状況等)・資産運用委員会資料(運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等)及び議事要旨

とおりである。

とが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

的な運営及び信頼性の確保を図るため、第3期中期計画最終年度末(平成30年3月)までを目途に剰余金として3,500億円、毎年度目標額を600億円とした剰余金の積立配分方法が定められた。

- ・ 建退共の利益剰余金のあり方 に関しては、労働政策審議会勤 労者生活分科会中小企業退職 金共済部会において審議され、 予定運用利回りの引上げ、及び 退職金の不支給期間の短縮に ついて、平成28年4月を目処 に併せて行うことが適当と取 りまとめられた。
- ・ 清退共の利益剰余金のあり方 に関しては、労働政策審議会中 退部会において5年に一度の 財政検証を行った結果、制度の 安定的な運営及び信頼性の確 保を図るため、予定理用利回い 等の制度の見直しは行わない ことが適当であるとされた。
- ・「日本版スチュワードシップ・ コード」の受入れを表明し、責 任ある機関投資家として委託 運用を通じて同コードに定め る各原則に対応した。

#### <課題と対応>

平成 26 年度は各事業とも予定 運用利回りを上回る決算運用利 回りを得たほか、新たに「日本版 スチュワードシップ・コード」の 受入れを表明するなど安全かつ 効率を基本として資産運用を行 うとともに、「責任ある機関投資 家」としての対応も適切に行った ところであるが、引き続き安全か つ効率を基本とする資産運用を 行うことが重要である。

また、中退法の改正により、本年 10月から厚生労働大臣任命の委 員による「資産運用委員会」が設 置されることも踏まえ、内部ガバ ナンスの強化に引き続き取り組 むことが重要である。

把握すること。	応して各退職金共 済事業の予定運用 利回り改定の必要 性に関する判断が 可能となるよう、適 宜、厚生労働省に提 供する。	応して各退職金共 済事業の予定運用 利回り改定の必要 性に関する判断が 可能となるよう、少 なくとも四半期に 一回、厚生労働省に 提供する。	建退共、清退共、林退共事業においては、予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、銘柄別資産運用状況等の関係資料を厚生労働省に提供した。		
---------	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
3-3	Ⅱ 財産形成促進事業		
	Ⅲ 雇用促進融資事業		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	
度		レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)

3. 4	各事業年度の業務に位	係る目標、計画、業務	済実績、年度評価に係る	6自己評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を	財形融資について は、平成25年度からの 運営費交付金の廃止を 踏まえ、自立的な財政 規律の下、安定的かつ 効率的な財政運営を実	額の確保を図りつつ、 適正な貸付金利の設定 等により、自立的な財	① 効率的な財政運営 財形融資については、前述の1-7「財産形成促進事業の周知について」の①から⑤により 普及活動を行うとともに、平成26年10月24日に財形融資ALMリスク管理委員会を開催し、 安定的かつ効率的な財政運営に努めた。また、財形融資については、平成26年度約131億円	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	<評定と根拠> 評定: B 自立的な財政規律の下、安定的 かつ効率的な財政運営を図ること ができた。また、雇用促進融資に ついては、約定どおり財政投融資 へ償還を行ったことから、計画通 りでありBとした。
	実施すること。	施する。	政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を 実施する。 また、債権管理については、金融機関等との連携を密もし、係務 者及び収集及び現集及び現集及び現集及び現集及び現場をで行い、適切な管理に努める。	② 債権管理 平成 26 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件 に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。	<評価の視点> ・ 財形融資について、平成 25 年度からの運営費交付金 の廃止を踏まえ、自立的な 財政規律の下、安定的かつ 効率的な財政運営を実施したか。 ・ 金融機関等との連携を通	踏まえ、自立的な財政規律の下、 安定的かつ効率的な財政運営を 図ることとした。
]	Ⅲ 雇用促進融資事業	Ⅲ 雇用促進融資事業	Ⅲ 雇用促進融資事業	<b>Ⅲ 雇用促進融資事業</b>	じて債権の適正な管理に努 めたか。	報収集及び現状把握等、債権の 適切な管理に努めた。
人 才 子 手	雇用促進融資については、債権管理を適切では、債権管理を適切しては、リスク債権のの場合を責任を付け、関係を受け、対しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ては、金融機関等を通 じ債権管理を適切に行	管理については、金融 機関等との連携を密に し、債務者及び抵当物 件に係る情報の収集及 び現状把握等による債 権の適切な管理、リス ク管理債権(貸倒懸念 債権及び破産更生債権 等)に係る適切な指導	① 債権管理 平成 26 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件 に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権については、債 権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努 めるとともに、債権の回収・処理に努めた。 ・ 業務指導 31 回 ・ 法的措置 2 回	・ 雇用促進融資について、 金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行う とともに、リスク管理(債権 の回収・処理に努め、融資を計画どおり、財政技融資での着実な償還を行ったか。 (政・独委評価の視点事項 と同様)	・ 雇用促進融資については、 情収 事業を受け、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、

4.	その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4-1	第4 その他の業務運営に関する事項							
	第5 予算、収支計画及び資金計画							
	第6 短期借入金の限度額							
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						
	第8 剰余金の使途							
	第9 職員の人事に関する計画							
	第 10 積立金の処分に関する事項							
当該項目の重要度、難易	易 - 関連する政策評価・行政事業							
産	レドュー							

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)		
財産形成促進事業の資料	毎年度 3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上			
送付件数									
実績値	中退共事業の既加入事業主のうち一定規模	3,742件	3,819件						
	以上の事業主に対して財産形成促進事業の								
	資料を送付								
達成度	年度計画の目標数に対する実績率	124.7%	127.3%						
中退共事業と財産形成促	毎年度 1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上			
進事業の資料送付件数									
実績値	中小企業事業主に対して中退共事業と財産	1,014件	1,035件						
	形成促進事業の資料を送付								
達成度	年度計画の目標数に対する実績率	101.4%	103.5%						

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
第5 その他業務運	第4 その他業務運		第4 その他業務運営に関する事項	<定量的指標>	<評定と根拠>
営に関する重要事	営に関する事項	に関する事項		<ul><li>中退共事業の既加入事業</li></ul>	
項				主のうち一定規模以上の事	
· 13 ** **	· 1344	4 汨聯人共为市番1.	4 児職人共享支票しい主席との支援について	業主に対して財産形成促進	
1 退職金共済事業 と財産形成促進事	1 退職金共済事業 と財産形成促進事	1 退職金共済事業と 財産形成促進事業の	1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について	事業の資料を毎年度3,000 件以上送付しているか。	もに、数多くの取組を行い、 での加入勧奨や、中退共の
業との連携	と別座形成促進争 業の連携について	財産形成促進事業の 連携について		件以上送付しているか。	事業所に対する財形制度の
未との足跡	米の圧勝について	足坊に フいて		<ul><li>中小企業事業主に対して</li></ul>	4 2142211 1 4 7 - 27172 11434
退職金共済事業と財	退職金共済事業と財	退職金共済事業と財	退職金共済事業と財形事業の広報業務の連携として、以下の取組を実施した。	中退共事業と財産形成促進	3 7 - 1 - 1 2 7 1 - 1 1 1 1 1 1 1
産形成促進事業につい	産形成促進事業の連携		ZEMENTO POR PROPERTY OF THE STAND OF THE STA	事業の資料を毎年度 1,000	
て、事務の効率化を図	については、以下の取	については、以下の取		件以上送付しているか。	予算に対しては、その範
りつつ両事業の利用を	組を行うほか、更なる	組を行うほか、更なる			適正に執行し、予算額に比
		連携について検討・実		<その他の指標>	1,440 百万円の減としたほ
hの広報機会を相互に	施する。	施する。		なし	費交付金については適正
舌用する等により、普	_				し、短期借入金についても
及促進における両事業	0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		O TEMESTORY AND THE TEMESTORY OF THE TEM		行った。
の連携を図ることとす	財産形成促進事業の		し、連携して以下のとおり効率的な広報活動を行った。		職員の採用、研修、人事
5.	広報媒体を相互に活	A THOMETT G THE TH	・中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形制度の広告掲載を行い、加入事業所		ついては、適切に実施した
	用するほか、両事業	7.5.7 =	及び関係機関等へ配布した(「中退共だより」は機構ホームページにも掲載)。		理事長と管理職員との個別
	の関係機関等に対 し、連携して制度の	の関係機関等に対し、連携して制度の	・財形部の融資先である福利厚生会社の出資先のうち中小企業(1,200社)に対し、中退 共制度のパンフレットを同封(平成26年4月4日発送)した。(新規)		実施し、業務上の問題の把せ、職員の業務遂行におけ
	日知等を実施するな	周知等を実施するな	・労働局関係の就職面接会において共同で資料を設置。		等を明らかにし、意識等の
	月和寺を美施するな ど効率的な広報活動	一 に効率的な広報活動	・財形制度関連情報誌に退職金共済事業と共同で広告掲載を行った。		図った。また、職員の採用
	を行う。	を行う。	・建退共制度導入の事業主団体の広報誌に財形制度の広告掲載を行った。		ては、幅広い募集を行った
	21,70	21770	・建退共事務局長会議において、財形制度の説明に加え、資料の配布を依頼した。		多数の応募者を集めること
			・建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置した。		た。
			・財形事業においてパンフレットを設置していた職業訓練支援センターに対し、建退共制		以上のことから、概ね計
			度の周知のためパンフレットの窓口設置を実施した(平成26年5月23日)。(新規)		でありBと評価する。
	② 中退共事業の既加	② 中退共事業の既加	  ② 中退共事業の既加入事業主(従業員数 51 人以上)に対し、財形制度の加入勧奨用パン	<評価の視点>	<評価の視点>
	入事業主のうち一定			<ul><li>退職金共済事業と財産形</li></ul>	<ul> <li>平成26年度に以下の取</li> </ul>
	規模以上の事業主に	規模以上の事業主に		成促進事業の広報媒体を相	施した。
	対して財産形成促進	対して財産形成促進		互に活用する等、事務の効	
	事業の資料を毎年度	事業の資料を 3,000		率化を図りつつ、普及促進	「中退共だより」に財
	3,000 件以上送付す	件以上送付する。		における両事業の連携を図	の広告掲載を行い、加
	る。			っているか。	所及び関係機関等へ配
	<ul><li>申1. ◆※事業子)。</li></ul>	<ul><li>申1. 〈米本米土〉。</li></ul>	③ 東京初の 如とは色しした山田北東米によれての中国人米東米子には、「山田県中で		(「中退共だより」は
	<ul><li>③ 中小企業事業主に 対して中退共事業と</li></ul>	③ 甲小企業事業王に 対して中退共事業と	③ 東京都の一部を対象とした中退共事業に未加入の中小企業事業主に対し、中退共制度と財形制度の加入勧奨用パンフレットを送付した(1,035件)。		<ul><li>ームページにも掲載)。</li><li>・ 財形部の融資先であ</li></ul>
	対して中退共事業と財産形成促進事業の	対して中退共事業と財産形成促進事業の			・ 財形部の融資先であ
	資料を毎年度 1,000	資料を1,000件以上			企業に対し、中退共制
	件以上送付する。	送付する。			ンフレットを同封した。
	110,110,100	14 / 00			<ul> <li>就職面接会に中退共</li> </ul>
	④ 中退共事業の未加	④ 中退共事業の未加	④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会 14 箇所において、財形制度の資料を配		財形事業が連携し資料
	入事業主を対象とし	入事業主を対象とし	布し、そのうち6件については説明会に参加し、制度概要の説明を併せて行った。		して、周知広報を行った
	た説明会等において				<ul> <li>財形制度関連情報誌</li> </ul>
	財産形成促進事業の				金共済事業と共同で広
	資料を配付する。	資料を配付する。			を行った。
					<ul><li>建退共制度導入の事</li></ul>
					体の広報誌に財形制度

2 災害時における 事業継続性の強化	2 災害時における 事業継続性の強化	2 災害時における事 業継続性の強化	2 災害時における事業継続性の強化		掲載を行った。 ・ 建退共事務局長会議におい
止やデータ破損等に備	災害時における事業 継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	災害時における事業 継続性を強化するため、システータ破損等に備等に大力策を検討・実施を検討・実施を検討・まる。特にステムにバッテムにバッテムには、デップ機能を構築する。	独法通則法の施行(平成27年4月1日)に伴い、「独立行政法人勤労者退職金共済機構事業継続計画」の策定準備を行った。(策定は平成27年4月1日)また、 ○中退共事業においては、 ・システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地(西日本地域)へのデータ転送を引き続き実施した。 ・災害時に備え機構本部からの指示により、大阪コーナーでの業務継続(BCP)のテスト作業を4回実施した(平成26年7月25日、10月21日、平成27年1月23日、3月20日)。 ・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。  ○建退共、清退共、林退共事業においては、 ・退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。 ・特退共システムにおけるデータのバックアップを、磁気テープとハードディスクにより毎日行うこととし、また、磁気テープについては外部保管している。  ○財形事業においては、 ・現行の勤労者財産形成システムについては、平成26年4月にデータのバックアップ	・ 災害時における事業継続 性強化のための対策を検 討・実施しているか。	化のため ・ 中退共事業においては、対策を完了しており、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地(西日本地域)へのデータ転送を引き続き実施している。更に災害を想定したテスト作業を4回実施した。また、現在行っているシステムバックアップ及び各業
	<b>数点 叉链 In 于弘志</b>	<b>かた 又等 in ナシュ</b>	機能を構築した。 第5 予算、収支計画及び資金計画		務のデータバックアップの外 部保管を引き続き毎日行っ
	<ul><li>現ち ア昇、収支計画</li><li>及び資金計画</li></ul>	<b>弟5 </b>	第5		た。 ・ 建退共、清退共、林退共事業においては、退職金振込を
	1 予算	1 予算	1 予算		乗においては、返載並派込を 通知した被共済者に対して滞 ることなく支払うため、金融
	別紙(略)	<ul> <li>機構総括 別紙-1のとおり</li> <li>中退共事業等勘定 別紙-2のとおり</li> <li>建退共事業等勘定 別紙-3のとおり</li> <li>清退共事業等勘定 別紙-4のとおり</li> <li>林退共事業等勘定 別紙-5のとおり</li> <li>財形勘定 別紙-6のとおり</li> <li>雇用促進融資勘定 別紙-7のとおり</li> </ul>	<ul><li>③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり</li><li>④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり</li><li>⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり</li></ul>		機関への退職を 機関への退職を期を通知を が表達のの最後時期を通知を が見と同日としている。また、 特退共システムにおける気テー プとハードディスクはまた、保 日に行うこととし、また、保 気テープについては、外部保管 している。 ・ 財形事業においては、現行 の勤労者財産形成システムに ついては、平成26年4月にデータのバックアップ機能を構 築した。
	2 収支計画	2 収支計画	<ul><li>2 収支計画</li><li>① 機構総括 別紙-8のとおり</li></ul>	・ 中期計画の予算の範囲内 で適正に予算を執行してい	<ul><li>予算の範囲内で適正に執行したことにより、約1,440百万円の減となった。</li></ul>
	別紙(略)	<ul><li>① 機構総括 別紙-8のとおり</li><li>② 中退共事業等勘定 別紙-9のとおり</li><li>③ 建退共事業等勘定 別紙-10のとおり</li></ul>	① (機構総括	るか。     運営費交付金について、 収益化基準に従って適正に 執行しているか。	・ 雇用促進融資事業に係る運営 費交付金については、収益化基 準に従って適正に執行してい る。

		<ul><li>① 清退共事業等勘定 別紙-11 のとおり</li><li>⑤ 林退共事業等勘定 別紙-12 のとおり</li><li>⑥ 財形勘定 別紙-13 のとおり</li></ul>	⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-14のとおり	・ 短期借入金の限度額を超 えなかったか。また、借入 を行う理由は適切であった か。	
	3 資金計画	<ul><li>⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-14のとおり</li><li>3 資金計画</li></ul>	3 資金計画	・ 職員の採用、研修、人事 異動等について、適切に実 施しているか。	・職員の採用については、幅広 い募集を行った結果、多数の応 募者があり、筆記試験、集団討 論による面接、最終個別面談に
	別紙(略)	<ol> <li>機構総括 別紙-15 のとおり 中退共事業等勘定 別紙-16 のとおり</li> <li>建退共事業等勘定 別紙-17 のとおり 清退共事業等勘定 別紙-18 のとおり 林退共事業等勘定 別紙-19 のとおり 財形勘定 別紙-20 のとおり 雇用促進融資勘定 別紙-21 のとおり</li> </ol>	① 機構総括 別紙-15のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-16のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-17のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-18のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-19のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-20のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-21のとおり		より、11 名を採用した。また、 資産運用能力の向上を図るため、専門知識及び経験を有する 者を運用調査役(課長クラス) として、公募により採用することを決定した。 ・ 研修については、平成26 年度 の独法評価委員会の評価結果を 踏まえ、平成27 年度研修計画で は、資産運用部門に係る研統が た実させるととして、内部統制 に関する研修として法人ガバスに関する研修を加える 等した。 ・ 人事異動については、職員の
	第6 短期借入金の 限度額	第6 短期借入金の限 度額	第6 短期借入金の限度額		キャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させる べく機構内の人事異動を幅広く 行った(平成26年10月1日、
	<ol> <li>限度額</li> <li>中退共事業においては</li> <li>20億円</li> <li>建退共事業においては</li> </ol>	1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては	1 限度額  ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。  120 億円 (平成 26 年 6 月 25 日~27 日) 224.6 億円 (平成 26 年 9 月 25 日~29 日)		平成27年4月1日)。 ・ 昨年度と同様、理事長と管理職員との個別面談を実施し、業務上の問題の把握を併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし意識等の向上を図った。
	20 億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業	20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業	186.71 億円(平成 26 年 12 月 24 日~29 日) その他の事業においては借入実績はなかった。		<課題と対応> 平成26年度は概ね計画通りの実績を挙げることができたが、退職金共済事業と財形事業を行っている機構の一体性にかんがみ、シナジー効果を発揮するための取組を引き続き講じていくこと、また、職員研修の充実等についても引き続き取り組むことが重要である。
	においては 0.1億円 <b>2 想定される理由</b> ① 予定していた掛金 等収入額の不足によ	においては 0.1億円 <b>2 想定される理由</b>			

り、一時的に退職金 等支払資金の支出超 過が見込まれる場合 に、支払いの遅延を 回避するため。 ② 財産形成促進事業 において資金繰り上 発生する資金不足へ の対応のため ③ 運営費交付金の受	において資金繰り上 発生する資金不足へ の対応のため。		
入の遅延等による資 金不足に対応するた め。	入の遅延等による資金不足に対応するため。		
④ 予定外の役職員等 の退職者の発生に伴 う退職手当の支給等 の出費に対応するた め。	④ 予定外の役職員等 の退職者の発生に伴 う退職手当の支給等 の出費に対応するた め。		
第7 重要な財産を 譲渡し、又は担保に 供しようとすると きは、その計画	第7 重要な財産を譲 渡し、又は担保に供 しようとするとき は、その計画	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
なし	なし	なし	
第8 剰余金の使途	第8 剰余金の使途	第8 剰余金の使途	
なし	なし	なし	
第9 職員の人事に関 する計画	第9 職員の人事に関 する計画	第9 職員の人事に関する計画	
っては、資質の高い 人材をより広く求め る。	っては、資質の高い 人材をより広く求め る。	方針 ① 平成 27 年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへの募集依頼のみならず、「Uni Career (企業が求人票を WEB 上で配信し、学校が学生に公開するサービス)」を利用して各大学等に求人情報を提供する等幅広く行った結果、338 名の応募者があった。また、選考に当たっては、機構が求める人材(高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材)の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接を行った結果、最終個別面接を実施し、計11 名を採用した。平成 26 年 10 月 1 日採用 2 名平成 27 年 4 月 1 日採用 9 名  さらに、機構の資産運用能力の向上を図るため、専門知識及び経験を有する者を運用調査役(課長クラス)として、公募により採用することを決定した。平成 27 年 5 月 1 日採用 1 名	
② 職員の資質向上を 図るため、専門的、	<ul><li>② これまでの研修結果を踏まえ、「平成</li></ul>	② 平成26年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。	

実務的な研修等を実施する。	26 年度研修計画」を 策定、実施する。	(添付資料⑦ 能力開発プログラムの概要) 平成 26 年度研修実績 103 回 577 名参加 ・基本研修 15 回 202 名 ・実務研修 88 回 375 名	
③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。	た適材適所の機構内	③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った(平成 26 年 10 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日)。 また、26 年度においても理事長による管理職員の個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ、職員の業務遂行における役割等を明らかにし、意識等の向上を図った。	
第10 積立金の処分 に関する事項	第10 積立金の処分 に関する事項	第10 積立金の処分に関する事項	
退共事業等勘定、特定 業種のそれぞれの退職 金共済事業等勘定、財 形勘定及び雇用促進融 資勘定の勘定ごとに次 に掲げる業務に充てる こととする。	越積立金は、一般の中 退共事業等勘定、特定 業種のそれぞれの退職	平成25事業年度財務諸表等について、平成26年9月12日付けで主務大臣の承認を受けたことから、前期中期目標期間繰越積立金のある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり②及び④の業務に充てた。	
① 返職金共済実約または特定業種退職金 共済契約に係る中小 企業退職金共済事業	たは特定業種退職金 共済契約に係る中小		
帯する業務	帯する業務	② 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の業務 に附帯する業務 建退共特別業務経理 15,757,975円	
	③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業	④ 雇用促進融資事業 40,696,897円	

## 4. その他参考情報

特になし

独立行政法人 勤労者退職金共済機構(総括)

(単位:百万円)

区分	年度計画額	決 算 額
入	756, 819	698, 717
運営費交付金収入	33	33
国庫補助金収入	8, 865	7, 842
業務収入	746, 908	689, 695
掛金等収入	419, 064	419, 543
運用収入等	38, 555	39, 184
勤労者財産形成促進業務収入	288, 666	230, 378
雇用促進融資業務収入	623	589
業務外収入	16	52
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	287	286
建設業退職金共済事業等勘定より受入	630	738
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	79	71
芝 出	751, 034	648, 780
退職給付金等	448, 506	402, 248
業務経費	298, 552	242, 591
退職金共済事業関係経費	4, 637	3, 705
運用費用等	2, 385	2, 473
業務委託手数料	0	0
勤労者財産形成促進業務経費	288, 952	233, 845
雇用促進融資業務経費	2, 578	2, 567
人件費	2, 701	2,653
一般管理費	277	192
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	702	801
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	286	287
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	_
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	9	8

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

	区 分	年度計画額	決 算 額
収	入	402, 575	404, 283
	運営費交付金収入	_	_
	国庫補助金収入	7, 263	6, 226
	業務収入	394, 610	397, 225
	掛金等収入	364, 333	366, 305
	運用収入等	30, 276	30, 920
	勤労者財産形成促進業務収入	_	_
	雇用促進融資業務収入	_	_
	業務外収入	0	32
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	建設業退職金共済事業等勘定より受入	626	733
	清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	1
	林業退職金共済事業等勘定より受入	75	66
支	出	399, 685	361, 336
	退職給付金等	393, 142	355, 143
	業務経費	4, 459	4, 049
	退職金共済事業関係経費	2, 286	1,805
	運用費用等	2, 173	2, 244
	業務委託手数料	0	0
	勤労者財産形成促進業務経費	_	_
	雇用促進融資業務経費	_	_
	人件費	1, 738	1,786
	一般管理費	60	73
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	282	282
	清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	_
	林業退職金共済事業等勘定へ繰入	5	4

建設業退職金共済事業等勘定

	区分	年度計画額	決 算 額
収	入	62, 801	61, 316
	運営費交付金収入	_	_
	国庫補助金収入	1, 206	1, 226
	業務収入	61, 307	59, 795
	掛金等収入	53, 174	51, 679
	運用収入等	8, 134	8, 116
	勤労者財産形成促進業務収入	_	_
	雇用促進融資業務収入	_	_
	業務外収入	1	9
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	282	282
	建設業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	_
	林業退職金共済事業等勘定より受入	4	5
支	出	56, 898	48, 783
~	退職給付金等	53, 174	45, 464
	業務経費	2, 445	2, 037
	退職金共済事業関係経費	2, 237	1,810
	運用費用等	208	228
	業務委託手数料	0	0
	勤労者財産形成促進業務経費	0	0
	雇用促進融資業務経費		
	人件費	622	510
	一般管理費	27	33
		626	33 733
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	020	133
	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	_
	林業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	5

清酒製造業退職金共済事業等勘定

	区分	年度計画額	決算額
収	入	132	140
	運営費交付金収入	_	_
	国庫補助金収入	22	21
	業務収入	110	119
	掛金等収入	70	72
	運用収入等	40	47
	勤労者財産形成促進業務収入	_	_
	雇用促進融資業務収入	_	_
	業務外収入	0	0
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	0	_
	建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	林業退職金共済事業等勘定より受入	0	_
_		0.770	207
支	出 NH TWH (A / I A fee	372	307
	退職給付金等	262	213
	業務経費	45	30
	退職金共済事業関係経費	45	29
	運用費用等	0	1
	業務委託手数料	0	0
	勤労者財産形成促進業務経費	_	_
	雇用促進融資業務経費	_	_
	人件費	61	61
	一般管理費	2	2
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	1
	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	_

## 林業退職金共済事業等勘定

	区分	年度計画額	決算額
収	入	1,677	1,668
	運営費交付金収入	_	_
	国庫補助金収入	76	71
	業務収入	1, 592	1,588
	掛金等収入	1, 487	1, 487
	運用収入等	104	101
	勤労者財産形成促進業務収入	_	_
	雇用促進融資業務収入	_	_
	業務外収入	0	0
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	5	4
	建設業退職金共済事業等勘定より受入	4	5
	清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	_
	林業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
支	出	2, 129	1,612
	退職給付金等	1, 929	1, 428
	業務経費	73	62
	退職金共済事業関係経費	69	61
	運用費用等	4	0
	業務委託手数料	_	_
	勤労者財産形成促進業務経費	_	_
	雇用促進融資業務経費	_	_
	人件費	48	48
	一般管理費	1	3
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	75	66
	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	5
	清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	_
	林業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_

財形勘定 (単位:百万円)

	区分	年度計画額	決 算 額
収	入	288, 681	230, 390
	運営費交付金収入	_	_
	国庫補助金収入	_	_
	業務収入	288, 666	230, 378
	掛金等収入	_	_
	運用収入等	_	_
	勤労者財産形成促進業務収入	288, 666	230, 378
	雇用促進融資業務収入	_	_
	業務外収入	14	12
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	建設業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	林業退職金共済事業等勘定より受入	-	_
支	出	289, 340	234, 146
	退職給付金等	_	_
	業務経費	288, 952	233, 845
	退職金共済事業関係経費	_	_
	運用費用等	_	_
	業務委託手数料	_	_
	勤労者財産形成促進業務経費	288, 952	233, 845
	雇用促進融資業務経費	_	_
	人件費	215	231
	一般管理費	173	70
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	林業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_

雇用促進融資勘定 (単位:百万円)

	区分	年度計画額	決 算 額
収	入	954	920
	運営費交付金収入	33	33
	国庫補助金収入	297	297
	業務収入	623	589
	掛金等収入	_	
	運用収入等	_	
	勤労者財産形成促進業務収入	_	
	雇用促進融資業務収入	623	589
	業務外収入	_	_
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	建設業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
	林業退職金共済事業等勘定より受入	_	_
支	出	2, 611	2, 596
	退職給付金等	_	
	業務経費	2, 578	2, 567
	退職金共済事業関係経費	_	
	運用費用等	_	
	業務委託手数料	_	
	勤労者財産形成促進業務経費	_	
	雇用促進融資業務経費	2, 578	2, 567
	人件費	18	17
	一般管理費	15	12
	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	_
	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_
	林業退職金共済事業等勘定へ繰入	_	_

独立行政法人 勤労者退職金共済機構(総括)

区分	年度計画額	決算額
経常費用	5, 329, 300	565, 005
事業費用	453, 420	412, 159
一般管理費	7, 857	1,064
貸倒引当金繰入	_	_
支払備金繰入	99, 605	1,700
責任準備金繰入	4, 764, 466	146, 360
事業外費用	16	5
財務費用	3, 936	3, 717
経常収益	5, 411, 865	756, 363
事業収益	562, 652	747, 879
運営費交付金収入	33	29
国庫補助金収入	8, 865	7, 831
資産見返補助金等戻入	1	12
貸倒引当金戻入	31	102
支払備金戻入	96, 274	_
責任準備金戻入	4, 744, 009	120
事業外収益	0	389
純利益(△純損失)	82, 565	191, 358
目的積立金取崩額	81	16
総利益(△総損失)	82, 645	191, 374
		<b>,</b>

# 一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用	4, 412, 401	491, 449
事業費用	396, 020	361, 171
一般管理費	4, 193	432
貸倒引当金繰入	_	_
支払備金繰入	95, 862	664
責任準備金繰入	3, 916, 311	129, 179
事業外費用	15	3
財務費用	_	_
経常収益	4, 491, 322	657, 040
事業収益	484, 062	650, 413
運営費交付金収入	_	_
国庫補助金収入	7, 263	6, 226
資産見返補助金等戻入	1	12
貸倒引当金戻入	_	_
支払備金戻入	92, 898	_
責任準備金戻入	3, 907, 099	_
事業外収益	0	389
純利益 (△純損失)	78, 922	165, 591
目的積立金取崩額	_	_
総利益 (△総損失)	78, 922	165, 591

建設業退職金共済事業等勘定

区分	年度計画額	決 算 額
経常費用	892, 774	67, 031
事業費用	54, 076	48, 648
一般管理費	3, 013	283
貸倒引当金繰入	_	_
支払備金繰入	3, 648	1, 004
責任準備金繰入	832, 035	17, 095
事業外費用	1	1
財務費用	_	_
経常収益	893, 435	89, 665
事業収益	68, 759	88, 440
運営費交付金収入	_	_
国庫補助金収入	1, 206	1, 226
資産見返補助金等戻入	_	_
貸倒引当金戻入	_	_
支払備金戻入	3, 292	_
責任準備金戻入	820, 178	_
事業外収益	_	0
純利益 (△純損失)	661	22, 634
目的積立金取崩額	_	16
総利益 (△総損失)	661	22, 650

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区分	年度計画額	決算額
経常費用	2, 417	278
事業費用	263	261
一般管理費	110	12
貸倒引当金繰入	_	_
支払備金繰入	8	4
責任準備金繰入	2, 035	_
事業外費用	0	0
財務費用	_	_
経常収益	2, 398	354
事業収益	121	213
運営費交付金収入	_	_
国庫補助金収入	22	21
資産見返補助金等戻入	_	_
貸倒引当金戻入	_	_
支払備金戻入	7	_
責任準備金戻入	2, 247	120
事業外収益	_	0
純利益 (△純損失)	△ 19	77
目的積立金取崩額	_	_
総利益 (△総損失)	△ 19	77

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	年度計画額	決算額
経常費用	16, 309	1,724
事業費用	2, 017	1, 597
一般管理費	121	12
貸倒引当金繰入	_	_
支払備金繰入	86	29
責任準備金繰入	14, 085	86
事業外費用	0	0
財務費用	_	_
経常収益	16, 410	1, 931
事業収益	1,772	1,860
運営費交付金収入	_	_
国庫補助金収入	76	71
資産見返補助金等戻入	_	_
貸倒引当金戻入	_	_
支払備金戻入	77	_
責任準備金戻入	14, 486	_
事業外収益	_	0
純利益 (△純損失)	101	207
目的積立金取崩額	_	_
総利益 (△総損失)	101	207

財形勘定 (単位:百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用	4, 901	4, 051
事業費用	981	430
一般管理費	387	295
貸倒引当金繰入	_	_
支払備金繰入	_	_
責任準備金繰入	_	_
事業外費用	_	_
財務費用	3, 533	3, 326
経常収益	7, 882	6, 893
事業収益	7, 882	6, 864
運営費交付金収入	_	_
国庫補助金収入	_	_
資産見返補助金等戻入	_	1
貸倒引当金戻入	_	27
支払備金戻入	_	_
責任準備金戻入	_	_
事業外収益	_	_
純利益 (△純損失)	2, 981	2, 842
目的積立金取崩額	_	_
総利益 (△総損失)	2, 981	2, 842

雇用促進融資勘定 (単位:百万円)

区 分	年度計画額	決算額
経常費用	498	472
事業費用	63	52
一般管理費	33	29
貸倒引当金繰入	_	_
支払備金繰入	_	_
責任準備金繰入	_	_
事業外費用	_	_
財務費用	403	391
経常収益	418	480
事業収益	56	89
運営費交付金収入	33	29
国庫補助金収入	297	287
資産見返補助金等戻入	_	0
貸倒引当金戻入	31	75
支払備金戻入	_	_
責任準備金戻入	_	_
事業外収益	_	_
純利益 (△純損失)	△ 81	8
目的積立金取崩額	81	_
総利益 (△総損失)	_	8

独立行政法人 勤労者退職金共済機構(総括)

区分	年度計画額	決算額
資金支出	1, 311, 132	1, 382, 496
業務活動による支出	530, 917	437, 173
業務支出	523, 301	429, 826
人件費	2, 701	2, 866
管理諸費	4, 915	4, 481
投資活動による支出	516, 627	679, 207
財務活動による支出	219, 719	216, 438
次年度への繰越金	43, 868	49, 677
資金収入	1, 311, 132	1, 382, 496
業務活動による収入	550, 327	559, 758
業務収入	541, 429	551, 925
運営費交付金による収入	33	33
国庫補助金による収入	8, 865	7, 767
その他の収入	0	0
利息の受取額	0	33
投資活動による収入	494, 959	623, 760
財務活動による収入	207, 158	158, 138
前年度よりの繰越金	58, 687	40, 839

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	829, 496	955, 807
業務活動による支出	399, 273	365, 018
業務支出	395, 189	361, 524
人件費	1, 738	1, 904
管理諸費	2, 346	1, 589
投資活動による支出	418, 442	578, 692
財務活動による支出	_	93
次年度への繰越金	11, 781	12, 004
資金収入	829, 496	955, 807
業務活動による収入	402, 853	423, 324
業務収入	395, 590	417, 174
運営費交付金による収入	_	_
国庫補助金による収入	7, 263	6, 151
その他の収入	0	_
利息の受取額	0	0
投資活動による収入	415, 039	520, 446
財務活動による収入	_	_
前年度よりの繰越金	11,604	12, 037

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	169, 971	167, 544
業務活動による支出	56, 897	49, 947
業務支出	54, 011	47, 104
人件費	622	574
管理諸費	2, 264	2, 270
投資活動による支出	96, 237	94, 337
財務活動による支出	_	29
次年度への繰越金	16, 836	23, 231
資金収入	169, 971	167, 544
業務活動による収入	62, 913	61, 442
業務収入	61, 707	60, 217
運営費交付金による収入	_	_
国庫補助金による収入	1, 206	1, 226
その他の収入	_	0
利息の受取額	_	_
投資活動による収入	77, 757	92, 860
財務活動による収入	_	_
前年度よりの繰越金	29, 301	13, 242

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区分	年度計画額	決算額
資金支出	2, 042	1, 109
業務活動による支出	372	309
業務支出	263	202
人件費	61	62
管理諸費	47	45
投資活動による支出	1, 347	347
財務活動による支出	_	0
次年度への繰越金	323	453
資金収入	2, 042	1, 109
業務活動による収入	134	142
業務収入	112	121
運営費交付金による収入	_	_
国庫補助金による収入	22	22
その他の収入	_	0
利息の受取額	0	0
投資活動による収入	1, 463	662
財務活動による収入	_	_
前年度よりの繰越金	445	305

林業退職金共済事業等勘定

区分	年度計画額	決 算 額
資金支出	3, 505	3, 594
業務活動による支出	2, 129	1, 674
業務支出	2, 012	1, 555
人件費	48	49
管理諸費	70	70
投資活動による支出	601	1, 400
財務活動による支出	_	1
次年度への繰越金	776	519
資金収入	3, 505	3, 594
業務活動による収入	1,676	1, 671
業務収入	1,601	1, 599
運営費交付金による収入	_	_
国庫補助金による収入	76	72
その他の収入	_	0
利息の受取額	_	_
投資活動による収入	700	1, 451
財務活動による収入	_	_
前年度よりの繰越金	1, 129	472

財形勘定 (単位:百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	297, 638	242, 207
業務活動による支出	71, 748	19, 732
業務支出	71, 361	19, 029
人件費	215	253
管理諸費	173	449
投資活動による支出	_	1, 041
財務活動による支出	217, 607	214, 202
次年度への繰越金	8, 284	7, 233
資金収入	297, 638	242, 207
業務活動による収入	81, 797	72, 237
業務収入	81, 797	72, 232
運営費交付金による収入	_	_
国庫補助金による収入	_	_
その他の収入	_	_
利息の受取額	_	5
投資活動による収入	_	_
財務活動による収入	207, 158	158, 138
前年度よりの繰越金	8, 683	11, 832

雇用促進融資勘定 (単位:百万円)

区分	年度計画額	決 算 額
資金支出	8, 480	12, 234
業務活動による支出	498	494
業務支出	465	412
人件費	18	25
管理諸費	15	57
投資活動による支出	_	3, 390
財務活動による支出	2, 112	2, 112
次年度への繰越金	5, 869	6, 238
資金収入	8, 480	12, 234
業務活動による収入	954	941
業務収入	623	583
運営費交付金による収入	33	33
国庫補助金による収入	297	297
その他の収入	_	_
利息の受取額	_	27
投資活動による収入	_	8, 342
財務活動による収入	_	_
前年度よりの繰越金	7, 526	2, 951

# 平成 26 事業年度業務実績等報告書添付資料

添付資料①	緑の雇用現場技能者育成対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
添付資料②	随意契約等見直し計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
添付資料③	累積欠損金解消計画(林退共)・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
添付資料④	平成 26 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況 (一般の中小企業、 建設業、清酒製造業、林業退職金共済事業) · · · · · · · · 1 0
添付資料⑤	平成 26 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する、 評価報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
添付資料⑥-1	一般の中小企業退職金共済事業における平成 25 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・3 3
添付資料⑥-2	建設業退職金共済事業における平成 25 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
添付資料⑥-3	清酒製造業退職金共済事業における平成 25 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
添付資料⑥-4	林業退職金共済事業における平成 25 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
添付資料⑦	能力開発プログラムの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

# 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業(拡充)

- 〇新規就業者の確保・育成からキャリアアップまで、「3年間の研修」等を通じて林業事業体を支援
  - →新規就業者を雇用し育成に取り組む林業事業体を支援します。(研修生1人当たり月額9万円等)
- ○木材生産の生産性の向上を図るため、林業機械・作業システムの高度化技能者の育成を支援
- 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

確保

▶ トライアル雇用等

▶ 林業作業士(フォレストワーカー)研修



(対象:新規就業者等)

林業に必要な資格等(※)の取得に加え、 基本的な知識・技術等の習得のため、 集合研修と職場内研修(OJT研修)を 組み合わせた3年間の研修を実施

(※チェーンソー、高性能林業機械等



	集合研修 (目安)	OJT研修 ※助成月数
1年目	35日間	最大10か月
2年目	25日間	最大8か月
3年目	17日間	最大8か月

# ▶ 現場管理責任者(フォレストリーダー)研修



(対象:林業就業経験5年以上)

担当現場の効率的な運営や現場の 統括管理に必要な知識・技術・技能等 を習得のための研修を実施

▶ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修

(対象:林業就業経験10年以上)

## ◆就業体験や就業ガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保

✓ 高校生の就業体験等

高校生の就業体験、小・中学生の体験学習等による次代の林業を担う人材の育成や女性林業者のネットワーク化等

✓ トライアル雇用







## ◆新規就業者の確保・育成・定着支援【拡充内容】

- ○新規就業者の適性を伸ばす育成スタイル等により確保・育成を促進 3年間研修の受講可能期間の弾力化(最大5年)、技術習得レベル向上のため の指導体制の強化、女性研修生受入準備
- 〇就業環境整備により定着を促進 林業退職金共済制度等への加入促進、労働災害防止対策の強化

## ■林業機械・作業システム高度化技能者育成

> 架線作業システム高度化技能者育成

急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な 索張り技術・ノウハウを備えた技能者の研修を実施

> 森林作業道作設オペレーター育成強化

森林作業道作設オペレーターとして必要な知識・技術等の習得のための研修を実施





# 随意契約等見直し計画

平成22年4月独立行政法人勤労者退職金共済機構

# 1. 随意契約等の見直し計画

# (1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに 一般競争入札等に移行することとした。

		平成20年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
## A N O + 7 + 11 4 h		(73.4%)	(79.9%)	(97.7%)	(94.0%)
- 祝于	性のある契約	163	4,279,341	217	5,032,942
		(22.1%)	(46.9%)	(45.5%)	(61.2%)
	競争入札 	49	2,510,180	101	3,276,247
	企画競争、公募等	(51.4%)	(33.0%)	(52.3%)	(32.8%)
	正四成于、五券守	114	1,769,161	116	1,756,695
辛名	性のない随意契約	(26.6%)	(20.1%)	(2.3%)	(6.0%)
)	性のない拠点失利	59	1,074,853	5	321,252
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		222	5,354,194	222	5,354,194

- (注1)見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。
- (注2) 金額・%は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注3) 不落・不調の随意契約は、企画競争、公募等に整理している。

## (2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者 応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契 約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

#### (平成20年度実績)

	実 績	件数	金額(千円)
競争性の	ある契約	163	4,279,341
	うち一者応札・一者応募	(69.3%) 113	(83.3%) 3,565,878

- (注1)上段(%)は競争性のある契約に対する割合を示す。
- (注2) 一者応募には、要件を満たす全ての者と契約する公募(46件、268,898千円)が 含まれる。

### (一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等		件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)		(4.4%) 5	(56.5%) 2,014,982
	仕様書の変更	0	0
	参加条件の変更	0	0
	公告期間の見直し	1	9,351
	その他	4	2,005,630
契約方式の見直し		(0.9%)	(0.9%) 32,745
その他の見直し		(94.7%) 107	(42.6%) 1,518,151
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(0%) 0	(0%) 0

- (注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。
- (注2)金額・%は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注3)上段( %)は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合 を示す。
- (注4) その他の見直しには、要件を満たす全ての者と契約する公募(46件、268,898千円) が含まれる。

- 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み
- (1)契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・ 一者応募になった案件を中心に点検を実施する。
- (2) 監事及び会計監査人による監査の実施
  - ① 監事による監査において、随意契約の適正化を推進するため入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
  - ② 会計監査人による財務諸表監査において、入札・契約の適正な 実施についてチェックを受ける。
- (3) 随意契約等の見直し
  - ① 総合評価方式の導入拡大 情報システム、広報業務等に加え、総合評価落札方式による 一般競争入札に移行可能な業務について検討する。
  - ② 保守業務等の契約

システム関連等の調達と不可分な関係にある保守業務等の契約については、当該調達を行う際に保守業務等を含めた契約を 行うことができないか検討する。

- (4) 一者応札・一者応募の見直し
  - 「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、以下 の取り組みを行う。
  - (1) ホームページの一層の活用による情報提供の拡充を行う。
  - ② 調達内容に応じ、公告期間及び入札日から納入期限までの適切な設定により応札の検討期間及び準備期間を十分確保する。
  - ③ 入札参加資格等の応募要件·契約条件の緩和及び見直しについて改善の余地がないか検討する。
  - ④ 複写機の賃貸借及び情報システム等の運用、保守契約については、事業者における長期的な収支予測が可能となるよう複数年契約を検討する。

平成 17 年 10 月 1 日

# 累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林 業 退 職 金 共 済 事 業 本 部

#### 1 計画の基本的考え方

## (1) 累積欠損金発生の経緯

林業退職金共済事業(以下「林退共」という。)において累積欠損金は平成8年度末に307百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成15年10月時点で2,137百万円となった。これは、予定運用利回り(中小企業退職金共済法第43条第5項に基づく退職金額の算定基礎となる率)が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成15年10月に予定運用利回りが2.1%から0.7%に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に15事業年度366百万円、16事業年度120百万円の当期利益金を確保し、平成16年度末では累積欠損金が1,650百万円に縮小した。

#### (2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・計画(平成15年10月~20年3月)も策定されているが、平成16年12月10日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成17年3月17日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中 期計画策定時等において必要な見直しを行う。

#### (3) 計画の前提

予定運用利回り
 年 0.7%

## ② 責任準備金推計値

別表のとおり。

なお、責任準備金推計に当たって必要となる掛金収入、退職給付金等は、近 年の加入者数の動向等を勘案し、直近3か年のデータにより推計した。

#### ③ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

#### 2 計画の課題

## (1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成30年度末で概ね50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要があり、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を5年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成17年度を始期として、第4期中期計画終了時の34年度末までの18年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 1,650 百万円を 18 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 92 百万円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 92 百万円とし、中期計画 1 期間 (5 年間) 当たりの解消目標額は 460 百万円とする。

## (3) 達成すべき運用利回り(目安)

達成すべき運用利回り(目安)は、予定運用利回り0.7%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額に相当する収益が必要となることから、1.33%とする。

#### 3 累積欠損金の解消を図るための措置

### (1) 収益改善に係る方策

#### ① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、予定運用利回り を前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最 適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にし て効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に 運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

## ② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ 以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

## イ 広報資料等による周知広報活動

- ・ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を配布すると ともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼 する。

#### ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、 制度の周知広報を依頼する。

### ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

・ 機構が委嘱した普及推進員による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。

・ 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主名簿を整備し、加 入勧奨を行う。

## ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ・ 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、 全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推 進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ・ 林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と 履行の確保の実施。特に、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団 体として加入促進に取り組むよう要請を行う。

#### ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ・ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ・ 「緑の雇用」の実施にあたり、林退共制度への加入について事業者に指導 するよう関係機関に要請を行う。

## (2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

# 別表

責任準備金
15, 330
14, 604
13, 903
13, 230
12, 589
11, 983
11, 415
10, 887
10, 411
9, 962
9, 570
9, 228
8, 941
8, 708

# 平成26事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

## 【一般の中小企業退職金共済事業】

委託運用(金銭信託·新団体生存保険)

	次本豆八	時間加重	[収益率	ベンチ	マーク	超過収益率
	資産区分	1	構成比	2	構成比	1)-2
国	内 債 券	3. 14%				0. 17%
	アクティブ	3. 30%	36. 2%	2. 97%	40.9%	0. 33%
	パッシブ	2. 93%				- 0. 04%
国	内 株 式	29. 10%				- 1. 59%
	アクティブ	27. 75%	22. 7%	30. 69%	19. 7%	- 2. 94%
	パッシブ	30. 79%				0. 10%
外	国 債 券	11. 87%				- 0. 41%
	アクティブ	11. 92%	20.0%	12. 28%	19. 7%	- 0. 36%
	パッシブ	11. 71%				- 0. 57%
外	国 株 式	23. 38%				- 0. 15%
	アクティブ	23. 75%	21. 1%	23. 54%	19. 7%	0. 21%
	パッシブ	22. 42%				- 1. 12%
	合 計	14. 68%	100.0%		100.0%	- 0. 32%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
  - 4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係る各資産の割合(国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%) に基づき再計算した構成比である。
  - 5. 委託運用(金銭信託・新団体生存保険)の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - ・ 国 内 債 券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - ・ 国 内 株 式 TOPIX (配当込み)
    - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
    - · 外国株式 MSCI (KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
  - 6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
  - 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

中退共

# (参考) 自家運用(有価証券)

決算運用利回り	(参考値)	
1.25%	1. 28%	

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 26年3月末~27年2月末の単純平均)である。

中退共

## 平成26事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

# 【建設業退職金共済事業 (給付経理)】

委託運用(金銭信託)

次帝区公	資産区分 ① 時間加重収益率		② ベンチマーク		1)-2
貝座凸刀		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 31%	64.4%	2. 97%	63.8%	0. 34%
国内株式	29. 52%	16.7%	30. 69%	16.8%	- 1. 17%
外国債券	12. 33%	7. 8%	12. 28%	8. 2%	0.05%
外国株式	23. 48%	8. 2%	23. 54%	8. 2%	- 0. 06%
短期資産	0. 34%	2.9%	0. 03%	3.0%	0. 30%
合 計	9. 99%	100.0%	9. 66%	100.0%	0. 33%

- (注)1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは 必ずしも一致しない。
  - 4.②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
  - 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - 国内債券 **NMR**Aボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - 国内株式 TOPIX (配当込み)
    - 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
    - 外国株式 MSOI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、CROSS)
    - 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
  - 7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
  - 8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

#### (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有 価 証 券	1.32%	1. 28%

- (注)1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 参考値は NMRAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 26年3月末~27年2月末の単純平均)である。

建退共(給付経理)

# 【建設業退職金共済事業 (特別給付経理)】

## 委託運用(金銭信託)

資産区分	<ol> <li>時間加重</li> </ol>	[収益率	② ベンチャ	マーク	1)-2
貝座凸刀		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 26%	69. 5%	2. 97%	68. 1%	0. 29%
国内株式	34. 49%	13. 7%	30. 69%	14.5%	3. 81%
外国債券	12. 29%	7.0%	12. 28%	7. 2%	0. 01%
外国株式	22. 09%	6. 9%	23. 54%	7. 2%	<b>-</b> 1. 45%
短期資産	0. 35%	3.0%	0. 03%	3.0%	0. 31%
合 計	9. 39%	100.0%	8. 75%	100.0%	0. 64%

- (注)1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは 必ずしも一致しない。
  - 4.②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託 全体の構成比である。
  - 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - 国内債券 **NMR**Aボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - 国 内 株 式 **TOPIX** (配当込み)
    - 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
    - 外国株式 MSOI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、CROSS)
    - 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
  - 7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
  - 8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1. 23%	1.28%

- (注)1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は **NMRA**ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: **26** 年 **3** 月末~**27** 年 **2** 月末の単純平均)である。

建退共 (特別給付経理)

# 【清酒製造業退職金共済事業(給付経理)】

委託運用(金銭信託)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	① 時間加重	重収益率	②ベンチマーク		① -②
資産区分		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 12%	55. 2%	2. 97%	60. 1%	0. 15%
国内株式	31. 90%	44. 8%	30. 69%	39. 9%	1. 21%
合 計	14. 55%	100.0%	13. 47%	100.0%	1. 09%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
  - 3. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
  - 4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 5. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - ・ 国 内 債 券 NMIPAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - ・ 国 内 株 式 TOPIX (配当込み)
  - 6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

#### (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1. 03%	1. 28%

- (注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - **2.** 参考値は **NMIRA**ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: **26** 年 **3** 月末~**27** 年 **2** 月末の単純平均)である。

清退共 (給付経理)

# 【清酒製造業退職金共済事業(特別給付経理)】

# (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0. 62%	1.28%

- (注)1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - **2.** 参考値は **NMIRA**ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: **26** 年 **3** 月末~**27** 年 **2** 月末の単純平均)である。

清退共 (特別給付経理)

# 【林業退職金共済事業】

委託運用(金銭信託)

V/ ()	<ol> <li>時間加</li> </ol>	)時間加重収益率		② ベンチマーク	
資産区分		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 01%	86.6%	2. 97%	86.8%	0. 04%
国内株式	34. 69%	8.0%	30. 69%	7.8%	4. 00%
外国債券	12. 15%	<b>5.</b> 3%	12. 28%	5. 4%	- 0. 13%
合 計	5. 75%	100.0%	5. 47%	100.0%	0. 28%

- (注)1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
  - 3.②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
  - 4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 5. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - ・ 国 内 債 券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
    - ・ 国 内 株 式 TOPIX (配当込み)
    - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
  - 6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

### (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1. 34%	1. 28%

- (注)1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - **2.** 参考値は **NMIRA**ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: **26** 年 3 月末~**27** 年 2 月末の単純平均)である。

林退共 (給付経理)

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構 平成26事業年度に係る資産運用結果に対する 運用目標等の部分に関する評価報告書

平成27年6月30日

独立行政法人勤労者退職金共済機構 資 産 運 用 評 価 委 員 会

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用評価委員会委員名簿

(委員長) 奥村明雄 一般財団法人 日本環境衛生センター

会長

引馬滋株式会社滋賀銀行

社外取締役

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所

公認会計士

(委員長代理) 米澤康博 早稲田大学

大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

# はじめに

独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、中小企業退職金共済法 (以下「中退法」という。)に基づき、中小企業の従業員に係る退職金共済制度の運営を行っており、この中で、事業主から収納した掛金等の資産運用を行っている。機構は、資産 運用に当たっては、中退法に基づき、資産運用の目的、目標、基本ポートフォリオなどを 定めた資産運用の基本方針を策定することとされている。

当委員会が機構の資産運用結果の評価を行うに当たっては、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、平成26年度の資産運用結果を評価するため、関連の数値が確定する時期を待って平成27年6月10日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受けた。平成26年度の資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価については、できる限り早期に評価することとしているが、厚生労働大臣の評価に資するため、今般、平成26年度の特に運用目標等の部分に関する評価を行った。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

# 1. 運用目標の達成状況について

○ 各共済事業ともに資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示に則った運用 方法によって実施している。

運用に際しては他の関係法令を遵守するとともに、事業の安定的な運営及び制度の 健全性の確保のために必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた最適 な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

- 基本ポートフォリオに定める資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるよう、月次データ管理を行い、これを維持するよう適切に対応している。
- 各共済事業における収益の状況等は以下 $\langle 1 \rangle \sim \langle 4 \rangle$  の通りである。

委託運用は、一般の中小企業退職金共済事業(以下「中退共事業」という。)、建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)給付経理及び同事業特別給付経理、清酒製造業退職金共済事業(以下「清退共事業」という。)給付経理並びに林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)において行っている。

平成 26 年度は、全体でみれば制度の健全性の向上や事業の安定的な運営に資する運用収益の確保が行われたものと評価できる。一方、各経理ごとにみれば、ベンチマークを下回っている事業もあり、これらの経理を所掌する事業本部においては、各共済事業の経理の実情も勘案した上で、ベンチマークをはじめとする各種指標の動きを十分踏まえるとともに、パフォーマンスの改善に向けた取組を行う必要がある。

自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの経理においては、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金の確保のため、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っており、各事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

○ 平成 26 年度は、中退共事業においては、前年度を上回る大きな運用収益をあげた ことにより、平成 27 年度において、平成 26 年度を上回る付加退職金支給率が定めら れることにつながった。

また、累積欠損金のある林退共事業においては、大幅な当期総利益を計上し、年度 ごとの目標の2倍を上回る累積欠損金の削減が実現した。

中退共事業、建退共事業及び清退共事業においては、中期的に事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保、また、林退共事業においては、中期的に事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保に引き続き努力する必要があると考えられる。

# 〈1〉一般の中小企業退職金共済事業

平成 27 年 3 月末運用資産残高は 4 兆 5,766 億 75 百万円、その運用収益は前年度を上回る 2,828 億 32 百万円(うち金銭信託評価益 2,498 億 51 百万円)、決算運用利回りは 6.61%である(別表 I-1)。

このうち、委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.17%ベンチマークを上回ったが、国内株式は 1.59%、外国債券は 0.41%、外国株式は 0.15%ベンチマークを下回った。全体としては、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計がマイナス 0.32%となった(別表 I-2)。

自家運用 (有価証券) に係る決算運用利回りは 1.25%であった (別表 I-2 (参考))。 なお、平成 26 年度の当期総利益は 1,656 億 23 百万円となり、利益剰余金 3,801 億 24 百万円を計上した。

これらを踏まえると、全体としては概ね金融市場の状況を踏まえ、中退共事業の安定 的な運営を維持しうる運用収益を確保していると評価できるが、超過収益率の合計がマ イナスとなったことにかんがみ、委託する運用機関構成(マネジャー・ストラクチャー) の見直しを検討することが望まれる。

# 〈2-1〉建設業退職金共済事業給付経理

平成 27 年 3 月末運用資産残高は 9,243 億 43 百万円、その運用収益は前年度を上回る 349 億 25 百万円(うち金銭信託評価益 271 億 83 百万円)、決算運用利回りは 3.89%で ある(別表 II-1)。

このうち、委託運用(金銭信託)に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.34%、外国債券は 0.05%、短期資産は 0.30%ベンチマークを上回ったが、国内株式は 1.17%、外国株式は 0.06%ベンチマークを下回った。

全体としては、時間加重収益率が 9.99%となりベンチマークを 0.33%上回るパフォーマンスとなった。(別表II-2)。

自家運用 (有価証券) に係る決算運用利回りは 1.32%であった (別表 II-2 (参考))。 なお、平成 26 年度の当期総利益は 218 億 94 百万円となり、利益剰余金は 1,087 億 20 百万円を計上した。

これらを踏まえると、建退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と金融 市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

# 〈2-2〉建設業退職金共済事業特別給付経理

平成 27 年 3 月末運用資産残高は 338 億 79 百万円、その運用収益は前年度を上回る 14 億 72 百万円 (うち金銭信託評価益 12 億 57 百万円)、決算運用利回りは 4.43%である (別表 II-3)。

このうち、委託運用(金銭信託)に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内

債券は 0.29%、国内株式は 3.81%、外国債券は 0.01%、短期資産は 0.31%ベンチマークを上回ったが、外国株式は 1.45%ベンチマークを下回った。

全体としては、時間加重収益率が 9.39%となり、ベンチマークを 0.64%上回るパフォーマンスとなった。(別表II-4)。

自家運用 (有価証券) に係る決算運用利回りは 1.23%であった (別表 II-4 (参考))。 なお、平成 26 年度の当期総利益は 8 億 29 百万円となり、利益剰余金は 151 億 92 百万円を計上した。

これらを踏まえると、建退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

# 〈3-1〉清酒製造業退職金共済事業給付経理

平成27年3月末運用資産残高は45億75百万円、その運用収益は1億39百万円(うち金銭信託評価益1億3百万円)、決算運用利回りは3.09%である(別表III-1)。

このうち、委託運用(金銭信託)に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内 債券は0.15%、国内株式は1.21%ベンチマークを上回った。

なお、本経理では平成 26 年 2 月から基本ポートフォリオの変更を行い、同年 3 月から 4 資産 (国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)を 2 資産 (国内債券、国内株式) に減している。

全体としては、時間加重収益率が 14.55%となり、ベンチマークを 1.09%上回るパフォーマンスとなった(別表 $\mathbf{III}-2$ )。

自家運用(有価証券)に係る決算運用利回りは1.03%であった(別表Ⅲ-2(参考))。 なお、平成26年度の当期総利益は59百万円となり、利益剰余金は25億7百万円を 計上した。

これらを踏まえると、清退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

# 〈3-2〉清酒製造業退職金共済事業特別給付経理

平成27年3月末運用資産残高は3億10百万円、その運用収益は2百万円、決算運用利回りは0.53%である(別表III-3)。

資産規模の小さい清退共事業特別給付経理においては、市場運用している金銭信託を 行っていない。

なお、平成26年度の当期総損失は2万円となり、利益剰余金は1億77百万円を計上 した。

# 〈4〉林業退職金共済事業

平成 27 年 3 月末運用資産残高は 138 億 68 百万円、その運用収益は 3 億 64 百万円 (うち金銭信託評価益 2 億 60 百万円)、決算運用利回りは 2. 69%である(別表IV-1)。

このうち、委託運用(金銭信託)に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.04%、国内株式は 4.00%ベンチマークを上回ったが、外国債券は 0.13%ベンチマークを下回った。特に国内株式は平成 25 年度の 1.40%を大きく上回るものとなった。

全体としては、時間加重収益率が 5.75%となりベンチマークを 0.28%上回るパフォーマンスとなった(別表IV-2)。

自家運用(有価証券)に係る決算運用利回りは1.34%であった(別表IV-2(参考))。 なお、平成26年度の当期総利益は、2億7百万円となった。これにより、平成17年 10月に機構が策定した「累積欠損金解消計画」において、年度ごとに解消すべき累積欠 損金の額(以下「解消目安額」という。)として定められている92百万円を2倍以上 上回る累積欠損金の削減につながった。(なお、平成26年度末の累積欠損金は7億95 百万円)

これらを踏まえると、林退共事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

# 2. 基本方針の遵守状況について

平成 26 年度の運用結果報告を踏まえると、以下①及び②の実施等により、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、定期的に資産運用委員会を開催して審議を行うこと等により適切な管理がなされていると認められる。

① 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ 管理

中退共事業においては、以下のリバランスの実施

- ・ 平成26年11月末における国内債券の資産配分割合が乖離許容幅(±5.0%)の下限を超過したことから、機構が定める資産間リバランス月次運営基準に則り、翌12月に乖離許容幅の下限の1/2(-2.5%)までに引き上げるリバランス
- ・ 平成27年3月末においては、国内債券、国内株式の構成割合が資産間リバランス年度運営基準に抵触(それぞれ乖離許容幅の上下限の1/2を超過。)したため、翌4月に、マイナスへ乖離した国内債券の構成割合を乖離許容幅の下限の1/2(-2.5%)までに引き上げるリバランス
- ② 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限

また、平成26年8月に、同年2月に金融庁より公表された「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>の受入れを表明し、国内株式を保有する「資産保有者としての機関投資家」として、委託運用を通じ同コードに定める各原則への対応を進めていることについても評価できる。

この他、法令等に反したと認められる場合の委託契約の解除、資産運用を委託している民間金融機関のシェア変更、運用管理等その他の事項についても適切に行われていることが認められる。

これらを踏まえると、各事業とも、全般として基本方針に沿った運用に努めていると 評価できる。

# <一般の中小企業退職金共済事業>

# 給付経理

別表 I-1 平成 26 年度決算の概要

区分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)	
期末運用資産残高	4,576,675 百万円	4, 284, 845 百万円	
(期末資産残高)	(4,583,774百万円)	(4,291,879百万円)	
運 用 収 益 (うち金銭信託評価益)	282, 832 百万円 (249, 851 百万円)	262, 424 百万円 (228, 602 百万円)	
決算運用利回り	6. 61%	6. 55%	
当 期 総 利 益	165,623 百万円	160,645 百万円	
利益剰余金	380, 124 百万円	214, 501 百万円	

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高 から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
  - 3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

別表 I-2 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託·新団体生存保険)

	次产区八	時間加重	包収益率	ベンチ	マーク	超過収益率
	資産区分	1	構成比	2	構成比	1)-2
国	内 債 券	3. 14%				0. 17%
	アクティブ	3. 30%	36.2%	2. 97%	40.9%	0. 33%
	パッシブ	2. 93%				-0.04%
国	内 株 式	29. 10%				-1. 59%
	アクティブ	27. 75%	22.7%	30. 69%	19.7%	-2.94%
	パッシブ	30. 79%				0.10%
外	国 債 券	11.87%				-0.41%
	アクティブ	11. 92%	20.0%	12. 28%	19.7%	-0.36%
	パッシブ	11. 71%				-0. 57%
外	国 株 式	23. 38%				-0.15%
	アクティブ	23. 75%	21.1%	23. 54%	19.7%	0. 21%
	パッシブ	22. 42%				-1.12%
	合 計	14. 68%	100.0%	_	100.0%	-0.32%

<sup>(</sup>注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。

- 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
- 3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
- 4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係る各資産の割合(国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%) に基づき再計算した構成比である。
- 5. 委託運用(金銭信託・新団体生存保険)の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
  - ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
  - ・ 国内株式 TOPIX (配当込み)
  - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
  - ・ 外 国 株 式 MSCI (KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
- 6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
- 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## (参考) 自家運用(有価証券)

決算運用利回り	(参考値)	
1. 25%	1. 28%	

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 26 年 3 月末~27 年 2 月末の単純平均) である。

## <建設業退職金共済事業>

### 1. 給付経理

別表Ⅱ-1 平成26年度決算の概要

区分	平成 26 年度	参考(平成25年度)
期末運用資産残高	924, 343 百万円	885, 209 百万円
(期末資産残高)	(929,035 百万円)	(890,079 百万円)
運用収益	34,925 百万円	28,652 百万円
(うち金銭信託評価益)	(27, 183 百万円)	(20,638 百万円)
決算運用利回り	3.89%	3. 31%
当 期 総 利 益	21,894 百万円	18,566 百万円
利益剰余金	108,720 百万円	86,827 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高 から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
  - 3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

#### 別表Ⅱ-2 パフォーマンス状況

### 委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		1)-2
冥座区分		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 31%	64.4%	2.97%	63.8%	0.34%
国内株式	29. 52%	16.7%	30.69%	16.8%	-1.17%
外国債券	12. 33%	7.8%	12. 28%	8.2%	0.05%
外国株式	23. 48%	8.2%	23.54%	8.2%	-0.06%
短期資産	0.34%	2.9%	0.03%	3.0%	0.30%
合 計	9. 99%	100.0%	9.66%	100.0%	0. 33%

- (注)1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
  - 4. ②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
  - 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
    - ・ 国 内 株 式 TOPIX (配当込み)
    - 外国債券シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
    - 外国株式 MSCI (KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
    - ・ 短 期 資 産 コールレート (翌日もの、有担保、月中平均)
  - 7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
  - 8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

### (参考) 自家運用(有価証券)

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有 価 証 券	1. 32%	1.28%

- (注)1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 26 年 3 月末~27 年 2 月末の単純平均) である。

### 2. 特別給付経理

別表Ⅱ - 3 平成26年度決算の概要

区分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)
期末運用資産残高	33,879 百万円	33, 190 百万円
(期末資産残高)	(33,979 百万円)	(33, 329 百万円)
運用収益	1,472 百万円	1,147 百万円
(うち金銭信託評価益)	(1,257 百万円)	(891 百万円)
決算運用利回り	4. 43%	3. 49%
当 期 総 利 益	829 百万円	521 百万円
利 益 剰 余 金	15, 192 百万円	14,362 百万円

- (注)1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高 から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
  - 3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

## 別表Ⅱ - 4 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重	収益率	② ベンチマ	ーク	1)-2
貝座凸刀		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 26%	69.5%	2.97%	68.1%	0. 29%
国内株式	34. 49%	13.7%	30.69%	14.5%	3.81%
外国債券	12. 29%	7.0%	12. 28%	7. 2%	0.01%
外国株式	22. 09%	6.9%	23.54%	7. 2%	-1.45%
短期資産	0.35%	3.0%	0.03%	3.0%	0.31%
合 計	9. 39%	100.0%	8.75%	100.0%	0.64%

- (注)1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
  - 4.②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
  - 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
    - 国内株式 TOPIX (配当込み)

- ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
- 外国株式 MSCI (KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
- ・ 短 期 資 産 コールレート (翌日もの、有担保、月中平均)
- 7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1. 23%	1. 28%

- (注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 26 年 3 月末~27 年 2 月末の単純平均) である。

# <清酒製造業退職金共済事業>

## 1. 給付経理

別表Ⅲ - 1 平成26年度決算の概要

区分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)
期末運用資産残高	4,575 百万円	4,666 百万円
(期末資産残高)	(4,607 百万円)	(4,691 百万円)
運用収益	139 百万円	128 百万円
(うち金銭信託評価益)	(103 百万円)	(93 百万円)
決算運用利回り	3. 09%	2.80%
当期総利益	59 百万円	32 百万円
利 益 剰 余 金	2,507 百万円	2,449 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高 から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
  - 3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

### 別表Ⅲ - 2 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	<ol> <li>時間加重</li> </ol>	[収益率	②ベンラ	チマーク	① -②
関性区分		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 12%	55. 2%	2. 97%	60.1%	0. 15%
国内株式	31. 90%	44.8%	30. 69%	39.9%	1. 21%
合 計	14. 55%	100.0%	13. 47%	100.0%	1.09%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ず

しも一致しない。

- 3. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
- 4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 5. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
  - ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
  - ・国内株式TOPIX(配当込み)
- 6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

# (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.03%	1. 28%

- (注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 26 年 3 月末~27 年 2 月末の単純平均) である。

## 2. 特別給付経理

別表Ⅲ - 3 平成26年度決算の概要

区分	平成 26 年度	参考(平成)25年度
期末運用資産残高	310 百万円	315 百万円
(期末資産残高)	(310 百万円)	(315 百万円)
運用収益	2 百万円	2 百万円
決算運用利回り	0. 53%	0. 72%
当期総利益	▲2 万円	12 万円
利益剰余金	177 百万円	177 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残 高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
  - 3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

#### 別表Ⅲ - 4 パフォーマンス状況

## (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.62%	1. 28%

- (注)1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 26 年 3 月末~27 年 2 月末の単純平均) である。

## <林業退職金共済事業>

#### 給付経理

別表IV - 1 平成26年度決算の概要

区分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)
期末運用資産残高	13,868 百万円	13, 599 百万円
(期末資産残高)	(13, 963 百万円)	(13,707 百万円)
運用収益	364 百万円	227 百万円
(うち金銭信託評価益)	(260 百万円)	(119 百万円)
決算運用利回り	2. 69%	1. 69%
当 期 総 利 益	207 百万円	93 百万円
累 積 欠 損 金	795 百万円	1,002 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残 高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
  - 3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

#### 別表IV - 2 パフォーマンス状況

## 委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加	重収益率	② ベンチマ	ーク	1)-2
貝座凸刀		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	3. 01%	86.6%	2. 97%	86.8%	0.04%
国内株式	34.69%	8.0%	30.69%	7.8%	4. 00%
外国債券	12. 15%	5.3%	12. 28%	5.4%	-0.13%
合 計	5. 75%	100.0%	5. 47%	100.0%	0. 28%

- (注)1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
  - 3.②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
  - 4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 5. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - ・ 国内株式 TOPIX (配当込み)
    - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
  - 6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

# (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1. 34%	1. 28%

- (注)1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 26年3月末~27年2月末の単純平均) である。

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構 一般の中小企業退職金共済事業における平成25事業 年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成26年11月4日

独立行政法人勤労者退職金共済機構 資 産 運 用 評 価 委 員 会

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所

金融 IT イノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター

会長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所

公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学

大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

# 目 次

は	じめに	1
$\bigcirc$	一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
	第1 全般の評価	2
	第2 個別項目の評価	
	1. 運用の目標	2
	2. 基本ポートフォリオ	6
	3. 情報公開	7
	4. 自家運用の遂行	7
	5. 委託運用	8
	6. 運用管理体制 1	3

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

# ※ 数値の端数処理について

- ・当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・上記以外の数値については四捨五入

## はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成25年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成26年6月26日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成26年7月11日の委員会において、「平成25事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書(平成26年7月18日)」を取りまとめた。この評価結果は、7月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 25 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 26 年 9 月 18 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

## ○一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

#### 第1 全般の評価

一般の中小企業退職金共済事業(以下「中退共」という。)の平成25年度の資産運用に関しては、中期的に制度の健全性の向上に必要な収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用において資産合計の超過収益率がプラスになるとともに、利益剰余金を増加させ、平成26年度において、平成18年度以来8年ぶりとなる付加退職金支給率が定められることとなるなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、 一定の取り組みが行われており、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

## 第2 個別項目の評価

#### 1. 運用の目標

## 「資産運用の基本方針の規定」(I-1~3)

中退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとし、中退共制度を安定的に運営していく上で必要とする収益を長期的に確保することを目的とする。

上記に基づき、中退法第10条等に定める退職金の額を前提として、中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

### 表1 平成25年度決算の概要

区 分	平成25年度	参考(平成24年度)	
期末運用資産残高	4, 284, 845 百万円	4,022,014 百万円	
(期末資産残高)	(4,291,879百万円)	(4,029,306百万円)	
運用収入 (うち金銭信託評価益)	262, 853 百万円 (228, 602 百万円)	259, 570 百万円 (226, 278 百万円)	
運用等費用	429 百万円	522 百万円	
決算運用利回り	6. 55%	6. 89%	

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 運用等費用は、損益計算書の運用費用、不動産管理費及び減価償却費の合計額である。 なお、平成24年11月に不動産を売却したため、平成25年度決算には不動産管理費及 び減価償却費は含まれていない。

3. 決算運用利回りは、運用収入から運用等費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

## 表 2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		平成25年度末				
<b>建川ツガム</b> 寺			資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自	自 家 運 用		22, 898	53. 44	_	1. 40
		国債	13, 202	30. 81	13, 508	1. 31
	有	政府保証債	5, 732	13. 38	5, 924	1. 08
	価	金融債	1, 635	3. 82	1,660	0. 90
	証	社債	287	0. 67	299	4. 92
	券	円貨建外国債	1,000	2. 33	1, 198	4. 82
		小 計	21, 856	51. 01	22, 588	1. 44
	玄岩	短期運用	950	2. 22	*	0.08
	預金	普通預金	91	0. 21	*	0.00
	並	小 計	1, 041	2. 43	*	0.04
委	託	運用	19, 951	46. 56		12. 54
	金	指定・特定金銭信託	15, 995	37. 33	15, 995	14. 97
	金銭信託	新団体生存保険	1, 946	4. 54	1, 946	5. 89
	託	小 計	17, 941	41.87	17, 941	13. 95
	生命保険資産		2, 010	4. 69	*	1.69
	(有価証券信託)		(11,500)	(52.62)	_	0.00
		合 計	42, 848	100.00	_	6. 55

- (注) 1. 時価(参考)において、時価の把握ができないものについては※とした。
  - 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
  - 3. 短期運用は譲渡性預金である。
  - 4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
  - 5. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## 表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託・新団体生存保険)

資産区分		時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率
		1	構成比	2	構成比	1 2
国	内 債 券	0. 67%				0. 09%
	アクティブ	0.76%	36.4%	0. 58%	40.9%	0. 18%
	パッシブ	0. 55%				-0.03%
国	内 株 式	18. 64%				0.08%
	アクティブ	20.06%	20.0%	18. 56%	19.7%	1. 50%
	パッシブ	18. 18%				-0.39%
外	国 債 券	14. 73%				-0. 55%
	アクティブ	14.81%	21.3%	15. 28%	19.7%	-0. 47%
	パッシブ	14. 42%				-0.87%
外	国 株 式	34. 28%				1.85%
	アクティブ	36. 12%	22.3%	32. 43%	19.7%	3. 69%
	パッシブ	32. 31%				-0. 12%
	合 計	13. 91%	100.0%		100.0%	0. 28%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
  - 4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係る各資産の割合(国内債券16.0% 国内株式7.7% 外国株式7.7%)に基づき再計算した構成比である。
  - 5. 委託運用(金銭信託・新団体生存保険)の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - ・ 国 内 債 券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - ・ 国内株式 TOPIX (配当込み)
    - 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
    - ・ 外 国 株 式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
  - 6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
  - 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## (参考) 自家運用(有価証券)

決算運用利回り	(参考値)
1. 44%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 25年3月末~26年2月末の単純平均)である。

表 4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 25 年度末の実績		
	資産配分	乖離許容幅	資産配分	乖離幅	
	a		b	b — а	
国内債券	76.9%	±5.0%	73.4%	-3.5%	
国内株式	7.7%	±3.0%	8.4%	0.7%	
外国債券	7.7%	±2.0%	8.9%	1.2%	
外国株式	7.7%	±3.0%	9.3%	1.6%	
合 計	100.0%		100.0%	_	

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、中退共制度の安定的な運営及び健全性の向上に必要な運用収益を確保するため、 運用の基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成25年度の資産運用は、先進国の緩やかな景気拡大と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に日銀による量的・質的金融緩和と安倍政権の経済政策への期待を受けた円安および国内株式市況の上昇により、委託運用で大きな収益を計上している。また、自家運用においても安定した収益を確保している。

平成25年度決算については、期末運用資産残高は4兆2,848億円(対前年度2,628億円増)、 運用収入は2,629億円、運用費用は4億円、差し引き純収益は前年度を上回る2,624億円と なり、決算運用利回りは6.55%であった。また、平成26年度付加退職金の支給率を0.0182 とするとされたことで、中退共給付経理における当期総利益は1,606億円、利益剰余金は 2,145億円となった。

委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係るパフォーマンス状況については、資産別では国内債券・国内株式・外国株式がベンチマークを上回っている。外国債券はベンチマークを下回ったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。また、資産合計では、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計がプラス 0.28%となった。なお、自家運用(有価証券)の決算運用利回りは 1.44%であった。

平成25年度の資産配分については、いずれの資産も基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持している。

以上の状況を見れば、中退共事業に関する資産運用については、中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

中退共

5

## 2. 基本ポートフォリオ

## 「資産運用の基本方針の規定](I-4(2))

将来にわたる最適な資産配分である基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。

基本ポートフォリオを、毎年度検証する。また、策定時の諸条件が変化した場合は、 必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。

基本ポートフォリオ (平成23年4月1日改定) 期待収益率2.60% 標準偏差3.02%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	76.9%	7. 7%	7. 7%	7. 7%	100.0%
乖離許容幅	± 5.0%	± 3.0%	± 2.0%	± 3.0%	_

(注) 国内債券には生命保険資産 (一般勘定)、預け金、不動産を含む。

資産配分については、月次データで管理を行うなか、国内株式、外国債券、外国株式の時価が上昇したことに伴い、平成25年10月末において国内債券が乖離許容幅の下限を超過したことから、資産間リバランス運営基準の月次運営基準に則り乖離許容幅の下限の1/2までに構成割合を引き上げるため、翌11月に国内株式、外国債券、外国株式から国内債券(自家運用)へ資金移管を行っている。

平成26年3月末においては、いずれの資産も乖離許容幅に収まっていたが、国内債券、外国債券、外国株式の構成割合が資産間リバランス運営基準の年度運営基準(トリガーポイントを乖離許容幅の上下限の1/2に設定)に抵触したことで、マイナスへの乖離が最も大きかった国内債券の構成割合を乖離許容幅の下限の1/2までに引き上げるため、翌4月に乖離許容幅の上限の1/2を超過した外国債券、外国株式から国内債券(自家運用)へ資金移管を行っている。

基本ポートフォリオの検証については、平成23年4月に改定した基本ポートフォリオについて経済予測、市場状況等に基づき検証を行った結果、リスクとリターンの関係において最も効率的に組み合わせたポートフォリオの集まりである効率的フロンティアから大きな乖離がないことを確認している。また、基本ポートフォリオの期待収益率は2.60%が2.33%、標準偏差は3.02%が3.32%となった。

この検証結果を踏まえ、平成25年12月の資産運用委員会に諮り、基本ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

中退共

6

### 3. 情報公開

## 「資産運用の基本方針の規定](I-6)

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、中退共事業等勘定の平成24年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等(以下、「財務諸表等」という。)を官報に公告し、一般の閲覧に供している。また、機構ホームページには財務諸表等、資産運用の基本方針、資産運用の状況及び運用結果等、資産運用に関する情報に説明文を加え掲載している。さらに、平成24年度中退共事業の財務状況及び平成24年度に係る資産運用結果に対する評価報告書と資産運用評価委員会の議事要旨を掲載している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切でわかりやすい情報公開に努めることが期待される。

## 4. 自家運用の遂行

## [資産運用の基本方針の規定] (Ⅱ-2)

中退共資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、元本の償還や利払いが確実な金融商品に分散投資する。

- (1) バイ・アンド・ホールドを原則
- (2) ラダー型ポートフォリオの構築を目指す
- (3) キャッシュフロー対応

投資対象は円建ての金融商品とし、信用状況・クーポン・償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散化を図る。

国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。その場合、同一の発行体が発行した債券(金融債を除く)への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を上限の目途とする。

上記の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けもA格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

自家運用については、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえ、各年限ゾーンの満期構成を満遍なく保有するラダー型ポートフォリオの構築及びキャッシュフロー対応を考慮し、元本の償還や利払いが確実な国債、政府保証債、金融債の金融商品に分散投資している。

取得後の債券管理については、同一の発行体が発行した債券が自家運用債券ポートフォリオの10%を超えるものはなく、また、取得後に格付制限未満となった債券は保有していない。 以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンス

は遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 5. 委託運用

(1) 信託及び新団体生存保険(特別勘定)

## 「資産運用の基本方針の規定」(Ⅲ-1 (1) (2)、2 (1))

- (1) 受託機関の選定
  - ① 資產運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ)組織及び体制、ロ)人材、ハ)運用方針及び運用スタイル・手法、ニ)リスク管理体制、ホ)事務能力及び運用内容のディスクロージャー等を評価の上行う。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ)組織及び体制、ロ) 信用のある格付機関による格付け、ハ)システム対応状況及び事務能力等を評価の 上行う。

- (2) 受託機関の評価
  - ① 資產運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行う。

イ) 定量評価

各資産運用受託機関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス(ベンチマーク)と比較することにより、評価する。

- 口) 定性評価
  - 定性評価の項目は、(1)①に掲げる項目とする。なお、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。
- ② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、(1)②に掲げる項目とする。

## [資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (3)、2 (1))

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、資金運用部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年~5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、資金運用部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針若しくは運用ガイドライン等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保の

8

ため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

## [資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (4) ⑥、2(1))

⑥ 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、中退共資産の管理及び運用に関する情報を資金運用部に対して提供する。

#### イ)報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況(未収に係るものを含む。)、取引状況、費用状況等に係る中退共資産の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る中退共資産の運用に関する報告書を、資金運用部に対し少なくとも四半期毎に提出するものとする。

この他に資金運用部から要請があった場合には、資産管理受託機関及び資産運用受託機関は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

#### ロ) ミーティング

資金運用部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行うものとする。その他、資金運用部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

## ハ) その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに資金運用部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

受託機関については、22 社 33 ファンドの資産運用受託機関と 3 社の資産管理受託機関を採用しており、期中に新たな選定は行っていない。

資産運用受託機関の評価については、ファンド毎の時間加重収益率をベンチマークと比較することにより行った定量評価に、組織・運用スタイル・リスク管理体制等を評価した定性評価を加えた総合評価により行っている。資産管理受託機関の評価については、組織及び体制、格付、システム対応状況及び事務能力等の評価を行っている。

評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合評価に基づき1ファンド(外国債券)を解約、2ファンド(国内株式・外国債券)を減額し、2ファンド(国内株式・外国債券)に増額を行っている。

政策的に行うシェア変更については、平成25年11月に、資産間リバランス運営基準における月次運営基準に定めるリバランスを行うため、4ファンド(国内株式2・外国債券1・外国株式1)を減額し、国内債券(自家運用)に増額を行っている。また、平成26年4月に、資産間リバランス運営基準における年度運営基準に定めるリバランスを行うため、2ファンド(外国債券・外国株式)を減額し、国内債券(自家運用)に増額を行っている。

評価に基づくシェア変更後のアクティブ運用とパッシブ運用の比率をシミュレーションしたところ、外国株式において必要なパッシブ比率を下回る結果となったことから、アクティブ運用2ファンドを減額し、パッシブ運用1ファンドへ増額を行っている。

なお、法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況に関しては、「残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係る資産の管理に関する報告書」及び「パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る資産の運用に関する報告書」の提出を義務付け、月次での資産管理及び運用状況の把握を行っている。また、四半期ごとに運用状況及び運用成果等についてのミーティングを行っている。

なお、法令、契約書、基本方針等に反する行為は行われていない。

以上の状況を見れば、受託機関の評価及びシェア変更は基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## (2) 新企業年金保険契約(一般勘定)

## 「資産運用の基本方針の規定」 (Ⅲ-2(2)①、②)

① 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、以下の項目を評価の上行う。

- イ) 当該生命保険会社の保険金支払能力(信用ある格付機関の格付け含む)
- ロ) 利回りや流動性等の商品性
- ハ) 一般勘定で保有する資産の内容等
- ② 生命保険会社の評価

生命保険会社の評価は上記に掲げる項目とする。

## [資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2 (2) ③)

イ) 評価に基づいて行うシェア変更

評価を行った結果に基づいて、資金運用部は各生命保険会社への資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うものとする。評価対象期間は、原則として3年~5年であるが、それよりも短い期間であっても評価が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更または保険契約の解除を行うことがある。

ロ)政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離しその修正を行う必要がある場合、また、中退共制度を運営維持するために行う必要がある場合等においては、資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うことがある。

## ハ) その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

#### 「資産運用の基本方針の規定」(Ⅲ-2 (2) ④)

## イ)報告書

生命保険会社は、自社の経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書を、資金運用部に対し少なくとも半期毎に提出するものとする。

この他に資金運用部から要請があった場合には、生命保険会社は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共

10

資金運用部と生命保険会社は、半期毎にミーティングを行う。またそれ以外に も必要の都度、情報交換や協議を行う。

## ハ) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに資金運用部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

生命保険会社については、7社を採用しており、期中に新たな選定は行っていない。

生命保険会社の評価は、保険金支払能力、格付け、利回り、流動性(解約時の費用負担の 有無)、保有資産内容(資産の構成割合等)により総合的に行っている。

既存の資産については、評価結果によるシェア変更は行っていない。新規資金のシェア配分については、中退共制度への新規加入事業所数、加入従業員数等に基づき行っている。なお、政策的に行うシェア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更は行っていない。

生命保険会社の資産管理及び運用状況については、半期毎に「経営内容及び資産の管理・ 運用に関する報告書」の提出を義務付け、資産管理及び運用状況の把握を行うとともに、半 期毎に行われるミーティングを通して確認を行っている。

なお、法令、契約書、基本方針等に反する行為は行われていない。

以上の状況を見れば、生命保険会社の評価、シェア変更は基本方針に定めた基本に基づき 適切に行われていると評価できる。また、生命保険会社の資産管理及び運用状況の把握に関 しても適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった生命保険会社の選定も含め、 今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### (3) 有価証券信託による委託運用

#### 「資産運用の基本方針の規定」(Ⅲ-3(1)、(2))

① 受託機関の選定

資産運用・管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ)組織及び体制、ロ)人材、ハ)運用方針、ニ)リスク管理体制、ホ)事務能力及び運用内容のディスクロージャー、へ)信用のある格付機関による格付け、ト)システム対応状況等を評価の上行う。

② 受託機関の評価

資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

イ) 定量評価

運用利回り及び貸出稼働率について、各受託機関毎に比較評価を行う。

口) 定性評価

定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

#### 「資産運用の基本方針の規定」(Ⅲ-3 (3))

- (3) 受託機関のシェア変更
- ① 評価に基づくシェア変更 運用の評価を行った結果に基づいて、各受託機関への資産配分シェアの変更、委託

契約の解除を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年~5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

## ② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく 乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、受託機関の評価の優劣にかか わらず、政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うことが ある。

## ③ その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

## 「資産運用の基本方針の規定」(Ⅲ-3(4)③)

③ 資産管理及び運用状況に係る報告

## イ)報告書

残高状況、損益状況(未収に係るものを含む。)、取引状況に係る資産の管理に関する報告書を、少なくとも四半期毎に提出するものとする。この他に資金運用部から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

#### ロ) ミーティング

受託機関は、原則として四半期毎に、資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

## ハ) その他の報告

法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うものとする。

有価証券信託については、契約中の受託機関2社のうち1社から、平成26年3月末を以って債券貸借取引業務から撤退する旨の申し出があったことに伴い、平成25年9月末に残りの1社と併せて解約することとし、新たな受託機関を公募している。なお、選定に当たっては、組織及び体制、人材、運用方針、リスク管理体制、事務処理能力及びディスクロージャー、信用ある格付機関による格付け、システム対応状況等について提出を受けた調査関係書類やプレゼンテーションの内容を評価の上、新たに2社と契約を締結し10月から業務を開始している。

資産運用・管理受託機関の評価対象期間は原則として3年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行う必要があるため、新たに契約を開始した平成25年10月から運用状況等の確認を行っている。

資産運用・管理受託機関の資産配分シェア変更について、評価に基づくシェア変更は、受 託機関の健全性や管理体制が良好と評価したため、行っていない。また、政策的に行うシェ ア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更は行っていない。

資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用状況の把握については、「残高状況、損益状況、 取引状況に係る資産の管理に関する報告書」の提出を義務付け、四半期での資産管理及び運 用状況の把握を行っている。

なお、法令、契約書、基本方針等に反する行為は行われていない。

有担保取引の対象取引先を国内系金融機関に限定する等の対応を継続している。これについては、資産運用・管理受託機関との四半期ごとのミーティングを通して、他の公的機関の対応状況、金融情勢・市場環境などを確認した上で継続している。

以上の状況を見れば、受託機関の選定、評価及びシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。また、資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用 状況の把握が適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## 6. 運用管理体制

「資産運用の基本方針の規定」(IV-1)

1 運用体制の整備、充実

資金運用部には自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する担当者を置く。

また、資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保に取り組み、運用体制の整備・ 充実を図り、運用管理の合理化・コスト削減等に努める。

「資産運用の基本方針の規定」(IV-2、3)

2 資產運用委員会

運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

## 3 ALM委員会

中退共資産運用の効率化を図るため基本ポートフォリオの作成及び基本方針等について、助言を受けることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、中退共資産の運用に係る業務を資金運用部が執行しており、資金運用部には、資産運用の専門的知識及び経験を有する担当者を運用調査役として配置している。また、資産運用に関する専門的知識の向上及び人材育成を図る観点から、各種セミナー・講習会等へ参加し、必要な知識の修得に努めている。

資産運用委員会中退共部会については、余裕金の運用の重要性に鑑み、運用の基本方針、 運用計画、運用実績報告及び資産配分その他重要な事項を審議し、運用管理体制の強化と責 任体制の明確化を図ることを目的として、資産運用委員会中退共部会を設置している。同部 会は、理事長を委員長とした担当役職員で構成し、毎月1回開催し審議している。

ALM委員会中退共分科会については、審議事項に関する案件がなかったため、開催はしていない。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の 運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待され る。

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業における平成25事業年度 に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成26年11月4日

独立行政法人勤労者退職金共済機構 資 産 運 用 評 価 委 員 会

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所

金融ITイノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター

会長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所

公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学

大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

# 目 次

はじめに	1
<ul><li>○ 建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価</li></ul>	
【第一部 給付経理】	
第1 全般の評価	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	2
2. 基本ポートフォリオ	6
3. 情報公開	7
4. 自家運用の遂行	7
5. 委託運用	8
6. 運用管理体制	1 1
【第二部 特別給付経理】	
第1 全般の評価	1 3
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	1 3
2. 基本ポートフォリオ	1 6
3. 情報公開	1 7
4. 自家運用の遂行	1 8
5. 委託運用	1 8
6. 運用管理体制	2 1

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

# ※ 数値の端数処理について

- ・当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・上記以外の数値については四捨五入

# はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成25年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成26年6月26日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成26年7月11日の委員会において、「平成25事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書(平成26年7月18日)」を取りまとめた。この評価結果は、7月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 25 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 26 年 9 月 18 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

## ○建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

# 【第一部給付経理】

# 第1 全般の評価

建設業退職金共済事業(以下「建退共」という。)給付経理の平成25年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

#### 第2 個別項目の評価

#### 1 運用の目標

 $(I - 1 \sim 3)$ 

[資産運用の基本方針の規定]

- 1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
- 2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
- 3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

# 表1 平成25年度決算の概要

区 分	平成 25 年度	参考(平成24年度)
期末運用資産残高	885,209 百万円	853,697 百万円
(期末資産残高)	(890,079 百万円)	(858,008 百万円)
運用収入	28,715 百万円	34,398 百万円
(うち金銭信託評価益)	(20,638 百万円)	(26,303 百万円)
運用費用	62 百万円	65 百万円
決 算 運 用 利 回 り	3.31%	4.15%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借 対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

# 表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

追	1 用	の方法等	平	成 25	年 度 末	:
世	177	0 万 伍 守	資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自	家 運	月	5,553	62.7	_	1.36
	右	国 債	1,601	18.1	1,711	1.63
	益	政府保証債	3,428	38.7	3,558	1.39
	有価証券	金 融 債	277	3.1	278	0.33
	芬	小 計	5,306	59.9	5,547	1.41
		定期預金	3	0.0	*	0.03
	預	短 期 運 用	160	1.8	*	0.10
	金	普 通 預 金	84	1.0	*	_
		小 計	247	2.8	*	0.04
委	託 運	1 用	3,299	37.3	_	6.66
	金	銭 信 託	2,790	31.5	2,790	7.70
	生 1	命 保 険 資 産	509	5.8	*	1.17
	(有	価 証 券 信 託 )	(1,513)	(28.5)		0.00
	合	計	8,852	100.0	_	3.31

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
  - 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
  - 3. 短期運用は譲渡性預金である。
  - 4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
  - 5. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

#### 表3 パフォーマンス状況

#### 委託運用(金銭信託)

次去豆八	① 時間加重収益率		(1) 時間加重収益率 (2) ベンチマーク		1)-2
資産区分		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	0.69%	62.7%	0.58%	61.5%	0.11%
国内株式	20.67%	17.2%	18.56%	17.9%	2.11%
外国債券	15.43%	8.7%	15.28%	8.8%	0.15%
外国株式	32.79%	8.7%	32.43%	8.8%	0.36%
短期資産	-0.03%	2.8%	0.04%	3.0%	-0.07%
合 計	8.23%	100.0%	7.75%	100.0%	0.49%

- (注) 1.委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2.時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3.①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
  - 4.②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
  - 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標 による。
    - ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - 国内株式 TOPIX(配当込み)
    - ・外国債券シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
    - · 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
    - 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
  - 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
  - 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

#### (参考) 自家運用(有価証券)

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有 価 証 券	1.41%	1.33%

- (注) 1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2.参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 25 年 3 月末~26 年 2 月末の単純平均)である。

#### 表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 25 年	度末の実績
	資産配分	乖離許容幅	資産配分	乖離幅
	a		b	b-a
国内債券	86.2%	$\pm 7.0\%$	85.4%	-0.8%
国内株式	5.3%	$\pm 2.2\%$	5.4%	0.1%
外国債券	2.6%	$\pm 1.3\%$	2.7%	0.1%
外国株式	2.6%	$\pm 1.3\%$	2.7%	0.1%
短期資産	3.3%	$\pm 3.0\%$	3.7%	0.4%
合 計	100.0%		100.0%	_

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成25年度決算については、期末運用資産残高は8,852億円(対前年度315億円増)、運用収入は287億円を計上し、決算運用利回りは3.31%であった。

平成 25 年度の資産運用は、先進国の緩やかな景気拡大と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に日銀による量的・質的金融緩和と経済政策への期待を受けた円安および国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(206 億円)を確保している。この結果、当期総利益は 185 億円を計上し、平成 25 年度末の利益剰余金は 868 億円となった。

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式がベンチマークを上回り、短期資産がベンチマークをやや下回ったが、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.49%)となっている。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.41%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況を見れば、建退共給付経理の資産運用については、建退共制度の安定的な 運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った 資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

「資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	86. 2	5. 3	2.6	2.6	3.3	100.0
乖離許容幅	$\pm 7.0$	±2.2	±1.3	±1.3	$\pm 3.0$	

- (注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金を含む。
- (注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.73%、標準偏差は 1.39%である。
- (注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。
- (注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

各資産の時価変動及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、 各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、受託運用機関毎に 平成25年度末のアセットアロケーションを再計算している。この結果を資産運用委 員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを平成25年度末以降遵守するよう 各受託運用機関に通知している。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を、情報統合サービスの利用によりモニタリングを実施している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクバッファは小幅増加し、ショートフォール確率も小幅悪化にとどまっていることを確認している。

これらの検証結果を平成 26 年 1 月に開催した A L M 委員会特退共分科会の助言を 得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、 基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適 切に行われることが期待される。

# 3 情報公開

(I - 6)

「資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、 公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、 資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、建退共事業等勘定の平成24年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

#### 4 自家運用の遂行

(II - 2)

「資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益 証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額 は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。また、保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、

同一発行体が発行した債券の保有総額制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

# 5 委託運用

#### (1) 金銭信託

 $(\Pi - 1 \ (1), (2), (3), (4) \ (6), (7)$ 

「資産運用の基本方針の規定]

# (1)受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

#### (2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3~5年の委託期間を原則とする。

#### 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

# ② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

#### (3) 受託機関のシェア変更

- ① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポー

トフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、 受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委 託契約の変更、解除等を行うことがある。

- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退 共資産管理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のた め、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- (4) 受託機関の責務及び目標
  - ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管 理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等) 及び建退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方 針等)を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、 契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建 退共本部からの指示を受ける。以上の他、建退共本部の指示に従い報 告を行う。
  - ⑦ 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを 行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及 びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。 その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、9社を採用しており、期中に新たな選定は行っていない。 受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行ってい る。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価 を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の 超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、 リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資 金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期 に実施している。

評価に基づくシェア変更については、直近3ヵ年及び5ヵ年の定量評価、定性評価 に基づき、委託金額の一部減額及び移管を実施している。(減額ファンド1、増額フ ァンド1)

資産管理・運用状況の把握については、各受託運用機関に対し新たなアセットアロ ケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示している。資産の 運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。平成 25 年度は、4~5 月及び 10~11 月に受託運用機関全社と定例のミーティングを実施する とともに、7~8 月及び 1~2 月にパフォーマンスが不振な受託運用機関とミーティン グを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実 績を踏まえ、運用成績が不振な受託運用機関に対し、運用改善策の提出を求めている。 当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏 まえた改善策の報告を受けている。

評価期間中のガイドライン抵触の状況については、外国債券の組入乖離許容幅の上 9

限を超えた案件が1件発生している。受託運用機関より速やかに報告がなされているが、当方からはリスク管理体制の改善を強く求め、受託運用機関からは当方の指摘を踏まえ、体制を改善する旨の報告書を受理している。

以上の状況を見れば、受託機関の評価及びシェア変更は基本方針に基づき適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### (2) 生命保険資産

# $(III - 2 (1) \sim (3))$

「資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を 考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

- (3) 生命保険会社のシェア変更
  - (2) の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険会社については、5社を採用しており、既存の生命保険会社に問題がなかったため、期中に新たな選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率、並びに生命保険資産の管理や決算の取りまとめ等を行う幹事会社については、これら事務の業務量も勘案し決定している。いずれの生命保険会社とも評価結果に問題がなかったため、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況を見れば、生命保険資産の評価は、基本方針に基づき、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、 今後とも適切に行われることが期待される。

#### (3) 有価証券信託

(III - 3 (1), (2))

「資産運用の基本方針の規定

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

- (2) 信託有価証券の払戻
  - (1) の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

有価証券信託については、契約中の受託機関3社のうち1社から、平成26年3月末を以って債券貸借取引業務から撤退する旨の申し出があったことに伴い、平成25年12月に解約することとし、契約中の受託機関2社による入札を実施している。なお、選定にあたっては、貸出稼働率及び収益率を評価の上、受託機関1社へ平成25年12月に資産移管を行っている。

受託機関の評価については、受託機関の健全性、貸出稼働率・収益率等について実施している。

いずれの受託機関とも、格付けや自己資本比率等の健全性は良好であり、収益率には著しい差異が生じていないため、評価による払戻は行っていないが、貸出稼働率を踏まえて有価証券の追加信託を実施している。

以上の状況を見れば、受託機関の選定及び評価は、基本方針に基づき適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 6 運用管理体制

(N-1, 2, 3)

「資産運用の基本方針の規定]

- 1. 運用体制の整備、充実
  - ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
  - ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。
- 2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要 事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会 を設置する。

#### 3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、建退共資産の運用に係る業務を資金運用部が執行しており、資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。さらに、定期預金等を設定する金融機関の経営状況を把握するため、当該金融機関のホームページやディスクロージャー資料からの情報を収集し、リスク管理を行っている。

資産運用委員会建退共部会については、四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用 計画の審議を行っているほか、臨時開催により、金銭信託の受託運用機関の資金配分 シェア変更等の審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、平成26年1月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果について助言を得て現行ポートフォリオを継続することとしている。以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

# 【第二部 特別給付経理】

#### 第1 全般の評価

建退共特別給付経理の平成 25 年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用についてはベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

#### 第2 個別項目の評価

#### 1 運用の目標

 $(I - 1 \sim 3)$ 

「資産運用の基本方針の規定]

- 1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
- 2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
- 3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

#### 表1 平成25年度決算の概要

区分	概  要	参考(平成24年度)
期末運用資産残高	33,190 百万円	33,064 百万円
(期末資産残高)	(33,329 百万円)	(33,192 百万円)
運 用 収 入	1,152 百万円	1,449 百万円
(うち金銭信託評価益)	(891 百万円)	(1,180 百万円)
運 用 費 用	6 百万円	6 百万円
決 算 運 用 利 回 り	3.49%	4.48%

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸

借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均 残高で除したものである。

# 表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

24	軍 用	の方	法	等	7	区 成 25	年 度 末	
\ \	里 川	V) )]	伍	寸	資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自	家 運	用			163	49.0	_	1.34
	有	国		債	7	2.1	7	0.70
	有価証券	政 府	保 証	債	139	41.8	143	1.46
	証光	金	融	債	4	1.2	4	0.39
	分	小	Ē	<del>†</del>	150	45.2	154	1.40
	預	短 期	運	用	9	2.7	*	0.09
	金	普通	預	金	4	1.1	*	_
	並	小	Ē	+	13	3.9	*	0.04
委	託 運	用			169	51.0	_	5.65
	金	銭	信	託	138	41.4	138	6.73
	生命	7 保険	資	産	32	9.6	*	1.11
	合	·	計		332	100.0		3.49

- (注)1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
  - 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
  - 3. 短期運用は譲渡性預金である。
  - 4. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

#### 表3 パフォーマンス状況

# 委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		① 時間加重収益率   ② ベンチマーク		1)-2
貝座区刀		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	0.65%	67.9%	0.58%	65.5%	0.07%
国内株式	20.05%	14.7%	18.56%	15.7%	1.48%
外国債券	14.80%	7.3%	15.28%	7.9%	-0.48%
外国株式	33.49%	7.4%	32.43%	7.9%	1.06%
短期資産	0.02%	2.8%	0.04%	3.0%	-0.02%
合 計	7.18%	100.0%	6.93%	100.0%	0.24%

- (注)1.委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
  - 2.時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 3.①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

- 4.②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標 による。
  - ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
  - 国内株式 TOPIX(配当込み)
  - ・外国債券シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
  - · 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
  - ・ 短 期 資 産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

# (参考)自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.40%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 25 年 3 月末~26 年 2 月末の単純平均)である。

#### 表4 資産配分の状況

	基本ポー	トフォリオ	平成 25 年	度末の実績
	資産配分	乖離許容幅	資産配分	乖離幅
	a		b	b-a
国内債券	83.0%	$\pm 7.0\%$	82.8%	-0.2%
国内株式	6.0%	$\pm 2.5\%$	6.1%	0.1%
外国債券	3.0%	$\pm 1.5\%$	3.0%	0.0%
外国株式	3.0%	$\pm 1.5\%$	3.1%	0.1%
短期資産	5.0%	$\pm 3.0\%$	5.0%	0.0%
合 計	100.0%		100.0%	_

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成25年度決算については、期末運用資産残高は332億円(対前年度1億円増)、 運用収入は12億円を計上し、決算運用利回りは3.49%であった。

平成 25 年度の資産運用は、先進国の緩やかな景気拡大と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に日銀による量的・質的金融緩和と経済政策への期待を

受けた円安および国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(9億円)を確保している。この結果、当期総利益は5億円を計上し、平成25年度末の利益剰余金は143億円となった。

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券・国内株式、 外国株式がベンチマークを上回り、外国債券・短期資産がベンチマークをやや下回る 結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった影響によるも のである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果 (対複合ベンチマーク比+ 0.24%)となっている。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況につ いては、決算運用利回りが 1.40%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況を見れば、建退共特別給付経理の資産運用については、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

「資産運用の基本方針の規定】

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	83.0	6.0	3.0	3.0	5.0	100.0
乖離許容幅	±7.0	$\pm 2.5$	±1.5	$\pm 1.5$	$\pm 3.0$	

- (注1) 国内債券には生命保険資産、新株予約権付社債を含む。
- (注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.67%、標準

偏差は1.60%である。

- (注3)この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。
- (注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

各資産の時価変動や退職金支払いによる自家運用額の減少及び受託運用機関の総 合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの

中心値に近似するよう、受託運用機関毎に平成25年度末のアセットアロケーションを再計算している。この結果を資産運用委員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを平成25年度末以降遵守するよう各受託運用機関に通知している。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を、情報統合サービスの利用によりモニタリングを実施している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクバッファは小幅増加し、ショートフォール確率も引き続き低いことを確認している。

これらの検証結果を平成 26 年1月に開催したALM委員会特退共分科会の助言を 得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、 基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適 切に行われることが期待される。

#### 3 情報公開

(I - 6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、 公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価報告書、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、建退共事業等勘定の平成 24 年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

#### 4 自家運用の遂行

(II - 2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保 するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投 資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。また、保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一の発行体が発行した債券の保有総額制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 5 委託運用

#### (1) 金銭信託

 $(\coprod -1 \ (1), (2), (3), (4) \ (6, 7)$ 

[資産運用の基本方針の規定]

#### (1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

#### (2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3~5年の委託期間を原則とする。

#### ① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

#### ② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

#### (3) 受託機関のシェア変更

- ① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退 共資産管理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、 資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

#### (4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び建退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを 行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及 びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。 その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、2社を採用しており、期中に新たな選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、いずれの受託運用機関とも運用実績等の評価 が適切であったため、シェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況の把握については、各受託運用機関に対し、新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示している。平成25年度は、ガイドライン等に抵触する事案は発生していない。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。平成25年度は、4~5月及び10月に受託運用機関全社と定例のミーティングを実施するとともに、8月及び1月にパフォーマンスが不振な受託運用機関とミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用成績が不振な受託運用機関に対し、運用改善策の提出を求めている。 当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況を見れば、受託機関の評価は基本方針に基づき適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### (2) 生命保険資産

 $(III - 2 (1) \sim (3))$ 

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を 考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

- (3) 生命保険会社のシェア変更
  - (2) の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険会社については、5社を採用しており、既存の生命保険会社に問題がなかったため、期中に新たな選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率、並びに生命保険資産の管理や決算の取りまとめ等を行う幹事会社については、これら事務の業務量も勘案し決定している。いずれの生命保険会社とも評価結果に問題がなかったため、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況を見れば、生命保険資産の評価は、基本方針に基づき、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、 今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

# (3) 有価証券信託

(III - 3 (1), (2))

「資産運用の基本方針の規定

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

- (2) 信託有価証券の払戻
  - (1) の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期中の有価証券信託による委託運用は実施されていない。

#### 6 運用管理体制

(N-1, 2, 3)

[資産運用の基本方針の規定]

- 1. 運用体制の整備、充実
  - ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
  - ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。
- 2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要 事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会 を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、建退共資産の運用に係る業務を資金運用部が執行しており、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会建退共部会については、四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用 計画の審議を行っているほか、臨時開催により、金銭信託の受託運用機関のアセット アロケーション変更の審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、平成26年1月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果について助言を得て現行ポートフォリオを継続することとしている。以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業における平成25事業 年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成26年11月4日

独立行政法人勤労者退職金共済機構 資 産 運 用 評 価 委 員 会

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所

金融ITイノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター

会長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所

公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学

大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

# 目 次

は	じめに	1
0	清酒製造業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
	【第一部 給付経理】	
	第1 全般の評価	2
	第2 個別項目の評価	
	1. 運用の目標	2
	2. 基本ポートフォリオ	5
	3. 情報公開	7
	4. 自家運用の遂行	7
	5. 委託運用	8
	6. 運用管理体制1	0
	【第二部 特別給付経理】	
	第1 全般の評価 1	2
	第2 個別項目の評価	
	1. 運用の目標1	2
	2. 基本ポートフォリオ 1	4
	3. 情報公開 1	5
	4. 自家運用の遂行1	5
	5. 委託運用1	6
	6. 運用管理体制1	8

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

# ※ 数値の端数処理について

- ・当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・上記以外の数値については四捨五入

# はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成25年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成26年6月26日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成26年7月11日の委員会において、「平成25事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書(平成26年7月18日)」を取りまとめた。この評価結果は、7月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 25 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 26 年 9 月 18 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

#### ○清酒製造業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

#### 【第一部給付経理】

#### 第1 全般の評価

清酒製造業退職金共済事業(以下「清退共」という。)給付経理の平成25年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

#### 第2 個別項目の評価

# 1 運用の目標

#### $(I-1\sim3)$

[資産運用の基本方針の規定]

- 1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
- 2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度(以下「清退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
- 3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第 10 条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

#### 表1 平成25年度決算の概要

区分	平成 25 年度	参考(平成24年度)
期末運用資産残高	4,666 百万円	4,789 百万円
(期末資産残高)	(4,691 百万円)	(4,810 百万円)
運 用 収 入	128 百万円	166 百万円
(うち金銭信託評価益)	(93 百万円)	(128百万円)
運用費用	_	1 百万円
決算運用利回り	2.80%	3.55%

清退共(給付経理)

- (注)1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借 対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

#### 表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

			平点	平成 25 年 度 末				
ì	運用の方法等		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用 利 回 り		
自	家運月	Ħ	3,947	84.6		1.20		
	<i>+</i>	国 債	2,659	57.0	2,658	1.44		
	有価証券	政府保証債	462	9.9	464	0.94		
	証券	金 融 債	400	8.6	401	0.33		
		小 計	3,521	75.5	3,522	1.30		
	<b>₹</b>	短 期 運 用	300	6.4	*	0.04		
	預 金	普 通 預 金	126	2.7	*	_		
	<u> </u>	小 計	426	9.1	*	0.02		
委	託運月	Ħ	719	15.4	719	5.63		
	金	銭 信 託	719	15.4	719	5.63		
	合	計	4,666	100.0	_	2.80		

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
  - 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
  - 3. 短期運用は譲渡性預金である。
  - 4. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

# 表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① -②
貝座凸刀		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	0.42%	59.2%	0.58%	60.1%	-0.16%
国内株式	22.38%	40.7%	18.56%	39.9%	3.82%
外国債券	13.22%	0.0%	13.93%		-0.71%
外国株式	30.79%	0.0%	30.83%	_	-0.03%
合 計	5.75%	100.0%	5.23%	100.0%	0.52%

- (注)1. 外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。
  - 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

清退共 (給付経理)

- 3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
- 4. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
- 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
  - ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
  - ・国内株式TOPIX(配当込み)
  - ・外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
  - · 外 国 株 式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
- 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

# 〈参考〉 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.30%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は、NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:25年3月末~26年2月末の単純平均)である。

#### 表4 資産配分の状況

(平成 26 年2月 28 日変更前)

	基本ポートフォリオ		平成 26 年 2 月末の実績	
	資産配分	乖離許容幅	資産配分	乖離幅
	a		b	b-a
国内債券	91.9%	$\pm 4.0\%$	90.4%	-1.5%
国内株式	4.1%	$\pm 2.0\%$	4.7%	0.6%
外国債券	2.0%	$\pm 1.0\%$	2.4%	0.4%
外国株式	2.0%	$\pm 1.0\%$	2.5%	0.5%
合 計	100.0%	_	100.0%	_

# (平成 26 年2月 28 日変更後)

	基本ポートフォリオ		平成 25 年度末の実績	
	資産配分	乖離許容幅	資産配分	乖離幅
	a		b	b-a
国内債券	93.9%	+2.0~-4.5%	93.7%	-0.2%
国内株式	6.1%	+4.5~-2.0%	6.3%	0.2%
合 計	100.0%	_	100.0%	_

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を

清退共(給付経理)

行っている。

平成25年度決算については、期末運用資産残高は46億66百万円(対前年度123百万円減)、運用収入は128百万円を計上し、決算運用利回りは2.80%であった。

平成25年度の資産運用は、先進国の緩やかな景気拡大と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に日銀による量的・質的金融緩和と経済政策への期待を受けた円安および国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(93百万円)を確保している。この結果、当期総利益は32百万円を計上し、平成25年度末の利益剰余金は24億48百万円となった。

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内株式がベンチマークを上回り、国内債券、外国株式、外国債券がベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は外国債券でカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.52%)となっている。なお、基本ポートフォリオを2月28日に変更し、3月中に4資産が2資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率となっている。また、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.30%であった。

資産配分の状況については、基本ポートフォリオの変更前と変更後、いずれの資産も乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況を見れば、清退共給付経理の資産運用については、清退共制度の安定的な 運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った 資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 2 基本ポートフォリオ

平成26年2月28日変更前の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

「資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	91.9	4.1	2.0	2.0	100.0
乖離許容幅	$\pm 4.0$	$\pm 2.0$	$\pm 1.0$	$\pm 1.0$	

- (注1)国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金、 短期資産を含む。
- (注2)平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、期待収益率は1.72%、標準偏差1.01%となっている。
- (注3)この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。
- (注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

清退共 (給付経理)

# 平成26年2月28日変更後の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	合計
資産配分	93.9	6.1	100.0
乖離許容幅	+2.0~-4.5	+4.5~-2.0	

- (注1)国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金、 短期資産を含む。
- (注2)この基本ポートフォリオの、期待収益率は1.26%、標準偏差1.09%となっている。
- (注3)この基本ポートフォリオは、5年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。
- (注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を、乖離許容幅の範囲 内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産 配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

基本ポートフォリオの変更に伴うアセットアロケーションを再計算する必要があることを資産運用委員会で審議した上で、新たなアセットアロケーションを平成26年3月中に遵守するよう受託運用機関に通知している。

平成25年度においては、資産規模が小さく4資産の維持が困難であり、外貨建資産のカストディフィーが割高であるため、基本ポートフォリオの見直しを行い、4資産(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)を2資産(国内債券、国内株式)に減し、国内株式の資産配分割合を増すこととしている。

見直しに当たっては、資産規模が小さい清退共給付経理の資産運用は、管理コストや為替リスクを抑え、制度が将来も安定的に継続できるように、手堅い資産運用が望ましいとの清酒製造業界の意向を踏まえ、またALM委員会特退共分科会の助言を得たうえで、資産運用委員会の審議を経て理事会で決議し、平成26年2月28日に基本ポートフォリオを変更している。

変更後の基本ポートフォリオの期待収益率は、1.26%で平成25年9月時点のポートフォリオの期待収益率と変わらず、リスクは、1.09%で平成25年9月時点のポートフォリオの1.38%から低減している。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの見直しも適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 3 情報公開

(I - 6)

「資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会、資産 運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開してい る。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、 清退共事業等勘定の平成 24 年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等 を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。 今後とも引き続き適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

# 4 自家運用の遂行

 $(\Pi - 2)$ 

「資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%をこえないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、社債券(特定社債券を含む)及び円貨 建外国債の取得は指定格付け機関の一から A 格以上を取得しているものとす る。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留 意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた 長期・安定的な債券投資を継続している。また、保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一の発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けが A 格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタ

清退共(給付経理)

ンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。 今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 5. 委託運用

#### (1) 金銭信託

(III-1, (1), (2), (3), (4), (6), (7))

[資産運用の基本方針の規定]

#### (1)受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

#### (2)受託機関の評価

清退共本部は受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を 行う。この場合、評価の対象期間は、3~5年の委託期間を原則とする。

#### ① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一ベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

#### ② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、清退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

#### (3)委託機関のシェア変更

- ① 清退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、 委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、清退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は清退共資産管理 上必要が生じた場合には、清退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの 変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

#### (4)委託機関の責務及び目標

清退共(給付経理)

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした清退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び清退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に清退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、清退共本部から指示を受ける。以上の他、清退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 清退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎に、ミーティングを行い、清 退共資産の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく 運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他清退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、1社を採用しており、期中に新たな選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。 定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、清退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況の把握については、受託運用機関に対し、新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示している。平成 25 年度は、ガイドライン等に抵触する事案は発生していない。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。平成 25 年度は、4月、7月及び 10 月にミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用改善策の提出を求めている。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況を見れば、受託機関の評価は基本方針に基づき適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。 期中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## (2)生命保険資産

 $( \mathbf{II} - 2(1) \sim (3) )$ 

「資産運用の基本方針の規定】

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率を考慮し、選定する。

(2)生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに清退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

- (3) 生命保険会社のシェア変更
  - (2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

期中の生命保険資産による委託運用は実施されていない。

## (3)有価証券信託

期中の有価証券信託による委託運用は実施されていない。

## 6 運用管理体制

(IV-1, 2, 3)

「 資産運用の基本方針の規定 ]

- 1. 運用体制の整備、充実
  - ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
  - ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。
- 2. 資産運用に係る委員会の設置
  - ① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要 事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を 設置する。

② ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、 助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置 する。

清退共(給付経理)

運用体制の整備、充実については、清退共資産の運用に係る業務を資金運用部が執行しており、資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会清退共部会については、四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っているほか、臨時開催により資産運用の基本方針の変更等についての審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、平成26年1月に開催し、資産運用の基本方針の変更について、委員の助言を得た上で、資産運用委員会で審議を経て理事会で決議し、 資産運用の基本方針を変更している。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## 【第二部 特別給付経理】

#### 第1 全般の評価

清退共特別給付経理の平成 25 年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持している。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、運用の基本方針に沿って、適切に行われたと評価できる。

## 第2 個別項目の評価

## 1 運用の目標

## $(I-1\sim3)$

[資産運用の基本方針の規定]

- 1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
- 2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度(以下「清退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
- 3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

## 表1 平成25年度決算の概要

区分	平成 25 年度	参考(平成24年度)
期末運用資産残高	315 百万円	316 百万円
(期末資産残高)	(315 百万円)	(316 百万円)
運用収入	2 百万円	3 百万円
運用費用	_	_
決算運用利回り	0.72%	0.92%

- (注)1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借 対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

## 表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

		平成 25年度末					
運用の方法等			方 法 等	資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用 利 回 り
ŀ	自家	運用		315	100.0	_	0.72
	有価	国	債	271	86.0	271	0.81
	有価証券	小	計	271	86.0	271	0.81
	預	普	通 預 金	44	14.0	*	_
	金	小	計	44	14.0	*	_
	合		計	315	100.0	_	0.72

- (注)1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
  - 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
  - 3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## 表3 パフォーマンス状況

## 〈参考〉 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.81%	1.33%

- (注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:25年3月末~26年2月末の単純平均)である。

## 表4 資產配分割合状況

	基本ポー	トフォリオ	平成 25 年度末の実績		
	配分割合 a 乖離許容		配分割合 b	乖離幅	
		1 14 1 1 1 1 1 1 1		b-a	
国内債券	100.0%		100.0%	0.0%	
国内株式	%		%		
外国債券	%	_	%	_	
外国株式	%		%	_	
合 計	100.0%		100.0%	0.0%	

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成25年度決算については、期末運用資産残高は3億15百万円(対前年度1百万円減)、運用収入は2百万円を計上し、決算運用利回りは0.72%であった。この結果、当期総

清退共 (特別給付経理)

利益は12万円を計上し、平成25年度末の利益剰余金は1億77百万円となった。

資産配分の状況については、基本方針に定めている基本ポートフォリオである国内債券 100%を継続している。

以上の状況を見れば、清退共特別給付経理の資産運用については、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本とし、当該経理の現状を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

#### 2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合 計
資産配分	100.0	_	_	_	100.0
乖離許容幅	_	_	_	_	

- (注1)国内債券には短期資産を含む。
- (注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果の期待収益率は 1.27%、標準偏差 0.38%となっている。
- (注3)この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。
- (注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、平成 25 年度においても引き続き、基本ポートフォリオに定める資産配分である国内債券 100%を維持している。

基本ポートフォリオの検証については、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクバッファは前回検証時と比較して増加していることを確認している。

これらの検証結果を平成26年1月に開催したALM委員会特退共分科会の助言を得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## 3 情報公開

(I - 6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会、資産 運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開してい る。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、 清退共事業等勘定の平成 24 年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等 を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

## 4 自家運用の遂行

(II - 2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益 証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額 は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、社債(金融債を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一から A 格以上を取得しているものとする。取得後に格付けが A 格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドを原則とする長期・ 安定的な債券投資を継続している。また、保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債のみであり、同一の発行体が発行した 債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券の取得 及び保有は行っていない。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適

清退共 (特別給付経理)

切に行われることが期待される。

#### 5 委託運用

## (1)金銭信託

(III-1, (1), (2), (3), (4), (6), (7))

[資産運用の基本方針の規定]

## (1)受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

## (2)受託機関の評価

清退共本部は受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を 行う。この場合、評価の対象期間は、3~5年の委託期間を原則とする。

## ① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修 正総合利回りを、受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された 複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一 ベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

## ② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、清退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

#### (3)委託機関のシェア変更

- ① 清退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、 委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、清退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は清退共資産管理 上必要が生じた場合には、清退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの 変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

### (4)委託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした清退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び清退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に清退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、清退共本部から指示を受ける。以上の他、清退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 清退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎に、ミーティングを行い、清退 共資産の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運 用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他清退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

期中の金銭信託による委託運用は実施されていない。

## (2)生命保険資産

 $( \coprod -2(1) \sim (3) )$ 

[資産運用の基本方針の規定]

(1)生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率を考慮し、 選定する。

(2)生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに清退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

- (3) 生命保険会社のシェア変更
  - (2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

期中の生命保険資産による委託運用は実施されていない。

### (3)有価証券信託

(III - 3(1), (2))

「資産運用の基本方針の規定

(1)受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

- (2)信託有価証券の払戻
  - (1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期中の有価証券信託による委託運用は実施されていない。

清退共 (特別給付経理)

#### 6 運用管理体制

(IV-1, 2, 3)

「資産運用の基本方針の規定 ]

- 1. 運用体制の整備、充実
  - ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
  - ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。
- 2. 資産運用に係る委員会の設置
  - ① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要 事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を 設置する。

② ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、 助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置 する。

運用体制の整備、充実については、清退共資産の運用に係る業務を資金運用部が執行しており、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会清退共部会については、四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、平成 26 年 1 月に開催し、基本ポートフォリオの 検証結果について助言を得て現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業における平成25事業年度 に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成26年11月4日

独立行政法人勤労者退職金共済機構 資 産 運 用 評 価 委 員 会

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所

金融ITイノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター

会長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所

公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学

大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

## 目 次

は	じめに	1
0	林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価 第1 全般の評価	2
	第2 個別項目の評価	_
	1. 運用の目標	2
	2. 基本ポートフォリオ	5
	3. 情報公開	6
	4. 自家運用の遂行	7
	5. 委託運用	7
	6. 運用管理体制1	0

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

## ※ 数値の端数処理について

- ・当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・上記以外の数値については四捨五入

## はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成25年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成26年6月26日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成26年7月11日の委員会において、「平成25事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書(平成26年7月18日)」を取りまとめた。この評価結果は、7月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 25 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 26 年 9 月 18 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

## ○林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

## 第1 全般の評価

林業退職金共済事業(以下「林退共」という。)給付経理の平成25年度の資産運用に関しては、中期的に制度の健全性の向上に必要な収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って、適切に行われたと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

○ 累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて 努力することが期待される。

#### 第2 個別項目の評価

#### 1 運用の目標

 $(I - 1 \sim 3)$ 

[資産運用の基本方針の規定]

- 1. 林退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
- 2. 林退共資産の運用は、林業退職金共済制度(以下「林退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
- 3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

## 表1 平成25年度決算の概要

区 分	平成 25 年度	参考(平成24年度)
期末運用資産残高	13,599 百万円	13,607 百万円
(期末資産残高)	(13,707 百万円)	(13,731 百万円)
運 用 収 入	227 百万円	389 百万円
(うち金銭信託評価益)	(119 百万円)	(275 百万円)
運 用 費 用	_	2 百万円
決算運用利回り	1.69%	2.90%

- (注)1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
  - 2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

## 表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

海	H	田の古法	用の方法等		松		平成 25 年度末				
運	Ж	V) /J	伝	守	資産残高	構成比	時価(参考)	決算 運用利回り			
自	家 運	1 用			8,843	65.0	_	1.24			
	有	国		債	1,698	12.5	1,769	1.43			
	有価証券	政府	呆 証	債	5,588	41.1	5,801	1.39			
	夯	金	融	債	500	3.7	500	0.29			
		小	計		7,786	57.3	8,070	1.34			
	預金	短 期	運	用	750	5.5	*	0.04			
	金	普通	預	金	307	2.3	*	_			
		小	計		1,057	7.8	*	0.02			
委	託 運	1 用			4,756	35.0	4,756	2.52			
	金	銭	信	託	4,756	35.0	4,756	2.52			
合		計	•		13,599	100.0	_	1.69			

- (注)1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
  - 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
  - 3. 短期運用は譲渡性預金である。
  - 4. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## 表3 パフォーマンス状況

## 委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		1)-2
<b>具座</b> 区刀		構成比		構成比	超過収益率
国内債券	0.65%	86.8%	0.58%	86.8%	0.07%
国内株式	19.96%	7.8%	18.56%	7.8%	1.40%
外国債券	14.67%	5.4%	15.28%	5.4%	-0.61%
合 計	2.85%	100.0%	2.78%	100.0%	0.07%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
  - 2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
  - 3. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
  - 4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
  - 5.委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
    - ・国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
    - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
    - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
  - 6.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## (参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値	
有価証券等	1.34%	1.33%	

- (注)1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。
  - 2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 25 年 3 月末~26 年 2 月末の単純平均)である。

## 表4 資産配分の状況

	基本ポー	トフォリオ	平成 25 年度末の実績		
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅	
	更压力 a		页/主品/70	b-a	
国内債券	95.6%	$\pm 2.0\%$	95.4%	-0.2%	
国内株式	2.6%	±1.0%	2.7%	0.1%	
外国債券	1.8%	±1.0%	1.9%	0.1%	
合 計	100.0%		100.0%		

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成25年度決算については、期末運用資産残高135億99百万円(対前年度9百万円減)、運用収入は2億27百万円を計上し、決算運用利回りは1.69%であった。

平成 25 年度の資産運用は、日銀による量的・質的金融緩和と経済政策への期待を受けた国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(1億19百万円)を確保している。この結果、当期総利益は93百万円を計上し、平成25年度末の累積欠損金が10億2百万円に減少した。(参考: 林退共給付経理は、累積欠損金解消計画において、累積欠損金の解消年限を平成34年度としている。)

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券、国内株式がベンチマークを上回っている。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.07%)となっている。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.34%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況を見れば、林退共事業における資産運用については、林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。累積欠損金の早期解消に留意しつつ、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## 2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95. 6	2.6	1.8	100.0
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

- (注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、短期資産を含む。
- (注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.32%、標準偏差は 0.55%である。
- (注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

林退共 (給付経理)

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、また、中退法施行規則令第10条に 定める退職金の額の見直し等の状況にも対応し、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持しうるよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクバッファは小幅改善し、ショートフォール確率は前回検証時と同水準であることを確認している。

これらの検証結果を平成 26 年 1 月に開催した A L M 委員会特退共分科会の助言を 得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## 3 情報公開

(I - 6)

「資産運用の基本方針の規定】

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、 公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、 資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、林退共事業等勘定の平成 24 年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。 今後とも引き続き適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

林退共(給付経理)

## 4 自家運用の遂行

(II - 2)

「資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益 証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額 は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないことと する。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。また、保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一の発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## 5 委託運用

## (1) 金銭信託

 $(\coprod -1 (1), (2), (3), (4))$ 

「資産運用の基本方針の規定】

(1)受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容 及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及 び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運 用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金

林退共(給付経理)

性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

## (2) 受託機関の評価

林退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3~5年の委託期間を原則とする。

## 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

### ② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、林退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

## (3) 受託機関のシェア変更

- ① 林退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、林退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、 受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委 託契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は林退 共資産管理上必要が生じた場合には、林退共資産の安全性確保のた め、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

## (4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした林退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び林退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に林退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、林退共本部からの指示を受ける。
  - 以上の他、林退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 林退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを 行い、林退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及 びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。 その他、林退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、1 社を採用しており、期中に新たな選定は行っていない。 受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行なっている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施している。超過収益率については、資産配分効果、個別資産効果、その他効果に分類して評価を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、林退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況の把握については、受託運用機関に対し運用ガイドラインを交付しその遵守を指示している。平成25年度は、ガイドライン等に抵触する事案は発生していない。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。平成25年度は、5月、10月及び2月にミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用改善策の提出を求めている。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況を見れば、受託機関の評価は基本方針に基づき適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## (2) 生命保険資産

 $(III - 2 (1) \sim (3))$ 

「資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を 考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに林退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

- (3) 生命保険会社のシェア変更
  - (2) の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

期中の生命保険資産による委託運用は実施されていない。

## (3) 有価証券信託

期中の有価証券信託による委託運用は実施されていない。

#### 6 運用管理体制

(IV-1, 2, 3)

[資産運用の基本方針の規定]

- 1. 運用体制の整備、充実
- ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
- ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、 資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と 確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合 理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切 に行う。
- 2. 資産運用委員会の設置

林退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要 事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会 を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、林退共資産の運用に係る業務を資金運用部が執行しており、資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会林退共部会については、四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用 計画の審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、平成26年1月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果について助言を得て現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

## 能力開発プログラムの概要

職	務							研 修					実 務 研 修				自己啓発に対する支援			その他			
相联	195	組織開発・全体研修			節目研修		〔専	門 能 力 等 研 修 〕		修〕	各 部 門 別				日日召光に対する文技				-C 0711E				
部•	次長	顧	個	資				人事管理・					0 1	OJT 他の部詞	課からの	の異動	者研修		· 社 会	・	· 簿	社	外
課•	室長	客サービスに	人情報保護、	産運用に	新任	管理職品	开修	マネジメント能力研修					人事	外部セーターターターを	ミナーが入り	~の派 資産	・ 回 財形	シス	K 保 険 労 務 士	券 ア ナ リ ス トナンシャルプランナー	記 検 定	内勉強人	部機
課·代	室長理	に関する意識向	制度改正等の	係るトピッ	新任	代理研	修	能力研修	資産運	企業年金	電話対		・会計部門/ 独立行政	部門 ノクレー	促進等部門/プレゼン	運用部門 / 資産管理	収部門 /住宅口融資・審査/住宅口	テム部門 /データベー		等 資格取得支援制		会に対する	関との
係	長	上等のための	重要事項に関	クス的情報	新任	係長研	· 修	部下の管理・	用基礎研	制度研修	応スキ	プレゼンテーション	労務管理(衛生管理、労働関係)	ム処理能力等の向	テーション能力の向上、広報宣	1、資金運用、有価証券の	ーン、融資・債権回収	- ス、ネットワーク、プログラ	通信	度	受 検	る人的・物	人事
主	任	基本研修	する研修	の提供	_				修 I	独法会計・経理基	研修	エクセル等の	法令の改正等)等の実表等に関する実	上のための皿	一伝力の強化等のため	売買等に関する実	等に関する実	、ミング等に関する実	教育受講費の4	検料の補	日の特別休	的支援	交流
係	員				新規	採用者研	f修		П	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		修修	務研修修	研修 等	の研修等	務研修	務 研 修	務研修	補助	助	暇 化		

- (注) ・基本研修及び自己啓発に対する支援については、各部の協力を得ながら、総務部で企画・立案を行い、実施する。 ・実務研修については、総務部と連携を図りつつ、各部で企画・立案を行い、実施する。